

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第29回会議次第

令和6年1月18日（木）

県庁別館2階第1会議室D

- 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
（砂防法、森林法、土砂災害防止法、都市計画法、土採取等規制条例、
廃棄物処理法、行政対応の相互関係（仮題）（いずれも最終））
- 2 その他
- 3 次回の会議について

◎ 砂防法

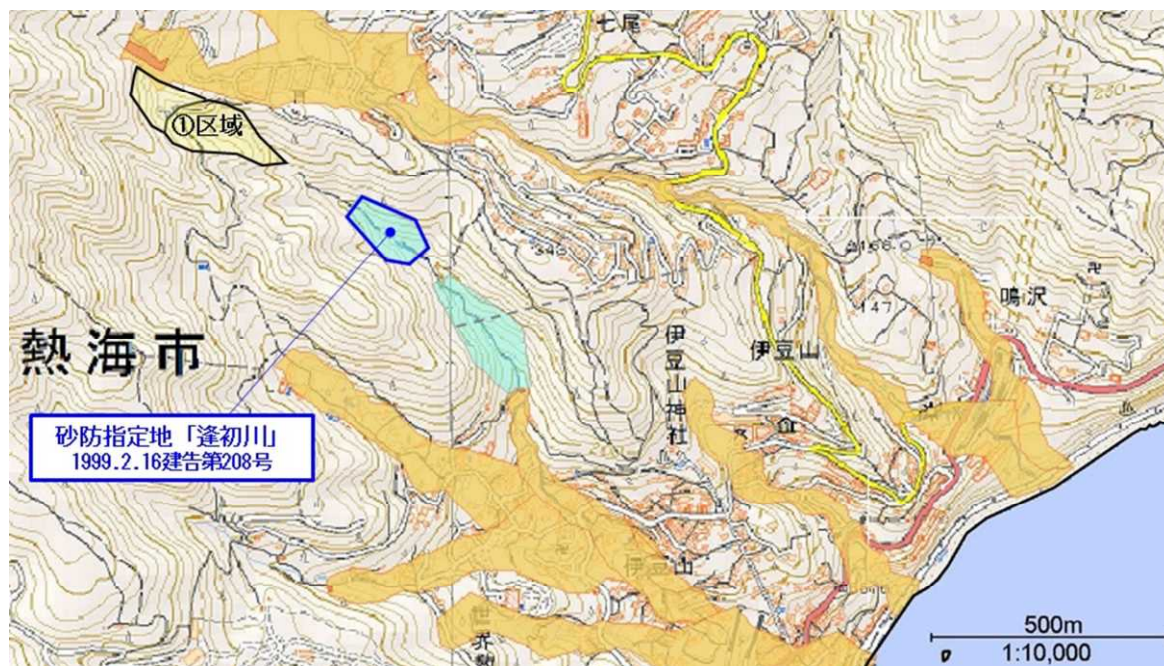
R6.1.18 砂防課 案

赤字:第27回委員会(1/9)からの修正箇所

1 逢初川流域における砂防指定地の概要

- ・逢初川流域における、本法に基づく指定の範囲は中流域の砂防設備と堆砂域を砂防指定地に指定しており、①区域は含まれてない。
- ・砂防指定地に指定後、①区域で土地改変行為があったが、この区域を砂防指定地へ追加していない。

逢初川流域の砂防指定地の位置



2 砂防指定地の指定に関する制度の概要

- ・砂防指定地は、治水上砂防※1 のため砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地である。(法第2条)

※1 治水上砂防とは

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横侵食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不斷に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。このような土砂※2の生産を抑制し、流送土砂を扞止※3調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされている。(行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(抄)1994年9月30日 建設省砂防課長等通達より抜粋)

※2 土砂…山地斜面の表面**侵食**等や溪床・溪岸の縦横侵食で発生する土砂（自然斜面や天然河岸で発生する土砂を指す）

※3 扞止（かんし）…せき止めること

- ・本法に基づく砂防指定地の指定手続きは以下のとおりである。（砂防指定地指定要綱 1989(H1)年9月12日 建設省河川局長通達）

指定手続き		内 容
①	指定範囲の設定	現地の状況等を踏まえ、県が指定基準及び指定方法※4に基づき、指定範囲を設定する。
②	指定の進達	県知事は国土交通大臣に指定を進達する。
③	指定の告示	国土交通大臣が指定を行い官報告示された場合、国砂防主管課長は県砂防担当部局長に告示通知する
④	指定区域の閲覧	県知事は指定告示後、関係土木事務所等において関係図書を閲覧する。

※4 指定基準及び指定方法は次のとおり。

（指定基準）

土砂等の生産、流送、堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域で下表に掲げる区域（**逢初川は基準4に該当**）

1	溪流若しくは河川の縦横 侵食 又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域
2	風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
3	火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び火山麓地
4	土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
5	地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
6	開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
7	その他公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

（指定方法）

指定基準を勘案して、下記のうち適切な指定方法による（組み合わせも可）
（**逢初川は標柱指定に該当**）

線指定	溪流、河川沿いの土地を指定する場合は、起終点を定め、溪流又は河川の中心線から左右各岸〇メートルまでの土地の区域	〇〇川の中心線から左右各岸〇mまでの土地の区域
標柱指定	国有林野、市街地等の土地を指定する場合は、林班、地番内の標柱によって囲まれた土地の区域	標柱第〇号から第〇号に囲まれた土地の区域
面指定	山腹を指定する場合は、字又は地番表示による土地の区域	〇〇市××111番地、112番地、…

(指定実績)

砂防指定地指定要綱制定以降から現在まで（1989(H1)年9月12日～2023(R5)年4月7日）の県内における指定方法別の指定箇所数は以下のとおり。

指定方法	指定区域数	指定面積
線指定	26区域	262.7ha
標柱指定	436区域	960.6ha
面指定	129区域	1,821.4ha
合計	591区域	3,044.7ha

- ・静岡県砂防指定地管理条例（2003年3月20日条例第35号）に基づき、下記のとおり砂防指定地内における行為の制限、違反等があった場合の対応をとる。

行為の制限 第3条	砂防指定地内で工作物の新設や竹木の伐採、土地の掘削・盛土等の形状変更、土石等の採取などの行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 知事は、許可申請の内容が基準に適合する場合は許可しなければならない。
監督処分 第13条	条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者等について、許可の取り消し、許可条件の変更、行為の中止や原状回復を命ずることができる。 また、治水上砂防のため著しい支障等が生じたときには許可を受けた者に対して必要な措置を命ずることができる。

罰 則 第 15 条	指定地内行為の許可（又は変更）の規定に違反した者、監督処分として命令した内容に違反した者等は、1 年以下の懲役又は 2 万円以下の罰金に処する。
---------------	--

- ・静岡県砂防指定地管理条例に基づく行為制限は、静岡県砂防指定地管理条例施行規則（2003 年 3 月 28 日規則第 25 号）に規定する下記の行為が適用除外となる。

砂防指定地 内行為の適 用除外 第 3 条	・土地の区画形質の変更を伴わない施設又は工作物、並びに高さ 1m 以下の擁壁、深さ 50cm 以下の側溝（素堀側溝を除く。）の新築、改築、移転又は除却 ・竹木の伐採（間伐等竹木の保育や面積 1ha 未満の植林並びに自家の生活の用を目的としたもの、枯損又は危険な竹木を対象とするもの、適用除外行為に係る測量調査又は施設保守の支障となるもの） ・竹木の伐採に係る当該竹木の滑り降ろし又は地引き運搬 ・張替え又は植替えのためにする芝草の掘取り ただし、砂防設備及び河川区域等並びに砂防設備及び河川区域等の境界から 10m 以内の区域における行為はこの限りでない。
--------------------------------	--

- ・砂防指定地の指定の運用等に関する通達等は以下のとおり。

1989. 9. 12 砂防指定地指定要綱について（国通達）

(H1)

内容

- ・指定の基準、手続き等の明確化するための要綱策定

1989. 9. 13 砂防指定地指定要綱の取扱いについて（国通達）

内容

- ・砂防指定地の指定は、砂防設備を要する土地に限らず、治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地についても行う。特に土石流危険渓流等についての指定の促進を図る。
- ・その他等、要綱の取扱いに関する通達

1989. 12. 10 砂防指定地指定実務要領発行（建設省砂防部監修）

内容

- ・砂防指定地指定要綱の解説
- ・進達書類の内容説明
- ・告示文例
- ・Q & A

1993. 12. 8 砂防指定地の指定等に係る進達について（国通達）

(H5)

内容

- ・開発行為等一定の行為を禁止又は制限する砂防指定地には、有害土砂の発生流下を抑制することから治水上砂防の効果が極めて

大きい。

- ・このため特に土石流危険渓流について指定促進を図ることとしているが、今後とも防災意識の高揚を図ること等により指定に係る土地所有者等の協力が得られるよう一層の努力を行うよう通達

1994. 9. 30 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定
(H6) 等について（国通達）

内容

- ・地方公共団体の長が処分庁となる場合の審査基準等の作成の指針となるべき準則を示したもの。
- ・砂防指定地内における一定行為の制限に関する審査基準として、土地の形質の変更等により、砂防設備の設置・機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合は許可するものとする。

1995. 10. 11 砂防指定地の指定について（国通達）
(H7)

内容

- ・砂防指定地の指定範囲について、砂防工事施行箇所及びその近傍のみを対象にしている事例が見受けられ、治水上砂防の観点により必要とされる土地が指定されていないことを受け、治水上砂防の観点より必要とされる土地を「面的」に指定するよう通達

2001. 1. 30 砂防指定地実務ハンドブック発行（国土交通省砂防部監修）
(H13)

内容

- ・砂防法制定以来蓄積された指定に関する運用を整理し、砂防指定地指定実務要領の後継実務ハンドブックとして刊行
- ・指定の意義や基準等の根幹部分は概ね実務要領と同じであるが、調書の編集方法やQ & A等の実務について内容の更新

3 逢初川流域における砂防指定地の指定手続きにおける事実関係の整理

（１）逢初川流域における砂防指定地の指定手続きに係る事実関係

1998. 9. 2 国の砂防指定地進達ヒアリングにおいて、県砂防課は流域全域を面
(H10) 指定することについて再検討を求められる

内容

- ・本省砂防課管理係から、指定範囲を流域全域の面指定することについて再検討を求めるコメントを受ける。（1998. 10. 28 付け砂防課文書（sab002）により上記事実を確認）

1998. 10. 28 県砂防課が砂防指定地の進達に先立ち、流域全域の面指定を再検討するも次の理由で見送る (sab002)

内容

(公文書に記載された理由)

- ・流域の上部は管理された植林帯であり、また、上水道関連施設等の公共施設があり管理されている箇所であるため、流域全域を砂防指定地として指定する緊急性は比較的小さいと考えられる。
- ・現状は、流域の大部分を占める土地が県外在住の共有地となっており、同意が得られる見通しが立たない。

当時の担当職員への聴き取り結果

公文書に「早急に指定地に編入する必要がある、しかし、前述のとおり、流域全域の指定は困難」という手書きメモが記載されており、これについて、当該文書を起案・決裁した砂防課職員への聴き取り結果は以下のとおり。

- ・公文書の起案者、決裁者とも記載内容、メモ書きについて記憶がなかった。
- ・当時、部分的な指定はよくあることであった。
- ・荒廃した溪流への砂防堰堤整備を進捗させるため、流域全体の指定に時間を要する場合には、事業に必要な範囲のみを早急に指定することを重視していた。

1998. 10. 28 県砂防課が砂防指定地の指定を国に進達する (sab001)

内容

(指定方法(標柱指定)等について、進達書には、次のとおり記載されている)

- ・地権者の同意が得られないため、今回は事業実施(砂防堰堤の設置)に必要な区域のみを標柱にて指定進達する。
- ・溪流の荒廃は進んでいるものの、流域上部は管理された植林地帯であり、今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい。

1999. 2. 16 県砂防課の進達どおり国が砂防指定地を指定する (sab003)

(H11)

内容

- ・県の進達どおり標柱指定が告示される。(1999. 2. 16 付けの国告示通知書及び官報により上記事実を確認)

1999. 11. 30 県熱海土木が建設した砂防堰堤が竣工する

内容

- ・以降、静岡県砂防指定地等監視員による巡回が開始される(根拠: 静岡県砂防指定地等監視員設置要綱)
- ・竣工した堰堤は、高さ 10.0m、長さ 43.0m、計画貯砂量 3,980 m³

計画流出土砂量 5,700 m³（整備率 69.82%）
（逢初川砂防設備台帳（sab003）から砂防堰堤の竣工の事実を確認）

2007. 4. 25 県熱海土木が「逢初川から泥水が流れ込み伊豆山港内が広範囲に汚
(H19) 濁している」との通報を受け、逢初川上流部を現地確認する。(A283)

内容

（公文書に記載された現地の状況）

- ・広範囲に宅地造成が行われている。
- ・泥水の発生源は造成地内の谷部分、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況。

当時の職員への聴き取り結果

当該文書を起案・決裁した熱海土木事務所職員に聴き取り調査を実施した結果、当時の状況や対応は以下のとおり。

- ・公文書の起案者、決裁者とも記載内容、撮影された写真について記憶がなかった。
- ・決裁者は上流の開発が森林法に違反していることを認識していたが、現地を見た際には土地改変行為は行っておらず、危険性の判断まではできなかったと記憶していた。

2009. 10. 8 県熱海土木が「伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい」
(H21) との通報を受け、伊豆山港を現地確認する。(A073)

内容

（公文書に記載された県担当者の認識）

- ・港外の濁りの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる。
- ・逢初川の濁りの発生源は、上流部の土地改変行為によるものと思われる。

2009. 10. 9 県熱海土木が 10. 8 の伊豆山港の現地確認の結果を踏まえ、逢初川
上流部を現地確認する (A074)

内容

（公文書に記載された現地の状況）

- ・雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された（現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態）

（公文書に記載された県担当者の認識）

- ・河川区域の上流であるが、当該地の土砂が逢初川に流入していることは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる。

当時の職員への聴き取り結果

当該文書を起案・決裁した熱海土木事務所職員に聴き取り調査を実施した結果、当時の状況や対応は以下のとおり。

(現地の状況について)

- ・公文書の起案者、決裁者とも記載内容及び現地の状況を記憶していた。
- ・現地は通常の盛土工事では考えられないような転圧不足、かつ軟弱な土質で、降雨の影響もあり非常にぬかるんでいたことを記憶していた。
- ・調整池や地下排水工などの防災措置は確認できず、必要な安全対策が設けられていないという疑念を持っていた。
- ・砂防堰堤の具体的な状況を記憶していなかったが、施設が切迫した状況であるという認識はなかった。

(現地確認後の対応について)

- ・崩壊が拡大する危険性を感じたが、下端部の盛土はそれほど多くなく、当時の状況であれば、対策を講じれば何とかなるとも考えていた。
- ・当時、砂防指定の追加が検討されなかったのは、既存法（土採取等規制条例）で対応するのが当然であるとの認識であり、砂防設備にも異常がなかったので、砂防指定を追加する必要もなかったと考えていた。

2009. 11. 4 県熱海土木及び県東部農林と熱海市で逢初川上流部の盛土について対策会議を開催し、市が土採取等規制条例に基づき指導することを確認する (A076, A077)

内容

- ・現状の法的規制は、風致地区条例と土採取等規制条例で、土採取等規制条例の届出については期限が切れている。
- ・申請にあった防災措置が取られていない状態で盛土がされている。
- ・このため、熱海市が土採取等規制条例に基づき指導する。

2016. 4 以降 砂防指定地等監視員の業務報告書が残存する 2016 年 4 月以降は、
(H28) 逢初川の砂防指定地等については、砂防指定地等監視員からは、「崩壊・損壊箇所なし」と報告されている (sab005)

巡回内容及び記録

- ・逢初川は年 6 ～ 7 回の頻度で巡回
- ・2016 (H28). 3 月以前の業務報告書は残存していない。

当時の監視員への聴き取り結果

2007 (H19) 年度から 2022 (R4) 年度に担当した監視員に聴き取り調査を実施した結果、当時の監視状況は以下のとおり。

(監視方法について)

- ・監視頻度は月 2 回程度
- ・監視方法、監視範囲は、土木事務所から具体的な指示や前任者からの引継ぎがなく、監視員によって差異があった。(毎回砂防堰堤まで監視又は下流河川で濁り等があった場合には

堰堤を監視、必要に応じ写真を撮影)

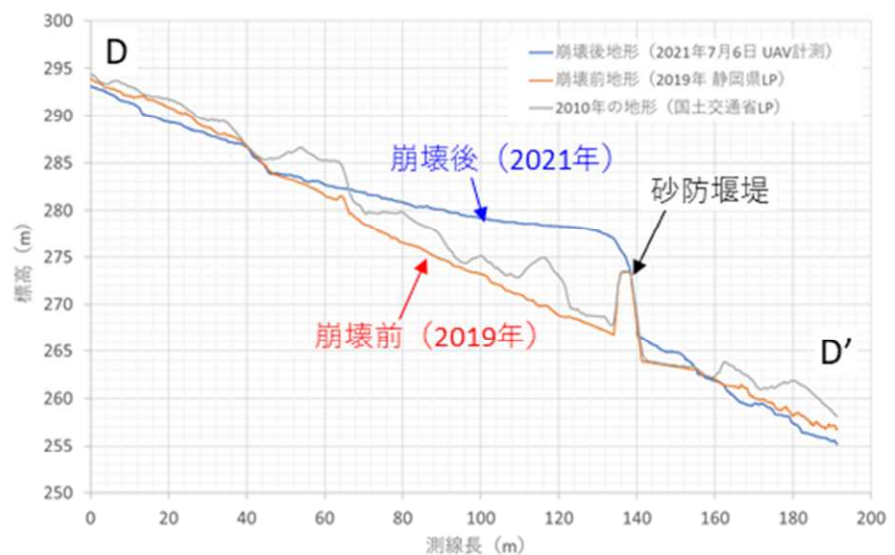
- ・指定地より上流は監視対象外であり、土地改変行為は監視していなかった。

(逢初川砂防堰堤の状況について)

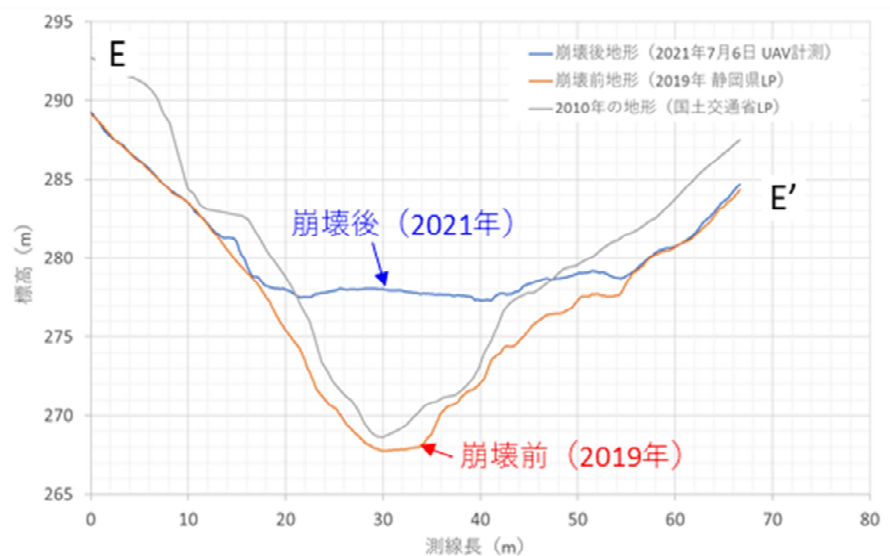
- ・砂防堰堤の状況は、2007～2012年度の監視員の記憶では堰堤に土砂が堆積していたとのことであったが、2013～2022年度の監視員の記憶では、災害発生前の監視の際には土砂の堆積はなかった※とのことであった。

※砂防堰堤の堆積状況は、2019年に県が取得した三次元点群データの解析結果により、下記のとおり崩壊前は土砂が堆積していない事実を確認した。

砂防堰堤周辺の縦断面図



砂防堰堤上流側の横断面図



(2) 事実関係を補足する聴き取り調査結果

- ・1998. 10. 28 に砂防指定地の指定を国に進達した際、逢初川について「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により流域全域の面指定を進めたい。」とした方針への対応について、当時の担当職員から聴き取りを行い、以下の状況であったことを確認した。

- ・実施期間

2022. 6. 14～ 7. 15

- ・対象者

砂防課（14 名）及び熱海土木事務所企画検査課（12 名）の砂防担当者

- ・聴き取り内容

- ① 流域の荒廃状況を認識していたか
- ② 面指定に向けて地権者と接触していたか
- ③ 逢初川に関する引継ぎ事項があったか

当時の職員への聴き取り結果

- ・1998 年度の担当は、調書の作成や国とヒアリングを実施したことは覚えているが、内容については覚えていなかった。
- ・いずれも、逢初川に関する記憶は無く、地権者とのヒアリングや引継ぎについての記憶は無かった。

【論点】

- ① 逢初川と同時に指定がされた溪流と比較して指定範囲の考え方は妥当であったか
- ② 地権者の私権制限とエリアの安全性を比較考量してその判断が妥当であったか
- ③ 伊豆山港の濁りの原因が逢初川上流部の開発行為にあることを認識した後の対応は妥当であったか（法令適用における比例原則により砂防法による行為制限を行わなかったことは適切な判断であったか）
- ④ 砂防指定地等監視員等による監視は当初の指定進達時の方針に照らし適切であったか

4 事実関係を踏まえた論点と考察

- (1) 逢初川と同時に指定がされた溪流と比較して指定範囲の考え方は妥当であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・1998 年 10 月 28 日に砂防指定を進達した全 7 溪流のうち、5 溪流で「面指定」を行っているが、うち 3 溪流（志津摩川、長尾川左支川、タルノ沢）は流域の一部を「面指定」したものであり、「標柱指定」した逢初川と同様に要設備地を中心とした事業に必要な範囲を指定していた。（※別表 1 参照）
- ・流域の一部を面指定した 3 溪流は、指定進達調書において流域面積が大きく土地所有者が多いこと、又は地権者と協議中であることを理由に流域の一部のみ

を指定進達したと記録されており、指定範囲の検討において、逢初川と同様に砂防堰堤の迅速な整備や私権制限の考慮がされていた。（※別表 2 参照）

- ・逢初川以外の溪流では、当時の現地状況写真が残存していないため、治水上砂防の観点から必要範囲として流域の一部又は全部を指定したものであったのか資料により確認することができなかった。
- ・他法令の制限状況は、進達した全 7 溪流で流域内に 5 条森林が存在していたが、指定進達した範囲に 5 条森林が含まれているものと含まれていないものが混在（※別表 1 参照）しており、他法令の制限があれば一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかった。

※別表 1 同一時期に指定進達された溪流の状況（指定範囲、他法令の状況等）

溪流名	指定方法	指定範囲	他法令の状況	
			流域内に存する 他法令の制限	左記のうち砂防指定 地内の重複状況
逢初川	標柱	流域の一部 流域面積 15ha 指定面積 1.28ha	5 条森林	指定地の一部が重複
			宅造規制区域	指定地全域が重複
			第 1 種風致地区	指定地全域が重複
志津摩川	面	流域の一部 流域面積 130ha 指定面積 0.79ha	5 条森林	重複しない
			宅造規制区域	指定地全域が重複
神橋沢	面	流域のほぼ全部 流域面積 5ha 指定面積 5.65ha	5 条森林	指定地の一部が重複
長尾川左支川	面	流域の一部 流域面積 8ha 指定面積 2.77ha	5 条森林	指定地の一部が重複
方ノ上谷川	面	流域のほぼ全部 流域面積 4ha 指定面積 3.37ha	5 条森林	指定地の一部が重複
タルノ沢	面	流域の一部 流域面積 33ha 指定面積 8.18ha	5 条森林	指定地全域が重複
都田川	標柱	河川護岸のみ 流域面積 115ha 指定面積 1.04ha	5 条森林	重複しない

※別表2 同一時期に指定進達された溪流の状況（指定方法の理由等）

溪流名	指定方法の理由	今後の進達方針
逢初川	地権者の同意が得られないため、今回は事業実施に必要な区域のみを標柱にて指定進達する。	溪流の荒廃は進んでいるものの、流域上部は管理された植林地帯であり、今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい。
志津摩川	流域面積が大きく、土地所有者も多いため、事業実施に必要な範囲を地番にて指定進達する。	今後、流域を分割して計画的に面指定を進める。
神橋沢	堰堤上流の流域全体を地番にて指定進達する。	堰堤下流は河川事業で整備済であり、当面指定進達の予定なし。
長尾川左支川	地権者と協議中であり、現時点では一定の範囲を地番にて指定進達する。	残りの流域は、地権者と協議が整い次第、進達したい。
方ノ上谷川	堰堤上流の流域全体を地番にて指定進達する。	堰堤下流は河川事業で整備済であり、当面指定進達の予定なし。
タルノ沢	流域面積が大きく、土地所有者も多いため、事業実施に必要な範囲を地番にて指定進達する。	今後、流域を分割して計画的に面指定を進める。堰堤下流は河川事業で整備済であり、当面指定進達の予定なし。
都田川	早急に護岸工事が必要と考えられる範囲を標柱にて指定する。	今後、溪流の荒廃状況により、必要に応じて上下流を指定進達したい。

- ・1998年10月28日の流域全体を面指定とすることに対する再検討結果において、「早急に指定地に編入する必要がある、しかし、前述のとおり、流域全域の指定は困難な」という手書きメモが記載されており、これについて文書作成時の関係者に聴き取りを行ったが、いずれも内容について記憶がないとのことであった。しかし、当時の指定の考え方は、荒廃した溪流への砂防堰堤整備を進捗させるため、流域全体の指定に時間を要する場合には、事業に必要な範囲のみを早急に指定することを重視していたことを確認した。

【考察】

- ・砂防指定の指定範囲は、当時、国の通達により、いずれの溪流においても、流域を面的に指定することが可能であるか検討していたが、土地所有者の同意等が得られない場合は、逢初川に限らず指定範囲を流域の一部にとどめ、流域全域の面指定は今後の状況に応じて進めるとしたことは、流域全域の指定に時間

をかけるよりも、必要範囲を早急に指定して砂防堰堤を速やかに整備し、地域の安全を確保することを重視していた。

- ・指定範囲を流域の一部にとどめた場合、その範囲が治水上砂防の観点により必要とされる土地であったかについては、当時の流域の状況を写真で確認できなかったものの、他法令の制限があれば一律に砂防指定地から除外していた事実は確認できなかったことから、逢初川も含め、本県の砂防指定は、溪流毎に現地の状況に応じて必要な範囲が検討され、砂防指定地を進達していたと考えられる。
- ・以上のことから、逢初川と同時に指定された溪流と比較して、指定範囲の設定過程に大きな違いは見られず、治水上砂防に必要な範囲を面的に指定するという目的に対して、妥当な検討がされていたといえる。

（２）地権者の私権制限とエリアの安全性を比較考量して判断が妥当であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・地権者の私権制限について、逐条砂防法の解説※₁によれば、砂防指定は、その土地の所有者等の権利に重大な関係があり、みだりにこの指定をすべきではない。したがって、この指定は、治水上砂防のためにのみなし得るとしている。
しかし、治水上砂防の目的のため指定する限りにおいては、その必要の程度等は、主務大臣等の自由な認定、裁量に任されている。行政上、他の公益、私益との比較その他の価値判断を要しないという意味ではなく、「スヘキ土地」という趣旨からしても、公益裁量の立場から限定的に解し、必要最小限度に止めるべきとしている。

※ 1 逐条砂防法 第二条（指定土地） 一 砂防指定地の指定の意義等

（３）本条による指定は、主務大臣である建設大臣が、砂防設備又は行為の禁止制限の必要を認める場合に行うことができるが、この指定は、その土地の所有者等の権利に重大な関係があり、みだりにこの指定をすべきではない。したがって、この指定は、治水上砂防のためにのみなし得るものであり、観光や一定物保存等の目的で、土地の形状変更を禁ずるため指定することは許されない。

しかし、治水上砂防の目的のため指定する限りにおいては、その必要の程度等は、主務大臣の自由な認定、裁量に任されている。このことは、立法当時の官治行政という時代的背景を考えれば、おのずから明らかなことであるが、法律の規定上はともかく、行政上、他の公益、私益との比較その他の価値判断を要しないという意味ではなく、「スヘキ土地」という趣旨からしても、公益裁量の立場から限定的に解し、必要最小限度に止めるべきであろう。

- ・当該区域の指定当時の安全性について、地形的には、源流部の地山（自然地形）の溪流部分は荒廃が進んでいるものの、上流域は所有者による管理された植林地帯であり、**山腹の崩壊は特段認められていないため**、下流部に砂防堰堤を設置すれば、その捕捉量を考慮すると、治水上砂防の大きな問題が起きるような

状態ではなく、流域全域を砂防指定地として指定する緊急性は低かったと判断していた。

【考察】

- ・逢初川における砂防指定地の指定に当たっては、当時の森林の管理状況等を個別具体的に検討し、「当時の流域内の荒廃状況は、下流に砂防施設（砂防堰堤）を設置すれば、上流域を砂防法による行為規制という私権の制限を行わなくても、治水上砂防の目的は達成できる」という状態であり、「流域全体の面指定の必要性は不要」と判断したものと思われる。これは、私権制限と安全性を比較考量した結果であり、現時点において評価しても、また、同一時期に指定した他溪流と比較しても、行政裁量として認められる範囲内であったといえる。
- ・当該区域は、法的には他法令により規制・管理※₂ されている区域であり、他法令で規制・管理されない規模の土地の改変行為であれば、この行為により土石流等が発生したとしても、逢初川で整備される砂防堰堤により治水上砂防の目的（災害発生の防止）を達成できる状況であり、当時、荒廃が進んでいなかった上流部について行為制限を目的に砂防指定地として指定する緊急性も低かったと考える。

※ 2 他法令による土地改変行為に係る規制管理

法 令	所 管	内 容
森林法	県	林地開発許可：1 ha 超の森林の開発行為
静岡県風致地区条例※ ₃	市	風致地区内行為許可： 10 m ² 超又は高さ1.5m超の法面が生じる土地の形質変更
静岡県土採取等規制条例	県(1ha 以上) 市(1ha 未満)	土の採取等計画届： 1,000 m ² 以上又は2,000 m ³ 以上の盛土等

※ 3 2006(H18)年4月に熱海市へ権限移譲、2015(H27)年4月以降は、熱海市風致地区条例が施行

- ・しかし、砂防指定後に他法令により規制管理されていた区域において不適切に土地改変された事実を踏まえると、治水上砂防の観点から直ちに指定の必要がないと判断した土地であっても、その後、将来にわたって適正に管理されるよう、他法令の所管課や市と土地改変行為の情報の共有を図るなど現地の状況を継続的に把握することが重要であったと考える。

- (3) 伊豆山港の濁りの原因が上流部の土地改変行為(①区域)にあることを認識した後の対応は妥当であったか(法令適用の比例原則から行為制限を行わなかったことは適切な判断であったか)

【確認・判明した事実関係】

- ・2007年に発生した濁りについて、当時、現地調査を行った関係職員に聴き取りを行ったが、上流部の土地改変行為の**詳細な状況やその後の対応**を確認することができなかった。
- ・2009年に発生した濁りについては、当時、現地調査を行った関係職員に聴き取りの結果、逢初川上流部の土地改変行為は防災対策が講じられておらず、放置すれば下流への土砂流出のおそれがあると考えていたが、当時の状況であれば、対策を講じれば何とかなるとも考えていたことを確認した。
- ・2009年の現地調査の際に、逢初川の砂防堰堤も調査しており、当時の堰堤の状況は、土砂堆積や施設の異常はなかったと記憶していたことを確認した。
- ・土地改変行為への対応については、当時の関係職員は、既に指導を行っていた所管法令(森林法、土採取等規制条例)での対応を強化すべきであるとの認識をもっており、県と市で対策を協議した結果、土採取等規制条例による指導を強化することとなった。この時点では、砂防法で行為制限をするために砂防指定地を追加することは考えていなかった**ことを確認した**。
- ・行為制限を目的とした砂防指定地の指定基準※1の適用については、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流等に著しい被害を及ぼす区域であり、かつ、土地の形質の変更等が起因となって既存の砂防設備の機能に支障を及ぼしたり、自然斜面や天然河岸からの土砂の発生・流送が誘発・助長されたり、竹木が有する土砂崩壊防止等の機能が減少する等、治水上砂防に著しい影響のおそれ※2がある場合に指定できるとされている。

※1 砂防指定地指定要綱の取扱いについて(1989. 9. 12 国通達)

第二(指定基準)

砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域(以下「溪流等」という。)に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行うものとする。

- 六 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響のおそれのある区域

※2 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(1994. 9. 30 国通達)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

- 2 砂防法の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間は、次のと

おりとする。

(1) 第四条第一項（砂防指定地内における一定行為の制限）

(1) 審査基準について

砂防指定地内における行為について許可に係らしめられている場合には、以下の基準により審査するものとする。

申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでない場合は許可するものとする。（後略）

- ・既に開発が行われている区域を砂防指定地とした場合、砂防指定地実務ハンドブック※3によれば、法律不遡及の原則により、開発を直ちに規制することはできないものの、防災工事を行うよう指導することは可能であり、相当期間が経過しても指導に応じない場合には工事命令又は費用負担命令も可能であるとしている。

※3 砂防指定地実務ハンドブック（P56）

問6

既に開発が行われている区域を指定した場合、従前の開発又は継続中の行為に対して、どのように対処したらよいか。

答

法律不遡及の原則により、質問のような行為を直ちに規制することはできない。都道府県規則中に「権原に基づき許可を要する行為を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について許可を受けたものとみなす。」との規定を置くことが望ましいが、規定がなくても、そのように取り扱うべきである。（ただし、指定告示後新たに追加計画された行為については要許可となる。）

しかし治水上砂防の見地から必要と判断される場合には指定後防災工事を行うよう指導することとされたい。この場合、相当の期間が経過しても開発行為者において適切な防災工事等を施行しない場合は許可後の事情変更があったと解して、砂防法第8条又は第16条の規定による工事命令又は費用負担命令を出すことも可能であろう。

いずれにしても治水上砂防の見地から規制が必要と思われる開発が予想される区域については早期に指定の進達を行うようにされたい。

【考察】

- ・2009年当時の逢初川上流部の状況は、不適切な土地改変行為により、自然斜面からの土砂の発生が助長されたり、土砂崩壊防止機能が減少する恐れがある状況であったことから、行為制限を目的とした砂防指定の基準に該当するものであったと考えられる。

- ・しかし、砂防堰堤までは支障が及んでいない状況であったこと、また、既に県及び市が、不適切な土地改変行為に対して、森林法や土採取等規制条例による是正指導を行っていた状況を踏まえ、所管法令の違反に対して、当該法令による対応を強化しようと考えたことは、行政裁量として認められる範囲であったと考える。
- ・仮に所管法令が機能していないことを理由に、既に土地改変行為が行われている区域を砂防指定地に追加指定したとしても、法律不遑及の原則から、既に行われている土地改変行為については、直ちに規制することはできず、当面は、防災工事の施工を行政指導するに留まらざるを得ないことから、追加指定の効果は限定的であったと思われる。
- ・このことから、当時この不適切な土地改変行為に対し、当該行為の中止や原状回復等の命令など、法的な強制力のある対応を行うためには、既存法令によるほかなかったと考える。
- ・しかしながら、砂防指定地の追加指定については、既に行われている土地改変行為に対する即効的な効果は小さいものの、伊豆山港の濁りの原因が逢初川上流部の土地改変行為にあることを認識した段階において、**不適切な土地改変行為について砂防法として関与するため**、逢初川上流部について砂防指定地への追加指定を検討する余地もあったのではないかと考える。
- ・当該行為への対応は所管法令（森林法、土採取等規制条例）関係者で進められたが、所管法令に基づく許可や届出の初期段階から、砂防法担当にも情報提供して治水上砂防に悪影響を及ぼす行為への対応等について意見を求めるなど、職員間で問題意識をもって情報共有を図るべきであった。

（４）砂防指定地等監視員等による監視は当初の指定進達時の方針に照らし適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・砂防指定地等監視員による監視範囲は、砂防指定地等監視業務実施要領※に基づき指定地内を監視するものとされており、逢初川上流の指定地外の行為まで監視する義務を負っていなかった。

※静岡県砂防指定地等監視業務実施要領（平成12年4月1日）

第3 監視員は、担当砂防指定地等の区域を巡視するに当たっては、次の事項に留意するものとし、必要な場合は直ちに土木事務所に連絡するとともに、その指示を受けるように努めなければならない。

- （１）砂防指定地等の区域内での行為が許可済みであるかどうかの確認
- （２）許可済みの行為について、許可を受けた内容どおり施行されているかどうかの確認
- （３）無許可の行為を発見した場合は、その施行者に直ちにその行為を中

止するよう注意する。

(4) 山腹崩壊若しくは、県施工の施設等の災害箇所の有無

(5) 特に急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域において、住家が危険となっている箇所の有無

(6) 県が設置した砂防指定地等の標示杭及び立看板の損傷の有無

(7) その他、砂防指定地等の管理上措置する必要があると思われる事項

第4 要綱第8に定める緊急措置を要する事態とは、次の場合をいうものとする。

(1) 無許可の行為を発見した場合

(2) 山腹崩壊若しくは護岸及び堰堤等の施設に災害箇所を発見した場合

(3) 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域で、住家が危険となっている場合

第5 土木事務所長は、監視員が巡視するに当たって必要とする行為の許可内容、砂防指定地等の区域図、砂防施設等の設置箇所、その他参考となる事項を、監視員に交付しなければならない。

第6 要綱9に定める巡視回数は月2回以上とし、報酬の額は次のとおりとする。

- ・当時の監視員からの聴き取り結果では、2007年及び2009年に発生した伊豆山港の濁りや逢初川上流部での開発について、その事実を知らなかったことが確認できた。
- ・また、逢初川に設置された砂防堰堤には、特段の異常はなかったことを確認できたが、土木事務所からは監視にあたり、統一的な監視方法や異常と判断する具体的な基準まで示されておらず、監視員の裁量に任されていたことも判明した。

【考察】

- ・逢初川における砂防指定地の指定進達時の今後の方針については「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい」との内容であった。しかしながら、砂防指定地等監視員の監視範囲は砂防指定地に限定されており、指定地内に流入する土砂や砂防堰堤下流の荒廃状況及び土砂流出状況は確認していたものの、砂防指定地の区域外の山腹崩壊等は監視対象外であったことから、今後の方針を踏まえれば、当時、監視員の監視内容を改善する余地はあったと考える。
- ・監視員による監視において砂防堰堤の異常は確認されていないが、土木事務所は、砂防堰堤における土砂の堆積状況を定量的に監視できるよう具体的な方法を示すなど、砂防指定地の区域の上流から流出する土砂の異常を的確に把握できるようにすべきであったと考える。また、指定地の上流で所管法令による届出等があった場合には、当該届出等に係る行為が及ぼす影響について監視を強化できるよう、監視員にその情報を提供すべきであったと考える。

- ・また、砂防指定地の指定後に、他法令により規制・管理されていた土地において不適切な地形改変が行われた事実を踏まえると、砂防指定地の上流で所管法令による届出がされた段階において、土木事務所においても当該行為が砂防指定地に及ぼす影響等を監視できるよう、担当者間、関係課間で情報共有を図り、管内の砂防堰堤パトロールや河川パトロール等に取り組むとともに、地域住民等からも幅広く情報収集に努めるべきであったと考える。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

(1) 砂防指定地の指定手続の改善等

- ・今回のように、指定時点では他法令により規制管理され、かつ、現地の状況が治水上砂防の観点から直ちに指定する必要性がない土地であっても、不適切な土地改変行為が行われた場合には、砂防設備や下流域に被害を及ぼすおそれが生じる。
- ・今後も砂防指定地の指定は、治水上砂防の観点から必要な箇所を面的に指定していくが、不適切な土地改変行為を未然に防ぐため、砂防指定地指定要綱で規定する「開発が予想される区域」の判断にあたり、指定時に他法令の所管部局や市町から指定範囲について意見を聴取するなど指定手続の改善を図る。
- ・また、指定範囲の見直しが必要な土地利用状況の変化等の早期把握のため、砂防指定地内に限らず、指定地への影響が想定される地域で行われる開発行為や不適切な土地改変行為等の情報について、当該行為を規制管理する所管部局や市町の担当者と定期的に情報共有できる仕組みを構築していく。
- ・さらに、砂防指定地内での不適切な行為を抑制するため、静岡県砂防指定地管理条例及び同施行規則について罰則の強化等※の改正を行う。(2024.4.1 施行予定)

※条例の改正内容

項 目	改 正 内 容	備 考
制限行為完了後の 検査実施【追加】	完了等の届出後、 <u>2 ha 以上の土地の形状変更等の場合は、現地調査を実施</u>	条例 規則
監督処分内容の 拡充【変更】	許可の取消しや行為の中止命令、原状回復命令等に加え、 <u>応急措置等の必要な措置を命じることを可能とした</u>	条例
公表規定の追加 【追加】	<u>監督処分を行った際に、その内容を公表できる規定を追加</u>	条例
罰則の強化【変更】	地方自治法の上限まで引上げ 1年以下の懲役又は2万円以下の罰金 → <u>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>	条例

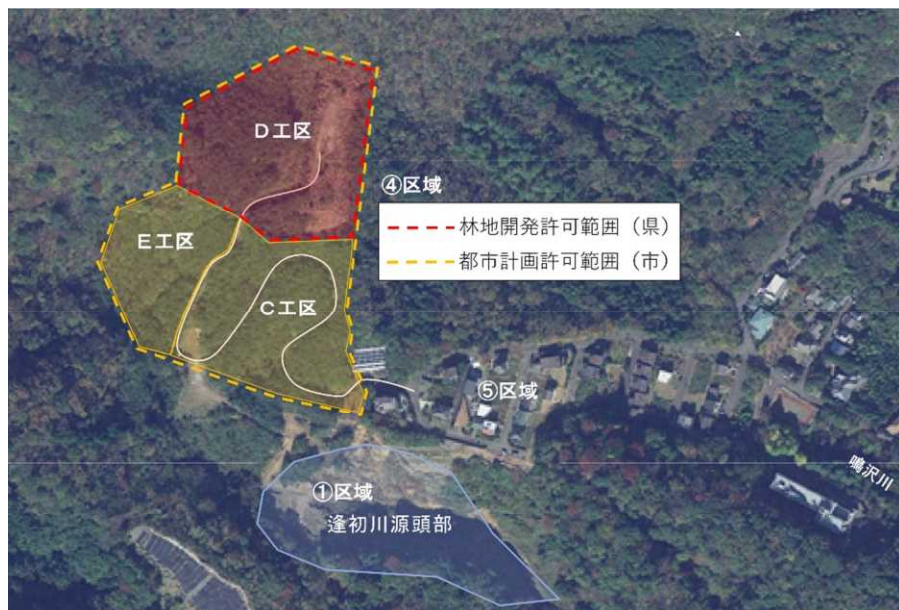
（２）砂防指定地の監視の徹底

- ・砂防指定地の監視にあたっては、砂防指定地等監視員による監視のほか、2019年３月の「静岡県砂防施設長寿命化計画」策定以降、職員による施設の健全度に応じた定期点検が行われており、施設の異常だけでなく、土砂堆積状況や施設に影響を与える周辺地域の状況等も調査している。
- ・今後は、職員による指定地の監視をより定量的に行うことができるよう、ドローンや衛星による地形把握を積極的に導入していくことで砂防指定地の上流や隣接地など指定地外の変状についても早期発見できるよう取り組んでいく。
- ・また、砂防指定地等監視員が的確に監視できるよう研修会の開催や資料等の提供など、育成・指導の徹底を図るほか、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダー「防災連絡員」の育成及び住民等からの通報を受け付ける「土砂災害１１０番」制度の普及等を通じて、指定地内の不適切な土地改変行為等を、行政と地域が一体となって早期発見できる体制づくりに取り組んでいく。

◎ 森林法

1 検証の対象である区域における土地改変行為の概要

- ・当該箇所は、崩壊した逢初川源頭部（①区域）の北側に隣接して行われていた宅地造成（④区域）のうち、通称「D工区」と呼ばれているエリアである。
- ・D工区と①区域との間には、通称「C工区」「E工区」と呼ばれるエリアがある。このため、D工区は、①区域から直線距離で約200m離れており、逢初川流域ではなく、鳴沢川支流の上流に位置している。



- ・[REDACTED]は、2006年4月、C工区において、市から都市計画法の許可を受けて宅地造成に着手し、2006年10月、D、E工区に拡大する変更許可を市から受けている。
- ・D工区には5条森林が含まれていたが、市にはその認識が無く、[REDACTED]は森林法に基づく林地開発許可の申請をせず、無許可で林地開発をおこなっていた。

〔森林法に基づく行政対応の経緯〕

① 無許可開発の発覚と復旧指導（2008.4.10～2008.5.30）

- ・2008年4月、県東部農林事務所は、D工区に森林区域が含まれていることを認知。

- ・県東部農林事務所は、本来、森林法(第10条の2)の林地開発許可を要する1ヘクタールを超える森林の土地の改変行為が無許可で行われていることを確認したため、同年5月1日、■■■■■に対し、行為の中止及び復旧を文書指導。

- ・2008年5月30日、県東部農林事務所は、復旧工事の完了を確認。

② 林地開発許可と造成工事の中断（2008.5.30～2014.4.16）

- ・■■■■■は、当該地について、森林法に基づく林地開発許可申請を行い、県東部農林事務所は、2008年7月8日にこれを許可。
- ・林地開発許可以降、■■■■■による工事が実施されたが、2008年10月頃から■■■■■の経営悪化により事業が停滞。
- ・2010年7月、■■■■■の林地開発許可地に■■■■■（■■■■■の工事施工者）が残土搬入。

③ 造成工事の中断期間（2014.4.17～2020.1.9）

- ・2014年4月、■■■■■（2012年12月に■■■■■が社名変更）が解散。
- ・宅地造成工事は中断。自然緑化が進む。

④ 地位承継による事業再開（2020.1.10～2021.7.3）

- ・2020年、■■■■■氏が林地開発行為の地位を承継。工事再開には至っていない。

関係者一覧

関係者	関係者の説明
■■■■■	開発者
■■■■■	林地開発許可申請における当該開発の施工者 逢初川源頭部の現場責任者
■■■■■	くず混じりの土砂の搬入者
■■■■■	開発者（■■■■■が社名変更）
■■■■■氏	現土地所有者、開発者（■■■■■から承継）

2 林地開発許可制度の概要

(1) 目的

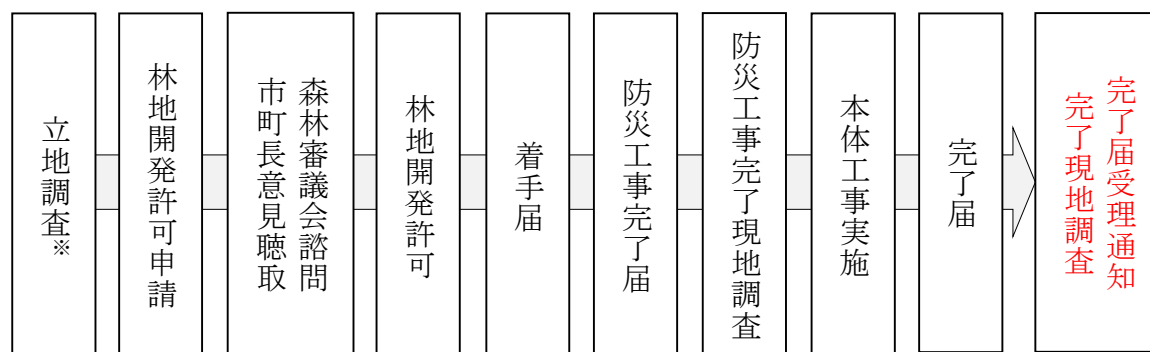
土砂災害の防止や水源のかん養等の公益的機能を有する森林を無秩序な開発から守り、森林の適切な利用を図ること。

(2) 対象

森林関連施策の方向や森林整備及び保全の目標等を定める地域森林計画の対象となる民有林において、土地の形質変更（土地の形状を変更する行為）面積が1 ha（R5.4～太陽光発電施設を設置する場合は0.5ha）を超える開発を行う場合は、県知事または権限移譲市長（※）の許可を受けなければならない。

※静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市

(3) 林地開発許可の主な流れ



※開発箇所における森林法に係る規制状況等の調査

(4) 林地開発許可申請の手続き

許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。（法施行規則第4条）

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 登記事項証明書等
- 五 他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

(5) 林地開発許可の基準等

- ・知事又は権限移譲市長は、事業者の開発計画を審査し、災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、これを許可しなければならない。

審査基準	主な審査内容
災害の防止	切土・盛土の勾配、擁壁の設置、沈砂池の設置
水害の防止	洪水調整池等の設置
水の確保	貯水池等の設置
環境の保全	森林の配置、森林率の確保

- ・審査時に開発計画に不備等があった場合には、計画の見直し、関係者との調整、関係書類の提出等を指導する。
- ・許可にあたり、県森林審議会及び関係市町長の意見を聞かなければならない。これらの意見への対応については許可要件ではないが、4要件に該当する意見については、事業者に対応を指導している。

(6) 林地開発許可の条件として一般的に付されるもの

- ・開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- ・防災工事を先行し、施行区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。
- ・開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- ・残地森林等の維持管理を適切に行うこと。 等

(7) 無許可開発及び許可条件に違反した開発があった場合

事業者に対し事業の中止・原型復旧または林地開発許可審査基準を満たすように指導・命令する。

3 当該土地改変行為における事実関係の整理（時系列）

2008. 4. 10 県東部農林事務所が、逢初川源頭部の無断開発箇所の現地確認の際、隣
(H20) 接地で行われている宅地造成工事等に不審な点が見られたため現地を調査する。(D82)

現地の状況

- ・既に伐採が完了し、造成工事もかなり進行していた。

県担当者の認識ほか

- ・開発区域は5条森林区域にかかっていると思われる。（その後の熱海市の確認により、林地開発許可違反であることが判明（2010.4.15付け復命書により確認））
- ・■■■■の開発行為は、市の都市計画法等の許可を得て行われており、林地開発許可の要不要をどのように判断したのか早急に確認する必要があることから、市に關係資料の提供を依頼。
- ・今後は伊豆山の開発行為に対し、關係者が連携して対応していくことを確認。

2008. 4. 15 市が、県東部農林事務所に対し、市の土地対策利用対策委員会等の審査の経緯を確認した結果を説明する。(D83)

市の説明

- ・森林区域を見落としていたことが判明した。
- ・改めて確認したところ、明らかに森林を超えて開発していることを確認した。

2008. 4. 16 市が、県東部農林事務所に対し、市の土地利用対策委員会等の審査の關係資料を提供し説明する。(D84)

市の説明

- ・この流域(鳴沢川)は河川改修されており、直接放流を認めている。従って調整池は無い。（下流の河川は、改修により十分な流下能力を有していることから、都市計画法の許可では、調整池を設置しない計画となっている。）
- ・風致地区で緑地を30%確保している。（当該地区は風致地区であることから、都市計画法の許可では、緑地を30%確保する計画となっている。）
- ・開発事業が中止されると大変困る。

県の回答

- ・下流の流下能力が十分にあるならば、調整池は不要となるが、今後確認したい。
- ・森林率（緑地を含む）が、林地開発許可基準を上回っているので安心した。
- ・通常は、直ちに行為の中止を指導するが、本庁と相談しながら判断する。

2008. 4. 21 県東部農林事務所と県森林計画室が、今後の対応について検討する。
(D85)

検討の内容

- ・防災施設については、都市計画法、宅地造成等規制法により審査されており、森林率については、森林法の基準以上に確保されている。
- ・現状のままで中止し、放置されると防災上の懸念が増大する。
- ・早急に林地開発の許可申請をするよう指導する。
- ・許可申請の図面は、都市計画法、宅地造成等規制法等の申請に使用したものを活用すればよい。
- ・工事の中止は求めないが、工事が完了すると所有権が移転する可能性があるため、速やかに許可申請するよう指導する。

2008. 4. 22 県森林計画室が、県東部農林事務所に対して指示する。(D86)

指示の内容

- ・工事の中止を求めないとしていたが、事業者により5条森林を転用している事実を知らせ、工事を中止させること。
- ・事業者により復旧計画を作成させ、必要な対策を速やかに行わせること。

2008. 4. 24 県東部農林事務所と県森林計画室が、事業者の指導にあたり調整をする。(D87)

調整の内容

- ・まずは、事業者に対し5条森林を転用している事実を知らせ、中止させることが大切である。
- ・文書による行政指導はやむを得ない。
- ・都市計画法等が認めている防災計画までは、応急対策として行っても構わない。
- ・道路の舗装等は、開発が完了する可能性があるため着手を認めない。
- ・平坦地に植栽を指導する。

2008. 4. 30 市が、県東部農林事務所に対し顛末書を提出する。(D88)

顛末書の内容

- ・当初申請区域（C工区）については、森林区域に該当していなかった。変更申請が出され、D、E工区に拡大した際に、森林法担当課による森林区域の確認が適切に行われなかったと思われる。

2008. 5. 1 県東部農林事務所が、■■■■■に対し林地開発許可違反に係る文書指導を行う。(D89)

指導の内容

- ・ 標記森林(D工区)内での開発行為に相当する作業は、中止してください。
- ・ 土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成20年5月30日までに提出してください。
- ・ 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成20年5月30日までに提出してください。

2008. 5. 1 県東部農林事務所、市、■■■■■が、今後の対応について協議する。(D90)

協議の内容

- ・ 災害防止のため、都市計画法等の許可を得ている防災施設等を早急に仕上げる。
- ・ 法面には種子吹付、平坦地には植栽する。
- ・ 復旧工事を5月中に完了するように進め、完了次第、林地開発許可申請を行い、6月の森林審議会に間に合うようにする。
- ・ 林地開発許可申請にあたっては、都市計画法の許可を得ている図面を活用し、矛盾がないようにする。

■■■■■の発言

- ・ 県の指導に従うことを表明。
- ・ 宅地分譲について、6月中に引き渡さなければ違約金が発生する。
- ・ 行政の指導には従っており、林地開発許可が必要とわかれば申請していた。
- ・ 今回の件は、熱海市に非があると思っている。

2008. 5. 2 ■■■■■が、県森林計画室に電話する。(D91)

■■■■■の発言

- ・ なぜ当社が指導を受けるのか納得がいかない。
- ・ 2年前に都市計画法の許可を受けており、無許可開発ではない。
- ・ 熱海市と県の連携の問題である。

県の回答

- ・ 事前に立地調査を行うのは事業者の責任である。
- ・ 開発に係る行政間の情報交換は緊密にしていきたい。

2008. 5. 8 県東部農林事務所と市が、[REDACTED]に対して指導する。(D92)

県の指導

- ・都市計画法、宅地造成等規制法の申請時の図面と現状が異なっている。変更後の図面が、両法律の許可が得られる内容でないと、林地開発の許可を出せない。
- ・面積の確認のため、平面図の最終形が必要。

市の指導

- ・法面が計画どおりに整形されていない。法面の最終形状を示す断面図を出すよう、何度もお願いしている。
- ・都市計画法の変更許可にも30日はかかる。6月末の完成予定で書類は間に合うのか。

[REDACTED]の回答

- ・現在は法面の勾配が基準よりも立っているが、最終的には指導どおりにする。
- ・最終図面は、道路ができてからでないと作れない。
- ・現地を実測し、5月14日までに平面図、縦断図、横断図を作成する。

今後の処理方針

- ・林地開発許可が6月の森林審議会に間に合わない場合、[REDACTED]は、既に契約済みの区画があり、9月の森林審議会まで待てない。
- ・その場合、森林への復旧工事の完了後、森林以外に転用する区域が1ha未満となる計画にさせること等を選択肢として検討したい。

2008. 5. 20 県東部農林事務所と市が、今後の対応について検討する。(D96)

林地開発許可申請について

- ・市は、[REDACTED]が新たに作成した土地利用計画図等について、宅地造成等規制法の基準を満たしていることを確認した。
- ・森林審議会に必要な資料、調書等については、(5月)23日までに完成させる。
- ・林地開発許可申請書の準備状況を、県東部農林事務所、市の双方で確認し、内容の不備、不足資料等を明らかにし、[REDACTED]を指導する。

復旧計画について

- ・緑化計画は、法面と平地を区分して整理する。
- ・早期緑化を図るため、法面は種子吹付を行う。
- ・平地は、緑化を確実にを行うため、種子吹付と植栽を併用する。

- ・完了確認の際は、県東部農林事務所と市が立ち会う。

2008. 5. 23 ■■■■■が、県東部農林事務所に復旧計画書を提出する。(D97)

復旧計画の内容

- ・復旧面積 20,202 m²
 - 〔 種子吹付工…5296.46 m²
 - 〔 緑化工(植栽・吹付)…14,905.27 m²

当時の担当職員への聞き取り結果

【復旧計画の内容について】

- ・土工事がほぼ終盤で、ブロック積擁壁も施工されており、原型復旧だと擁壁を壊すことにもなることから、合理的ではないと判断した。
- ・森林法は、森林に復旧することが大事。

2008. 5. 30 県東部農林事務所が、現地に赴き復旧工事の完了を確認する。
(D100, 101)

2008. 5. 30 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発許可申請書を行う。(D102)

申請の内容

- ・開発行為に係る森林の形質変更面積 1.9384 ha
- ・開発行為の完了予定年月日 2008年10月23日

2008. 7. 8 県東部農林事務所が、■■■■■に対し林地開発許可を行う。(D107)

主な許可条件

- ・開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- ・防災工事を先行し、施行区域外に土砂が流出しないように十分に配慮すること。

当時の担当職員への聞き取り結果

【林地開発許可申請の当時の審査状況等について】

- ・森林法と都市計画法が重複する区域で用いる審査基準は、都市計画法の審査基準によることになっており、都市計画法の審査基準による項目については、市に事業者を指導してもらい、森林率など森林法の審査基準による項目については、県が審査した。
- ・市が指導した項目については、県は、審査に係るチェックリストを埋められる資料があるか確認した。
- ・既に許可を受けていた市の都市計画法の許可内容と整合を取るよう指導していた。
- ・排水の放流先の河川も市が管理しており、市が都市計画法の許可をおろす際に河川への影響についても確認してあることから、問題ないと判断した。

2008. 7. 10 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発行為着手届を提出する。
(D108)

2008. 8. 1 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発許可条件に基づく防災工事
(工事施工中の2箇所の仮設沈砂池)の完了届を提出する。(D110)

2008. 8. 5 県東部農林事務所が、防災工事の完了を確認するための現地調査を行う。
(D111)

調査結果

- ・沈砂地が図面どおりに施工されていない箇所があった。
- ・水路については問題なし。

事業者への指摘ほか

- ・(沈砂地の)寸法が不足し、計画容量を満たしていないので、早急に是正すること。
- ・(是正後に)再度現地の確認を行う。

2008. 10. 15 ■■■■■が、2008. 8. 5の現地調査による指摘を踏まえ、県に改めて林地開発許可防災工事完了届を提出する。(D116)

2008. 10. 20 市が、県東部農林事務所に情報提供する。(D118)

内容

- ・事業者の経営状態が急激に悪化し、現場がストップしている。

- ・現場に作業員がおらず、事業者担当も融資関係で奔走しているので、防災工事の完了確認への立会いは困難な状況と思われる。

2008. 10. 20 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発変更届を提出し、工期を延長する。（2008. 10. 23⇒2009. 10. 23）（D119）

2008. 12. 5 県東部農林事務所と市が、今後の対応について打合せを行う。（D123）

打合せの内容

- ・世界的な金融危機により■■■■■の経営が急激に悪化している。
- ・現状のままでは防災上危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ防災工事を完了させる。
- ・（宅地造成の）工事の完了が困難であるならば、中止届を提出させる。
- ・早急に■■■■■の代理人（窓口）を確認する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【防災上最低限必要な工事について】

- ・森林の機能を代替するものとして、仮設沈砂池は最低限施工する必要があると考えていた。

2008. 12. 24 県東部農林事務所と市が、現地で進捗状況及び防災工事を確認するとともに、■■■■■と今後の施工計画について打合せを行う。（D124）

現地状況

- ・法面には種子が吹き付けられており（緑化は確認できず）、植栽も行われている（**根付していることを確認**）。
- ・仮設沈砂池は、ほぼ当初計画箇所に容量を満足する規模の沈砂池形状の素掘りがあることを確認。

事業者代理人の発言

- ・資金繰りが悪化しており、着工している数箇所の現場のうち、早期完成が**見込まれる**箇所から順次工事を行っている。
- ・当箇所については、（2009 年）1 月中には防災工事先行で再開する計画。

2009. 1. 19 ■■■■■が、県東部農林事務所に対し連絡する。（D126）

（H21） **内容**

- ・赤井谷を請負う業者がD工区の排水施設工事を行う予定。

2009. 1. 28 県東部農林事務所が、■■■■■に対し防災工事の進捗状況を確認する。
(D127)

事業者代理人の発言

- ・資金繰りが思わしくなく作業の手を確保できない、2月中旬以降着手になる見込みである。

県の指導内容

- ・防災工事だけは早急な対応をお願いする。

2009. 3. 9 市が、県東部農林事務所に情報提供する。(D129)

内容

- ・先週、現地を確認したところ若干であるが工事が進んでいた。

2009. 4. 3 県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認する。(D131)

現地の状況

- ・横断排水溝が完成されている等、若干の工事進行が見られた。

2009. 6. 24 県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認する。(D139)

現地の状況

- ・入口付近の切土法面にブロック積を施工中。
- ・仮設沈砂池形状の素掘りを確認。
- ・植栽(マツ)の活着は良好、法面緑化は不良。

当時の担当職員への聞き取り結果

【防災上最低限必要な工事について】

- ・工事が中断する可能性が出てきたことから、当初の計画場所とは異なるが、応急的に切土の下に容量を満たす沈砂池を設置するよう指導した。

2009. 10. 20 県東部農林事務所が、■■■■■に今後の手続き等を確認する。(D143)

事業者代理人の発言

- ・(県の中止届を出すことも検討した方がよいのではとの問いに対し)工事は中止せず工期延長でお願いしたいと考えている。
- ・資金の目途がつきそうである。
- ・社長に確認し連絡する。

2009. 10. 23 林地開発許可申請に係る工期が切れる。

2009. 11. 2 県東部農林事務所が、[]に対し今後の対応について指導する。
(D144)

県の指導内容

- ・ 2009. 10. 20 に、今後の方針について早急に回答するとのことであったが、現在まで回答がない。
- ・ 工期が 2009. 10. 23 までなので、至急対応をお願いします。

事業者代理人の回答

- ・ 今日中に社長に確認して連絡する。

2009. 12. 2 県東部農林事務所が、[]に今後の対応を確認する。(D147)

事業者代理人の発言

- ・ 今後の方針（工期延長又は事業中止）を社長と打合せできない状況なので、しばらく待つて欲しい。

2010. 7. 22 県東部農林事務所と市が、現地確認を実施する。(D151)
(H22)

現地の状況

- ・ []から工事の施工を委託された[]による土砂搬入を確認する。

県の認識

- ・ （現場の）現況地盤は、計画地盤より 1 ～ 2 m 程度低いため、計画地盤の高さとするための土砂搬入であれば、目的外工事とはいえない。
- ・ 単なる残土処理であれば、（林地開発の）変更許可が必要となる
- ・ （土砂搬入が）造成工事に伴うものか、残土処分なのかの確認等を行う。

当時の担当職員への聞き取り結果

【D工区への土砂搬入について】

- ・ []から市に土砂を入れたいという相談があったので、市と一緒に現地確認に行った。
- ・ その後、地盤高の確認はしていない。

2010. 7. 26 県東部健康福祉センターと熱海市が、現地調査を実施する。(D152)

現地の状況

- ・ 現地調査中にダンプが 6 台くらい残土を搬入した。

県の指導内容

- ・ 現場にいた[]（[]）に対し、廃棄物の搬入をしないよう指導。

2010. 7. 27 熱海市が、東部健康福祉センターに■■■■■及び■■■■■
■■■■■から聞き取った内容を情報提供する。(D153)

聞き取った内容

- ・造成地の道路の状態が悪く、直すための残土搬入で、造成計画に沿った造成を行う。
- ・工事はお盆の頃までに終わる。

2011. 3. 4 県東部農林事務所と県森林計画課が、林地開発許可案件の定期査察により現地を確認する。(D168)

現地の状況など

- ・事業者は登記簿上存続しているものの、所在地に会社は不存在。
- ・リーマンショック以降工事は中断している。
- ・施工状況は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積みが放置されている。
- ・沈砂池が設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である。
- ・現状での過伐採や土砂の流出は見られない。
- ・盛土用の土砂らしきものが最近も搬入されている。

2011. 3. 17 県森林計画課と県土地対策課、市が、今後の対応を協議する。(D173)

県の対応

- ・(2011 年) 3 月中に、■■■■■に対し、県東部農林事務所長名にて配達証明郵便などで文書指導を行う予定。
- ・指導に従わない又は到達しない場合は、中止命令を行う予定。
- ・法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つと考える。

当時の担当職員への聞き取り結果

【指導文書が到達しなかった後の対応について】

- ・土地の所有権が■■■■■氏に移り、■■■■■氏に開発を再開する動きが見られなかったことから、中止命令を発出しなかった。

2011. 3. 25 県東部農林事務所が、■■■■■に対し林地開発許可条件違反の是正関する指導文書を発出する。(⇒後日、宛先不明で返戻) (D175)

指導内容

- ・下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。
- ・掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。
- ・盛土材料の木片等の異物を除去すること。

2012. 4. 5 県東部農林事務所が、現地調査を実施する。(D198)

(H24) **現地の状況**

- ・工事の進捗なし。
- ・切土面、盛土面から土砂の流出の形跡なし。
- ・徐々に自然緑化が進行。

今後の対応

- ・定期的に現地調査を実施する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【県担当者の引継及び現地確認について】

- ・開発が止まっており、土砂の流出も見られなかったことから、特別問題がある箇所との認識はなかった。
- ・市と情報交換は行っていたが、現地確認は記録に残っている程度しか行っていない。

2014. 4. 16 **■■■■■**（■■■■■が商号を変更）が解散。

(H26) (2020. 3. 17 に提出された林地開発行為地位承継届に添付された事業者の法人登記簿から上記事実を確認)

2019. 11. 6 **■■■■■**氏の代理人が、県東部農林事務所に来所した。(D217)

(R 元) **地位承継について**

- ・■■■■■氏個人で承継する計画
- ・地位承継する前に、（許可されている）計画内容を確認したい。
- ・地位承継に必要な資料を揃えれば、（林地開発許可申請書）を見せてもらえないか。

今後の計画

- ・住宅団地を現在の時点で終わらせ、新たに太陽光パネルを設置する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【■■■■■氏への中止命令について】

- ・代理人が図面を持って来所し協議を行った。
- ・現場に重機が搬入されておらず、勝手に開発する感じはなかった。

2019. 12. 5 県東部農林事務所が、■■■■氏の代理人に地位承継に必要な書類と今後の
手続の流れを回答する。(D220、D221)

2020. 3. 17 ■■■■氏が、県東部農林事務所に林地開発許可の地位承継届を提出す
(R2) る。(地位承継日：2020. 1. 10) (D227)

2021. 2. 2 県東部農林事務所が、■■■■氏に現況図を作成するよう指示する。
(R3) (D237)

【論点】

- ①無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったか
- ②防災工事（仮設沈砂池）の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったか
- ③D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったか
- ④指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったか
- ⑤地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか

【静岡新聞に掲載された「第三の盛り土」について】

【第三の盛り土（2023年5月13日付け静岡新聞関係）】

○記事からの抜粋

- ・10年以上前に擁壁が崩れ、土砂流出も発生しながら放置されていた。
- ・崩壊した擁壁や高さ10mを超える盛り土が残されたまま緑化が進んでいた。
- ・2008年5月に近くの道路に土砂が流れ、近隣住民から市に苦情が寄せられた。

新聞に掲載された内容について、公文書で確認できなかったことから、当時の担当職員に聴き取り調査を行った。

（擁壁の倒壊等の状況について）

- ・復旧工事の完了確認を行った際に、ブロック積擁壁が倒壊していた記憶はない。
- ・完了確認に行った担当からは、問題は無かったと報告を受けている。
- ・倒壊したとされるブロック積擁壁は、5条森林外で市の都市計画法の許可の範囲であり、県は、沈砂池の完了確認を行った。
- ・林地開発の許可後に、ブロック積擁壁が壊れたという報告も受けていない。

（盛り土からの土砂流出等について）

- ・七尾地区の道路への土砂流出については、泥水が出たことを市から口頭で聞いたような記憶はある。市が対応しており、県に対応を依頼された記憶はない。
- ・10mを超える盛土の記憶はない。倒壊したとされるブロック積擁壁の上部は、地山を切り崩した法面ではないか。



DⅠ区と七尾地区の位置関係

【県議会特別委員会で指摘された「表流水の流れ」について】

【④区域の表流水（2022年11月11日静岡県議会逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会関係）】

○参考人の発言の抜粋

- ・④区域の宅地造成は、最初にC工区が許可になり、D、E工区に拡大された。
- ・その後、部分完了しているが、2系統の排水の片方しか設置されていない。
- ・32ヘクタールの上流部の水が、全部、源頭部側に集まることになった。

- ・令和5年6月2日の台風2号豪雨時に、現地で表流水の流れを確認した。

累加雨量 243 mm、最大時間雨量 35 mm（観測地点：熱海市伊豆山）

- ・D工区に降った雨水は、工区内で集水した後、C、E工区の東側を迂回して、⑤宅地造成の北側の道路側溝に接続する計画であった。
- ・排水施設は完成していないが、集水する計画であった箇所の地盤は低くなっており、現在、D工区内の雨水はそこに集まり、C、E工区（逢初川源頭部側）への表流水の流れは見られない。



写真撮影位置



道路がE工区からD工区に向かって下り勾配になっており、D工区内に水たまりができています

4 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 〇〇〇は、2006（H18）年4月に、逢初川源頭部の北側に隣接するエリア（C工区）において、都市計画法に基づく熱海市の許可を受けて宅地造成に着手し、その後、同年10月にD、E工区に拡大する変更許可を受け、宅地造成を進めていた。
- ・ 県東部農林事務所（以下「県東部農林」という）は、2008（H20）年4月に、D工区で5条森林が1haを超えて改変されており、森林法に基づく林地開発許可違反であることを認知した。
- ・ 県東部農林は、直ちに〇〇〇に対し、「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導した。
- ・ 2008年5月に、〇〇〇から県東部農林に復旧計画書が提出され、その内容は「平坦部への植栽」及び「法面への種子吹付」であったが、県は、土工が終盤まで進んでおり、原型復旧には盛土をしなければならず、また、擁壁を壊すことにもなり合理的ではないとの判断から、これを受け付けた。
- ・ 同月、〇〇〇による復旧工事が完了し、県東部農林は、現地で復旧工事の完了を確認した。
- ・ 同月、〇〇〇は、林地開発許可申請書を県東部農林に提出した。
- ・ 林地開発許可の規程では、森林法と都市計画法で審査基準の項目が重複するものは都市計画法の基準によるものとされており、森林法のための項目については森林法の基準によるものとされている。県東部農林は、市が都市計画法に基づき審査した部分は、林地開発許可の審査項目のチェックリストを埋められる資料があるかを確認した。
- ・ 県東部農林は、2008年7月に、D工区の林地開発を許可した。

【考察】

- ・ 県東部農林は、D工区の土工事（敷地の造成）がかなり進んでから同工区の林地開発許可違反を認知しているが、これは、事業者から同工区に係る都市計画法による開発行為の変更許可申請がされた際、許可権者である熱海市から県東部農林

に対し、当該申請に係る森林区域に関する情報提供や相談がされなかったことによるものであることから、やむを得なかったと考える。

- ・林地開発許可違反の認知後、直ちに「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導したことについては、一般的な対応であり、適切であったと考える。
- ・林地開発許可違反により開発された森林の復旧については、国通知において「復旧に必要な行為」とは原型に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むもの」とされていることから、県が「原型復旧（開発前の元の状態に戻すこと）は合理的ではない」と判断したことは、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・違反をした[]に対する林地開発の許可については、植栽等による森林への復旧工事を完了させたうえで、審査基準に適合していることを確認しており、森林法では審査基準に合致していれば許可しなければならないことから、それ自体に問題はない。
- ・[]による林地開発許可申請書の内容については、切土、盛土の勾配や擁壁の構造、森林率等は林地開発許可の審査基準に適合していることを確認した。しかしながら、都市計画法による開発行為の許可申請において、市が審査した部分の詳細な資料が残っていない。市が審査した部分についても、後で内容を確認できるよう、根拠資料を残すべきであったと考えられる。

（２）防災工事（仮設沈砂池）の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・県東部農林は、2008年8月に、現地で防災工事の完了を確認したが、沈砂池の寸法が不足していたことから、是正指導をした。
- ・県東部農林は、2008年10月に、市から[]の経営状況が悪化し、現場が止まっているとの情報を得た。
- ・県東部農林と市は、2008年12月に、今後の対応について打合せを行い、土工事の途中で工事が停止すると防災上非常に危険であり、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる方針を確認した。

- ・ 県東部農林は、現地調査や[]への指導を繰り返し、横断排水溝の完成や入口付近の切土法面へのブロック積の施工、仮設沈砂池形状の素掘りを確認した。
- ・ 県東部農林は、2009（H21）年10月に、林地開発許可の工期が切れたので、[]
[]に対し、変更届（工期延長）か中止届を提出するよう指示したが、[]
の代理人は、社長と今後の方針を打合せできていないとして提出しなかった。
- ・ その後、県東部農林は、事業者と連絡を試みたものの連絡がとれなかった。
- ・ 県東部農林は、2011（H23）年3月に、現地調査を行い、掘削途中の切土法面が放置されていることや、沈砂池が設置されていること等を確認した。
- ・ 県東部農林は、2012（H24）年4月に、現地調査を行い、工事の進捗がないこと、土砂の流出がないこと、自然緑化が進行していることを確認した。

【考察】

- ・ 〇〇の経営状況が悪化したとの情報を受け、土工事の途中で工事が中断すると防災上危険であるとの認識のもと、応急処置として、切土法面の下部に仮設沈砂池を設置させているが、土砂流出防止機能を発揮していたことを確認できないことから、県が、仮設沈砂池の是正指導の段階で、効果的な位置を具体的に示すこともできたのではないかと考える。
- ・ 〇〇が所在不明となったため、結果として、D工区については、防災工事が未完了なまま放置されることとなった。県東部農林は、同社の経営状態が不安定であることを認知していたことから、現場で工事が中断し、同社と連絡が取れない（先方が電話に出ない）状況を認識した段階において、事業所を直接訪問するなど、電話以外にも事業者と接触する手段を講じる余地もあったと考える。

(3) D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部農林は、2010（H22）年7月に、XXXXXXXXXXの林地開発許可地にXXXXXXXXXX
XXXXXXが残土を搬入しているとの情報があり、現地調査を行った。
- ・ 県東部農林は、計画より低い地盤高を計画まで上げるための土砂搬入であれば、目的外工事とはいえない、また、XXXXXXXXXXは、XXXXXXXXXXの工事施工者として申請されており、XXXXXXXXXXの指示であれば問題ないとした。

【考察】

- ・ 県東部農林は、「D工区の地盤の高さが林地開発の許可を受けた計画よりも低いこと」、また「土砂を搬入した[]が林地開発許可申請における工事施工者であること」の2点から、当該土砂の搬入について、問題ないと判断したように思われる。しかしながら、当該土砂搬入の目的が異なる、また、必要以上の土砂が搬入される可能性もあることから、土砂の搬入を指示した者を確認する、現地の地盤高を測定するなどの裏付け作業を行う必要があったと考える。

(4) 指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 2011（H23）年3月、県東部農林は、[]に対して許可条件違反で文書指導を行い、指導に従わない又は文書が到達しない場合は、中止命令を行うこととしていた。
- ・ これは、法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されることから、中止命令を発出しておくことにより、今後、違法行為が行われることがないように抑止効果を期待したものであった。
- ・ しかしながら、林地開発許可を受けた土地の所有権が[]氏に移り、かつ、[]氏に開発を再開する動きが見られなかったこと、また、当該土地の自然緑化が進行していたことから、中止命令を発出しなかった。
- ・ 県東部農林では、D工区についても中断している林地開発箇所1つとの認識であり、同工区の担当者間において、特別問題がある箇所としての引き継ぎや、事業者への対応が行われた記録は残っていない。

【考察】

- ・ 市から県東部農林に事業承継に係る相談があった2019（R元）年10月まで、D工区を含む土地の新所有者である[]氏には、開発を再開する動きは見られなかったものの、それまでの間に[]氏から他者に所有権が移り、その者が開発を再開する可能性もあったことから、防災工事の未完了による災害の発生という最悪の事態を想定し、防災工事の先行実施等の許可条件を徹底させるには、中止命令を発出することで万全を期すことができたと考える。

- ・D工区について特別問題のある箇所として引き継ぎ等が行われていなかったことについては、開発工事が中断していたことや同工区の自然緑化が進行していた状況からやむを得ないと思われる面はあるものの、県東部農林が実施を求めた防災工事が未完了なことは適正な状態ではないことから、問題のある箇所として引き継ぎを行うべきであったと考える。

(5) 地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか

【確認・判明した事実関係】

- ・2019（R元）年11月、■■■■氏の代理人から県東部農林に対し、事業承継等の手続の確認があり、2019年12月、県東部農林は、当該代理人に対し、地位承継に必要な書類及び今後の手続について回答した。
- ・2020（R2）年3月、■■■■氏から県東部農林に対し、林地開発行為地位承継届が提出された。
- ・2021（R3）年2月、県東部農林は■■■■氏に対し、今後の事業計画の確認に必要なD工区の現況図を作成するよう指示した。

【考察】

- ・■■■■氏の代理人が図面を持参の上、県東部農林に対し、地位承継や林地開発許可の変更に必要な手続き等の確認を行うなど、森林法に則り対応する姿勢を示していたこと、また、承継後、県東部農林と協議している段階において、現場に重機が搬入されていなかった事実を踏まえると、■■■■氏が必要な手続を経ず、許可内容と異なる開発を行う可能性は低いと思われることから、中止命令を発出する必要はなかったと考える。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

(1) 開発事業の中断に対する対応

〔逢初川土石流災害前からの取組を徹底〕

- ・林地開発許可にあたり、法面の崩壊や土砂の流出等の災害が発生しないよう、防災施設の先行を許可条件に付しているが、さらに、開発事業が途中で中断するおそれがある場合は、最低限必要な施設を確実に施工するよう事業者を指導する。

- ・開発事業が中断している箇所については、定期的に巡視等を行い、開発が進んでいないか、土砂の流出は見られないか等を確認するとともに、中断に至った経緯や現在の状況等について、後任への引継を組織で対応する。

〔逢初川土石流災害後の新たな取組〕

- ・デジタル技術を活用した測量機器を整備し、事業者を指導する際に、職員が自ら開発地の現況を簡易に把握できるようにした。
- ・開発事業が中断し、さらに事業者と連絡が取れなくなる等により今後の開発の意向が確認できない場合は、その後における占有者や所有者、新たな事業者による無秩序な開発を未然に防止するため、必ず中止命令を発出するようにする。

（２）最悪の事態を想定した対応

〔逢初川土石流災害前からの取組を徹底〕

- ・規定の面積以下で林地開発許可の対象とならない開発行為においても、開発範囲の無秩序な拡大や不適切な盛土等を未然に防止するため、「小規模林地開発に係る対応の手引き」を改正し、小規模林地開発調書による県と市町の情報共有の方法や、0.9haを超える（太陽光発電施設の設置の場合は0.45haを超える）開発行為においては、市町が行う現地調査に県が同行する規定等を定め、林地開発許可を所管する県と伐採造林届を所管する市町が、開発の初期から連携して対応することとしている。
- ・林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者の指導等において、実際に事業者の指導等に当たる職員の技術力向上のため、県と権限移譲市の林地開発許可業務担当職員を対象に、林地開発許可制度の解説や許可申請書の審査の実習等を行う研修を年２回に拡充し実施している。あわせて、小規模林地開発においても、県と市町の円滑な連携のため、県及び市町職員向けの研修に「小規模林地開発に係る対応の手引き」の内容を盛り込んだ。

〔逢初川土石流災害後の新たな取組〕

- ・各農林事務所が抱えている懸案箇所について、本庁と農林事務所で対応状況の確認と共有、対応方針の検討等を行う「保安林・林地開発制度適正運用検討会議」を四半期ごとに開催するとともに、悪質な違法開発や、対応困難な事例の情報共有として「林地開発許可違反对応事例集」等を作成した。

- ・市町が抱えている森林法に係る違反案件や懸案事項について、大きな問題となる前に迅速に対応するため、市町担当者がワンストップで県に相談や意見交換ができる「森林法よろず相談会」を、令和4年度から新たに開始した。年2回開催し、市町が所管している伐採造林届の手续や開発事業者への指導についてアドバイスをしている。

〔今後対応する取組〕

- ・盛土対策課と連携し、衛星写真の差分解析により抽出した森林が消失した箇所と、市町が受け付けた伐採造林届の箇所を突き合わせるシステムを整備し、違法な開発を早期に発見し、開発範囲が拡大する前に事業者に対して指導する体制を整える（P）。

◎ 土砂災害防止法

R6.1.18 砂防課 案

赤字:第28回委員会(1/10)からの修正箇所

1 逢初川流域における土砂災害警戒区域等の概要

- ・本法に基づく指定の範囲は逢初川の下流域で、土石流が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地を土砂災害警戒区域等に指定している。
- ・本法は土砂災害の被害を受ける区域に着目した法律であるため、土砂が生産される範囲は法指定の対象とならない。

逢初川流域における土砂災害警戒区域の位置



2 土砂災害警戒区域等の指定に関する制度の概要

- ・本法は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域※1を明らかにし、警戒避難体制の整備※2を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為の制限等を行うものである。(法第1条)

※1 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について

土砂災害警戒区域

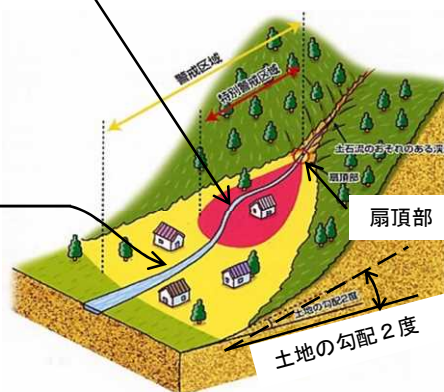
(以下、「警戒区域」とする。)

扇頂部(土石流が扇状地形に流入する地点)から下流で土地の勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域

(以下、「特別警戒区域」とする。)

土砂災害警戒区域のうち、想定される土石流の力と通常の建築物が土石流に対して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずることなく耐える力を比較し、土石流の力が上回る区域



※2 警戒避難体制の整備

市町は、自らの地域防災計画へ、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集・伝達、警報等の発令・伝達、避難場所や避難経路、土砂災害に係る避難訓練の実施、避難が必要な要配慮者利用施設の名称等を定め、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知すること。

- ・本法で規定する「土砂災害」とは、自然現象として発生するものを想定しており、土石流の場合は、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存する（堆積する）土石等を対象としている。（法第2条※3、逐条解説※4、土砂災害防止対策基本指針※5）

※3 土砂災害防止法

第2条（定義）

この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛たん水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

※4 土砂災害防止法令の解説

第2条解説

I 土砂災害の定義

（前略）

本法で対象とする「急傾斜地の崩壊」、「土石流」及び「地滑り」については、既存の砂防三法により、土砂災害防止のための事業の推進等に努めてきている。その成果としての災害の実態データ等の蓄積により、これらの自然現象に起因する「土砂災害」が生ずるおそれがあると認められる土地の区域等の設定が可能となる科学的知見が得られ、本法の制定が可能となったものである。

（後略）

II 自然現象に限定していること

いわゆる人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊等が自然現象として発生した場合には本法の対象に含まれるが、例えば建設工事における人為的な崩壊等のように原因自体が自然現象と言えないものについては、地形条件が急傾斜地に合致していたとしても本法の対象外となる。

IV 土石流の定義

土石流は、長雨や集中豪雨等により、山腹斜面が崩壊して生じた土石等や山間の溪流に存在する土石等が水と一体となって移動する現象である。

土石流は、一般に、溪流周辺の山腹斜面の表層崩壊に起因した土石等が土石流となるタイプのものと、山腹の深層崩壊により土石等が流動化し、土石流となるタイプのものに区分される。後者のタイプの土石流は、発生頻度が極めて少なく、現在の科学的知見では、崩壊範囲、土石等の量及び流下速度等を必ずしも予見できない。国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的としている本法においては、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存する土石等が土石流化するタイプのものに限定している。このことは、急傾斜地の崩壊と同様、法第7条及び法第9条の規定において「おそれがあると認められる」を表現しているところから導かれるものである。

なお、本条でいう「土石等」の「等」とは、礫、砂、木片など水と一体となって流下する「土石」以外のものを広く指している。

※5 土砂災害防止対策基本指針

三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

（前略）また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

・本法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る手続きは以下のとおりである。

指定手続き		内 容
①	基礎調査の実施※6 （法第4条）	土石流のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等を調査し、土砂災害警戒区域等を設定
②	基礎調査結果の通知 （法第4条）	基礎調査結果を市町村長へ通知（2015年1月の法改正以後は調査結果も公表）
③	市町長への意見聴取 （法第7条、第9条）	知事は区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴取
④	区域の指定・公示等 （法第7条、第9条）	知事は区域を指定するときは、指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するとともに関係市町長への公示図書を送付、市町長は公示図書を縦覧（特別警戒区域の場合）

※6 基礎調査の項目

（静岡県基礎調査マニュアル共通編、土石流編より抜粋）

・区域設定のための調査

地形、地質、対策施設の状況、過去の災害実績等の調査

・危害のおそれのある土地の設定

土石流による土石等の量、土石流の流下する幅、土石流の力の大きさ等を算出し、警戒区域及び特別警戒区域の範囲を設定

- ・ 危害のおそれのある土地の調査
土地利用状況、人家や公共施設等の状況、警戒避難体制の状況、
関係法令の指定状況、開発動向等の調査

- ・ 指定区域内における主な義務等は以下のとおりである。

項 目		内 容
①	警戒避難体制の整備 (法第 8 条)	市町は、地域防災計画に土砂災害に対する警戒避難に関する事項※7 を定め、住民等へ周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）を配布しなければならない。
②	要配慮者利用施設管理者の避難確保計画作成、訓練の実施 (法第 8 条の 2)	市町の地域防災計画に位置付けられた警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、土砂災害から利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置等に関する計画を作成し、訓練を行わなければならない。
③	特定開発行為の制限 (法第 10 条)	特別警戒区域内で分譲住宅や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は知事の許可を受けなければならない。
④	宅地建物取引における説明 (宅地建物取引業法第 35 条)	警戒区域内の宅地又は建物の売買や賃借等に係る取引において、当該宅地、建物が区域指定されていることを説明しなければならない。

※7 警戒避難に関する事項

- ・ 土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項
- ・ 土砂災害に関する予報・警報の発令及び伝達に関する事項
- ・ 避難施設や避難場所及び避難路や避難経路に関する事項
- ・ 市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・ 警戒区域内で円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ・ 救助に関する事項
- ・ その他、土砂災害の防止のために必要な警戒や避難の体制に関する事項

- ・ 土砂災害警戒区域の指定の運用に関する法令等については以下のとおり。

2000. 5. 8 土砂災害防止法※の制定
(H12)

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2001. 4. 8 土砂災害防止法の施行
(H13)

2001. 7. 9 土砂災害防止対策基本指針（以下、「国指針」という。）の告示

内容（抜粋）

一 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

3 その他基本的事項（抜粋）

（前略）法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であること。

また、対策を講ずるに当たっては、その手続きの透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1（前略）計画的な基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれのある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。（後略）

三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

（前略）土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合には、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、開発の進展の見込み等を勘案して、逐次土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。（後略）

3 土砂災害警戒区域等の指定に係る事実関係の整理

（1）本県における土砂災害警戒区域等の指定に係る運用体制の構築

本県では区域指定に先立ち、国基本指針に基づき、適正かつ公平に法の運用を図るため、以下のとおり検討体制を確立し、計画、手引き等を作成した。

（本法と県の運用体制の関係は※1のとおり）

2002. 9. 20 県砂防課が静岡県土砂災害防止法指定検討委員会（以下、「県検討委員会」とする。）第1回委員会を開催し、指定の優先順位等について検討を始める（dos001）

県検討委員会の目的

- ・適正かつ公平な法の運用、手続きの透明性、検討体制の専門性等を図るため専門家等の意見を聴取

検討項目

- ・指定の優先順位
- ・基礎調査マニュアル及び特定開発行為の許可基準等に関する技術的事項
- ・指定の公示及び管理方法や指定手続方法等の運用に関する事項

2003. 11. 26 県砂防課が土砂災害警戒区域等指定の手引き等（以下、「県実務関係手引き等」とする。）を策定し、土木事務所職員等へ説明する（dos004）

内容

- ・土砂災害防止法の運用に係る県独自の各種手引きを策定し、土木事務所や市町の担当者向けの説明会を開催する。

策定した県実務関係手引き等の種類

- ・基礎調査マニュアル
- ・指定の手引き、
- ・特定開発行為等の手引き
- ・警戒避難体制ガイドライン

2004. 2. 12 県砂防課が静岡県土砂災害防止法指定検討委員会第5回委員会を
(H16) 開催し、自主防災会単位で調査・指定を進めることについて報告する (dos002)

内容

- ・基本計画に基づいた指定を円滑に進めるため、優先度の高い危険箇所が多い自主防災会単位で実施計画を策定することについて報告

実施計画策定の経緯

- ・県基本計画では、同一の優先度となる危険箇所が相当数にのぼる場合、土砂災害の危険性が高い箇所や住宅の新規立地が高い箇所を絞り込むことが困難であるため、基本計画に基づいた指定を円滑に進めるための具体的な実施計画をまとめる必要がある。

実施計画の策定単位

- ・危険箇所単位で指定を進めるよりも、自主防災会単位で指定を進める方が、地元住民に同時期に一括して説明できる点、指定後の警戒避難体制整備において既存の組織（自主防災組織）を活用しやすい点、対象箇所が近接しており調査が効率的である（早期完了が見込める）点から、自主防災会単位で実施計画を策定する。

実施計画策定の方法

- ・自主防災会の選定は、自主防災会内の危険箇所について個別に土砂災害の危険性、住宅の新規立地の観点から評価する。
- ・市町と協議の上、優先度が高い危険箇所を多く有する自主防災会から指定を優先する計画を策定する。

2004. 4. 13 県砂防課が国の土砂災害対策基本指針に基づき「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」（以下、「県基本計画」という。）を策定する (dos005)

基本計画の内容

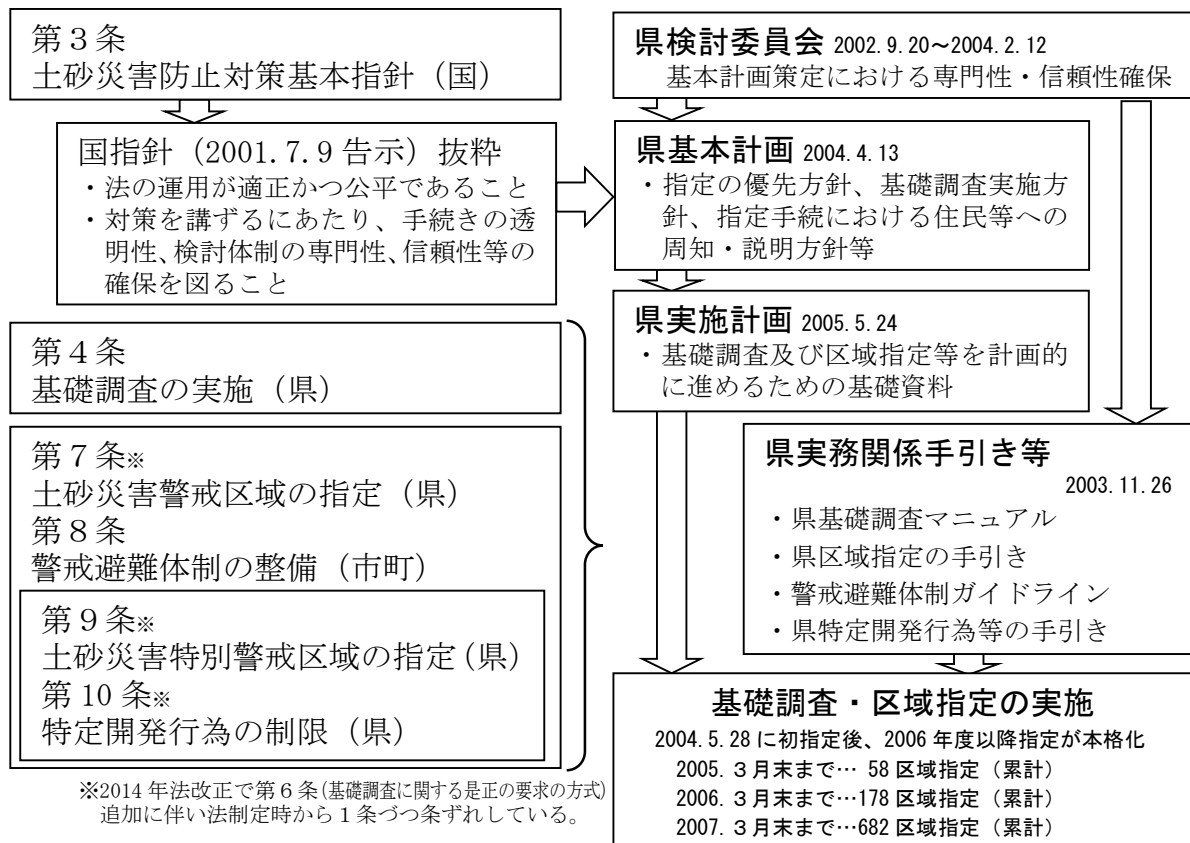
- ・国指針に基づき、指定の優先方針、基礎調査実施方針、指定手続における住民等への周知・説明方針を県検討委員会の意見・助言を踏まえて策定（詳細は下記※2のとおり）

2005. 2. 24 県砂防課が県基本計画を基に、県及び関係市町村が基礎調査、区域
(H17) 指定、警戒避難体制等の準備・調整等を進めるための「静岡県土砂災害防止法指定実施計画」（以下、「県実施計画」という。）を策定する (dos006)

実施計画の内容

- ・ 県基本計画に基づき、土砂災害の危険性や住宅の新規立地の可能性などを危険箇所毎に評価
- ・ 同一自主防災会内の危険箇所を一括して調査することを基本に、優先度の高い危険箇所の多寡で自主防災会毎の優先度を評価
- ・ 2011 年度までに、自主防災会単位で約 15,000 か所の調査を実施する計画

※ 1 本法と本県の運用体制の関係は以下のとおり



※2 本県の区域指定は以下のとおり行うものとしている。

基本計画	○優先方針 「開発の進展の見込み」、「過去の土砂災害の実態」、「居室を有する建築物の多寡」の3点を踏まえて地域及び箇所を選定 ○優先方法 イ. 地域による優先区分（開発の進展の見込みの観点から区分） ・第1優先区域…市街化区域、非線引き都市計画区域 ・第2優先区域…市街化調整区域 ・第3優先区域…都市計画区域外 ※同一優先区域内は、住宅の新規立地が著しい市町を優先 ロ. 個別の優先区分（土砂災害の実態、建築物の多寡の観点から区分） 同一の優先区域かつ同一市町内のうち、土砂災害の危険性の高い箇所、住宅の新規立地が予想される箇所を優先 ハ. 上記とは別に優先できる箇所 優先区分が下位であっても、以下の箇所については規模や危険性を勘案して、関係市町と協議の上、優先することが可能 ・災害発生箇所では早急な対策が必要な箇所 ・要配慮者関連施設を含む箇所 ・早急に開発を抑制すべき箇所等で市町長が必要と認める箇所 ・行政界をまたぐ危険箇所では早急な対策が必要な箇所
実施計画	実施計画は「個別の優先区分」に準じて優先度の高い危険箇所が多い自主防災会から優先的に基礎調査・指定を進める

指定手続における住民等への周知・説明方針は以下のとおり

5. 指定手続における住民等への周知・説明方針

基礎調査・指定を進める過程において、公平かつ透明性のある手続を行うために、対象住民への周知・説明方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、県の統一的な方針となるべき事項をとりまとめた。

（1）土砂災害防止法に関する一般的な周知・啓発

- ・県及び市町村は、法の概要及び指定対象箇所となる土砂災害危険箇所の周知に努める。
- ・土砂災害特別警戒区域内では特定開発行為許可申請等が伴うため、地域住民のみではなく、開発関連業者等に対しても広く周知を行うものとした。

（2）基礎調査（現地調査）着手前の住民説明

- ・法では、調査にあたって他人の占有する土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその旨を占有者に通知し、立ち入りの際に、その旨を告げることを行っているため（法第5条）、基礎調査の着手前に、関係する住民等に対して調査の理由及び方法、区域指定等の説明を行うものとした。

（3）土砂災害警戒区域等の指定前の住民説明

- ・法では、指定に関する住民等への説明について定めていないが、調査の透明性を確保するため、関係住民等に対して対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うものとした。
- ・指定に対する関係住民等の理解を得るよう努めるため、説明は必要に応じて複数回実施するものとした。

(2) 当該地区の区域指定に係る事実関係

2005. 2. 24 県砂防課が県基本計画を基に、県及び関係市町村が基礎調査、区域
(H17) 指定、警戒避難体制等の準備・調整等を進めるための県実施計画を
策定する (dos006)

熱海市の実実施計画

- ・熱海市内の土石流の対象箇所は 98 渓流あり、2008 年度までに基礎調査を実施する計画、うち、伊豆山地区は 2008 年度までに全 7 渓流を実施する計画
- ・県基本計画における熱海市の優先度は、第 1 優先区域の第 2 優先市町村群
- ・土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊を含めた熱海市内の危険箇所は 266 箇所
- ・伊豆山地区の計画は以下のとおり

自主防災会	基礎調査 実施年度	対象箇所数 (土石流・地すべり・急傾斜)	
			うち土石流
伊豆山浜町	2001-2008 (H13-H20)	8	奥鳴沢
仲道町	2001-2008 (H13-H20)	11	逢初川、寺山沢、吾妻沢、 伊豆山沢
岸谷町	2007-2008 (H19-H20)	6	猪洞川
七尾・七尾団地町	2002-2005 (H14-H17)	4	鳴沢
稲村町	2008 (H20)	2	なし

2005 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(dos008)

熱海市内の調査箇所 (土石流)

- ・下多賀、熱海、網代、西山町、伊豆山の地区で 23 渓流を実施
- ・うち伊豆山地区は、逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の 4 渓流を実施 (太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する渓流)

逢初川の基礎調査区域調書 (dos009) の内容

- ・調査時 (2005. 12. 8) には上流部の土地改変行為なし
- ・既設堰堤上流区間に堆積している土砂 2, 129 m³に対して既設堰堤の効果量は 4, 200 m³あることから、既設堰堤上流の土砂は全て捕捉可能。
- ・既設堰堤下流からの土砂 943 m³ (1, 000 m³に切り上げ) に対する土砂災害警戒区域等を設定。

2006 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施す
(H18) る (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・上多賀地区のみ 2 渓流を実施

2007 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(H19) (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・伊豆山、網代地区で 2 渓流を実施
- ・うち伊豆山地区は、奥鳴沢の 1 渓流を実施

2008 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(H20) (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・紅葉ガ丘町、上多賀、泉、熱海、梅花町の地区で 13 渓流を実施

2009 年度 県熱海土木が神奈川県小田原土木事務所から相談を受け、県境を接
(H21) する泉地区の調査を優先するよう計画を変更する（聴き取り調査による）

聴き取り調査で判明した計画変更の経緯

- ・神奈川県から、県境を接する地域（神奈川県湯河原町と熱海市泉地区）について、基礎調査や区域指定の関係者（居住者や土地所有者）が重複する箇所が多いため同時期に調査・指定を進めたいと打診される。（相談時期は不明）
- ・神奈川県からの打診を受けて、泉地区の調査を優先するよう計画を変更する。

2009 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・泉地区のみ 26 渓流を実施

2010 年度 土石流危険渓流の基礎調査の実績なし (dos008)
(H22)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・土石流は未調査（急傾斜地の崩壊は泉地区のみ 18 箇所を実施）

2011. 3. 29 県砂防課が伊豆山地区以外で土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒
(H23) 区域を指定する (dos008)

熱海市内の指定区域（土石流）

- ・泉地区のみ 21 渓流を指定

2011 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(H23) (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・伊豆山、熱海地区の 7 渓流を実施
- ・うち伊豆山地区は、鳴沢、猪洞沢の 2 渓流を実施
(太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する渓流)

2012. 2. 5 県熱海土木が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒区域となる土地の所有者、居住者を対象に区域指定に関する地元説明会を開催する (2012. 1. 20 付け地元説明会開催通知 (dos008) より類推)

説明会開催通知の内容

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域となる土地の所有者及び居住者を対象に説明会の開催を通知 (同日に 4 回説明会を開催)
- ・説明会開催通知には案内文のほか、指定範囲を明示した図面及び土砂災害防止法のパンフレットを同封

2012. 2. 29 県砂防課が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域等の指定にあたり、熱海市長へ意見照会する (dos011)

内容

- ・土砂災害防止法第 7 条第 3 項 (当時は第 6 条第 1 項) 及び第 9 条第 3 項 (当時は第 8 条第 1 項) の規定に基づく市町長への意見照会

2012. 3. 15 熱海市が県からの意見照会に回答する (dos012)

内容

- ・逢初川を含め、2012. 2. 29 付意見照会の箇所について、特に意見なしと回答

2012. 3. 30 県砂防課が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒区域を指定する (dos013, dos014)

内容

- ・逢初川を含む伊豆山地区の土石流について以下のとおり 7 区域を指定

土砂災害警戒区域 7 区域	逢初川、寺山沢、吾妻沢、猪洞沢、 奥鳴沢、鳴沢、伊豆山沢
土砂災害特別警戒区域 4 区域	逢初川、吾妻沢、奥鳴沢、鳴沢

2013. 3 月 熱海市が地域防災計画を更新し、土砂災害防止法 (以下「法」という) に基づく警戒 避難体制に関する事項を規定する (H25)

2016. 3 月 熱海市が法に基づき土砂災害ハザードマップを作成・公表し、全戸配布する (熱海市危機管理課に事実を確認) (H28)

確認した内容

- ・土砂災害防止法第 8 条第 3 項に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布
- ・2020(R2). 3 月に改訂版（時点更新）作成し、2020. 5 月に全戸配布

2016. 6. 5 県熱海土木・熱海市が土砂災害防災訓練(伊豆山地区)を実施する
(平成 28 年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施結果 (dos015) により事実を確認)

実施結果に記載された訓練内容

- ・住民避難、土砂災害に関する講話、緊急速報メールの配信等を実施、83 人参加

2019. 6. 2 県熱海土木・熱海市が土砂災害防災訓練(伊豆山地区)を実施する
(R1) (令和元年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施結果 (dos015) により事実を確認)

実施結果に記載された訓練内容

- ・住民避難、情報伝達、要配慮者受け入れ訓練等を実施、115 人参加

(3) 事実関係を補足する聴き取り調査結果

- ・基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯及び住民への周知内容を確認できる公文書が存在していないため、当時の土木事務所担当職員から聴き取りを行い、以下の状況であったことを確認した。

土砂災害防止法担当者（2003～2013 年度）への聴き取り結果

【基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯】

- ・伊豆山地区における基礎調査から区域指定にまでに時間を要したことについて、個別の問題等は確認されなかった。
- ・熱海土木事務所管内における全般的な課題として、別荘など県外在住の土地所有者が多いことから、基礎調査において土地の立ち入りに時間を要していた点や、区域指定に係る地元説明において「指定されることで地価が下がる」など指定への理解が進まず、当初の実施計画よりも遅れが生じていた。
- ・当該地域の地形的特徴として、急勾配の土地が山地から海岸まで続いたため、土石流の土砂災害警戒区域の指定要件である土地の勾配 2 度以上の地域が海岸付近まで達して区域が下流まで広がり他の区域とも重複しやすく、どのように指定を進めていくか課題を持っていた。
- ・このため、指定を効率的に進めるよう、自主防災会単位よりも広範な地域を一括して指定しようとしていた。
- ・2009 年度に神奈川県から、県境を接する地域（湯河原町と熱海市泉地区）では基礎調査や区域指定の関係者（居住者や土地所有者）が重複する箇所が多いため歩調を合わせて実施したい旨の相談を受け、2009 年度から 2010 年度にかけて泉地区の基礎調査及び区域指定を優先して行った。

【住民への周知】

- ・区域指定に係る説明会は、土木事務所企画検査課や工事課の指定担当者のほ

か、土木事務所建築担当者、市危機管理部門の担当者、基礎調査受託業者が参加し、基礎調査結果の説明、指定された場合の制限行為や警戒避難に関する事項といった、区域指定に係る一般的な説明を行っていた。

- ・当時の土砂災害防止法の担当者は、逢初川上流部の不適切な開発の対応に関わっておらず、不適切な開発自体を認知していなかった。
- ・このため、伊豆山地区の説明会で逢初川上流部の不適切な開発に関する周知は行っていなかった。また、説明会に参加した市担当者からも開発に関する情報提供はなく、説明会に参加した県・市職員の中に開発の事実を認識している者はいなかった。

【論点】

- ①伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか
- ②上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

4 事実関係を踏まえた論点と考察

- (1) 伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・県では、2001(H13)年4月の土砂災害防止法の施行を受け、国が策定した指針を踏まえ、2004(H16)年度に警戒区域等の指定に係る県基本計画及び県実施計画を策定した。
- ・県実施計画では、熱海市は第1優先区域の第2優先市町村群に位置付けられており、2008年度までに266の危険箇所（うち土石流危険渓流98）について、自主防災会単位で基礎調査・指定を実施する計画であった。
- ・熱海市には、別荘など県外在住の土地所有者が多く、調査に当たっての土地への立ち入りの調整に時間を要したり、また、当時は制度導入から間もない時期であったため、説明会等で住民から「警戒区域に指定されることで地価が下がる」といった意見が出るなど、指定への理解が進みにくい状況にあり、県実施計画に遅れが生じていた。なお、逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了していた。
- ・また、熱海市は急勾配の土地が海岸まで続くため、土石流の土砂災害警戒区域の範囲が下流まで広がり、他の区域とも重複しやすいため、どのように指定を進めるのかとの課題があった。
- ・こうした状況から、警戒区域等の指定を効率的に進めることができるよう、自主

防災会よりも広範囲の地域単位で一括して規定を実施することとしていた。

- ・神奈川県からの「県境を接する地域における基礎調査や指定の実施に当たり、本県と歩調を合わせて進めたい」との相談を受け、2009年度から2010年度まで、神奈川県と隣接する泉地区の基礎調査・指定を優先して進めることとした。

【考察】

- ・逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了しており、この時点で区域指定を行うことも可能であったが、当該地域の地形的特徴から他の溪流の警戒区域と区域が重複する状況もあった。このことから、警戒区域内の住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図るため、逢初川を含む伊豆山地区の7溪流の基礎調査が完了するのを待って一括で指定したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・また、泉地区における基礎調査・指定の手続を優先したために、伊豆山地区の溪流の基礎調査の実施が後ろ倒しされる結果となったが、これは、神奈川県との連携によるものであり、両県による住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図る観点からも、泉地区の基礎調査と指定を優先したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・加えて、この取り扱いについては、県基本計画の「地域の優先区分とは別に優先できる箇所」とされている「行政界をまたぐ危険箇所、早急な対応が必要な箇所」に該当することから、県基本計画に沿うものであったと考える。
- ・なお、本法による警戒区域等については、土砂災害による被害を受けるおそれのある土地に対して、その被害を軽減するため警戒体制の整備等の措置を講じる趣旨から溪流の下流域を指定するものである。このため、逢初川下流域における当該区域の指定が早まったとしても、源頭部における開発行為等を規制することはできないため、今回の災害の発生を抑止することはできなかったと考える。
- ・ただし、本法で対処できない区域で生じた不適切な土地改変行為を把握した場合には、速やかに当該行為を所管する法令で対処するよう、関係法令の担当と情報共有に努めるべきである。

（２）上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

【確認・判明した事実関係】

- ・法により、県は指定の公示及び市町への公示図書の送付（2015年1月の法改正以後は調査結果の公表が追加）、市町は公示図書の縦覧及び地域防災計画に定めた土砂災害に対する警戒避難に関する事項を記載した印刷物（ハザードマップ）等

の配布による住民への周知が義務付けられている。

- ・また県基本計画により、県は、区域指定前に関係住民に対して、対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うこととしている。
- ・県では法及び県基本計画に基づき、指定区域をホームページで公表するとともに、県基本計画に基づき区域指定に係る住民説明会を開催しており、説明会の案内において、航空写真と指定予定区域を重ねた図面を、土砂災害防止法パンフレットとともに対象土地所有者及び住民に配布するなど、説明会不参加者に対しても情報提供に努めていた。
- ・熱海市では、法に基づき、逢初川が区域指定された翌年の 2013 年度の地域防災計画の改訂において当該区域の警戒避難に関する必要事項を規定し、2015 年度末には当該区域が記載されたハザードマップを作成・配布し、必要な周知を行っていた。
- ・熱海市では 2016 年、2019 年に伊豆山地区を対象とした土砂災害避難訓練を実施しており、訓練参加者に対する防災講習会や要配慮者利用施設と連携した訓練等を行っており、指定後も継続して住民への周知啓発に努めていた。
- ・伊豆山地区において基礎調査が実施されていた 2007 年 5 月及び 2009 年 10 月に、伊豆山港に濁りが発生し、土木事務所による現地調査の結果、この濁りは逢初川上流域における開発行為が原因であることを確認している。しかしながら、土木事務所内で情報共有されておらず、土砂災害防止法の担当はこの事実を認知していなかった。（市の土砂災害防止法担当も認知していなかった。）
- ・このため、2012 年 2 月に開催した伊豆山地区の指定に係る地元説明会では、逢初川上流域における開発行為の情報は周知されなかった。

【考察】

- ・本法の対象となる「土砂災害」は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等の自然現象である。県と市においては、溪流内の自然地形から発生するおそれがある土石流を対象として、その危険性について、法に基づく周知手続を行っていることから、この観点では双方の対応は適切であったと考える。
- ・一方で、逢初川上流部における不適切な開発行為を土木事務所全体で情報共有できていれば、土砂災害警戒区域の指定に係る説明会で逢初川源頭部における盛り土の存在を下流域の住民に周知できた可能性もあった。
- ・土木事務所全体で情報共有されなかったのは、盛土等の人工構造物が崩壊して人

的被害や財産へ影響を及ぼすという認識が低く、不適切な開発が及ぼす影響について最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していたことによると考える。

- ・このことから、職員間で問題意識をもって情報共有を図り、熱海市とも連携して不適切盛土の存在事実を認識した上で住民への周知を行うなど、警戒避難体制を徹底すべきであった。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

(1) 速やかな区域の指定及び見直し

- ・本県では、2020(R2)年3月に全指定対象区域について、警戒区域等の指定を終えている。現在は、県及び市町等の関係機関から年2回、官民の事業による土地改変行為に関する情報を収集し、指定区域の範囲に影響を及ぼすものがあった場合には、警戒区域の見直しを行っているので、この取り組みを継続していく。
- ・上記に加えて、指定範囲の見直しが必要な土地利用状況の変化等の早期把握のため、土砂災害警戒区域への影響が想定される地域で行われる開発行為や不適切な土地改変行為等の情報について、当該行為を規制管理する所管部局や市町の担当者と定期的に情報共有できる仕組みを構築していく。
- ・なお、他法令の規制や届出の対象外となる規模の土地改変行為又は無許可や無届等の不適切な土地改変行為については、その事実を把握できない場合もあることから、他都道府県における区域の見直し手法について情報収集し、有効な手法があれば積極的に採用する。
- ・また、航空レーザ測量による高精度地図（令和3年度完成）を用いて、新たに警戒区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していく。追加指定に向けては、対象箇所が相当数にのぼることが見込まれるため、速やかに調査・指定を進めることができるよう、これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引き等を見直し、手続きの改善を図る。
- ・さらに、追加指定に係る基礎調査にあたっては、土石等の発生源となる流域や斜面に人工構造物がある場合には、その状況を把握するよう調査内容の見直しを図るとともに、当該構造物に問題等があった場合には速やかに土木事務所内で情報共有し、県関係部局及び市町が連携して是正を指導していく。

(2) 住民への危険性の周知及び早期避難の啓発

- ・現在は、法に基づき、基礎調査が完了次第、その結果を速やかに公表することで、土砂災害の危険性について住民への早期の周知を図っている。

- ・このほか、区域指定時における地元説明会での周知に加え、毎年、土砂災害防止月間（6月）を中心に市町と連携して様々な機会・媒体を活用した広報・啓発や指定区域を対象とした住民避難訓練に取り組んでいる。
- ・今後は、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダーとなる「防災連絡員」の育成や、住民等から災害情報等の通報を受け付ける「土砂災害110番」制度の普及を図っていく。
- ・また、盛土対策課と連携した指定区域内及び上流域やこれらに近接する不適切盛土の現地確認等を通じて、土砂災害の危険性の早期発見に努めるとともに、職員によるパトロール結果等も含め、関係市町と危険情報を共有し、市町による住民への危険性の周知を支援していく。
- ・さらに、危機管理部とも連携し、定期的な避難訓練の実施や住民個人ごとの避難計画「わたしの避難計画」の策定を推進し、住民一人ひとりが地域の災害リスクを理解して主体的に避難できるよう啓発していく。
- ・また、盛土対策課では、令和5年4月に公表した不適切な盛土情報をもとに、危険な盛土について市町防災部局における避難計画の作成や、避難行動に資する対策の徹底を要請していることから、危険な盛土の影響がある土砂災害警戒区域では、同課とも連携して早期避難を啓発していく。

◎ 都市計画法

1 検証の対象である区域における土地改変行為の概要

(1) 場所・位置関係

県による都市計画法（以下「都計法」という）に基づく開発行為の処分の対象となるのは、崩壊した逢初川源頭部（①区域）の北側区域で行われていた宅地造成（④区域）のうち、通称「C工区」と呼ばれているエリアと、当該エリアと①区域の北東側区域で行われていた宅地造成（⑤区域）に挟まれたエリア（C工区の一部を含む）（以下「無許可開発区域」という）である。

<無許可開発及び④区域・C工区 位置図>



区域		行為者	時期	所在	登記簿面積
⑤区域	A・B工区	■■■■■	2002.12.26 開発許可	熱海市伊豆山字嶽ヶ ■■■■■外9筆	19,379.64㎡
		⇒ ■■■■■	2005.8.25 地位承継		
			2006.3.24 完了検査		
④区域	無許可開発	■■■■■	2003.2.6 現地調査	熱海市伊豆山字嶽ヶ ■■■■■外10筆	8,191.00㎡
			2003.2.21 措置命令		
			2005.6.20 措置命令解除		
	C工区	■■■■■	2006.3.17 申請受付	熱海市伊豆山字嶽ヶ ■■■■■外25筆	19,992.84㎡
			2006.4.11 開発許可（市）		

(2) 行為の内容など

ア 無許可開発区域

- ・ ■■■■■が都計法に基づく開発行為の許可を申請せず、~~無許可で~~樹木の伐採や芝生広場（建築予定地）の造成、モニュメントの設置及び当該区域の登記地目を「宅地」に変更する等の開発行為を行った。

2 都計法による開発行為許可制度の概要

(1) 目的（都計法第4条）

一定規模以上の開発行為（※）について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付け、良質な宅地水準を確保すること

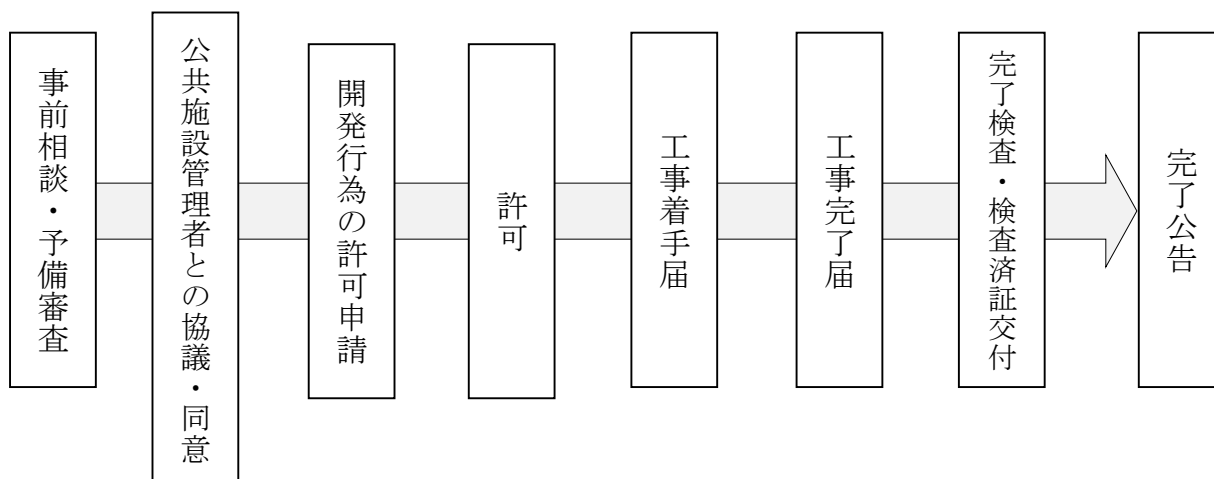
※ 主として、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、具体的には、道路、生垣等の設置による物理的状況の区分の変更である「区画の変更」、切土・盛土等による物理的な行為を加える「形状の変更」、宅地以外の土地を宅地として利用する「性質の変更」が該当する。

(2) 許可対象となる開発行為の規模（都計法第29条、政令第19条・第22条の2）

市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域 及び準都市計画区域	都市計画区域及び 準都市計画区域外
1,000 m ² 以上	原則全て	3,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上

※ 熱海市は、非線引都市計画区域に区分される。

(3) 開発行為の許可手続の流れ（非線引き都市計画区域の場合）



（許可申請に必要な内容）（都計法第30条、省令第15条）

- ・申請書には、「開発区域の位置」、「区域及び規模」、「開発区域内において予定される建築物等の用途」、「開発行為に関する設計」、「工事施工者」、「工事の着手予定年月日及び完了予定年月日」、「居住の用に供するもの、業務の用に供するもの、その他の別」、「資金計画」を記載することとされている。

(4) 開発行為の許可基準（技術基準）（都計法第 33 条）

本件開発行為に係る基準のみ抜粋

号	基準の内容	左記基準の趣旨
2	開発区域内の道路、接続先道路、公園等が基準に適合していること	道路、公園、緑地等の公共空地の確保
3	開発区域内の下水の有効排出と開発による溢水被害の防止	排水施設の適正配置
4	給水施設が基準に適合していること	給水施設の適正配置
6	公共施設、学校等の共益的施設の敷地等が適切に配分されるよう設計されていること	公益的施設の配置
7	宅地の安全性（地盤の改良、擁壁の設置等）が確保されていること	宅地の防災、安全措置
8	開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと	災害危険区域等の除外
9	開発区域における植物の生育上必要な樹木の保存、表土の保全等必要な措置を講ずること	樹木の保存、表土の保全等（1 ha 以上）
10	騒音、振動等による環境の悪化防止上必要な緑地等が配置されるよう設計が定められていること	緩衝帯の配置（1 ha 以上）
12	申請者に当該開発行為を完成させるために必要な資力及び信用があること	申請者の資力及び信用
13	工事施工者に設計どおり工事を完成させる能力があること	工事施工者の能力
14	開発区域内にある土地等について、所有権者等の同意を得ること	関係権利者の同意

(許可の条件)（都計法第 79 条）

- ・特に必要がないと認める場合を除き、工事施工中の防災措置、開発行為の着手及び完了の予定期日、その他開発行為の適正な施行を確保するために必要な条件を具体的に附することができる。

(5) 違反開発行為許可への対応（都計法第 81 条）

無許可開発や開発行為許可条件に違反した開発行為があった場合には、違反者に対し、当該開発行為の停止、当該違反の是正に必要な措置を講じることや、許可条件を満たすよう指導や命じることができる。

また、違反者は、都計法第 33 条第 1 項第 12 号で定める開発行為を行うために必要な資料及び信用を持たないと解されるため、新たに宅地分譲や共同住宅などを目的とした開発許可を受けることができなくなる。

3 当該土地改変行為における事実関係の整理

2003. 2. 6 県土地対策室及び県熱海土木が、逢初川源頭部北東側区域の開発許可を
(H15) 受けた宅地造成工事の現地確認の際、隣接する北側区域において、以下
の開発行為を確認する(D001)

開発行為の内容

- ・巨石を並べて道を作り、芝生広場、建築予定地を平らに造成
- ・入り口付近には、モニュメントや「[REDACTED]ペンション建設予定地
(平成 15 年 6 月 30 日オープン)」との看板があった

県の認識

- ・明らかに開発行為であるため、工事の停止等の命令の前段階として弁
明書の提出を求める

2003. 2. 13 県熱海土木が、[REDACTED]に対し、都計法第 81 条第 1 項による措置命令
を前提として弁明の機会を付与する(D005)

不利益処分の原因となる事実

- ・都計法第 29 条に違反し、開発許可を受けずに開発行為が行われた

予定される不利益処分の内容

- ・開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと
- ・区域外への土砂の流出防止措置計画を立て、県熱海土木の承認を受け、
実施すること

2003. 2. 18 [REDACTED]が、県熱海土木に対し、都計法に基づく措置命令に係る弁明
書を提出する(D009)

弁明の内容

- ・開発行為と捉えられるような造成は中止し、建築行為は行わない
- ・当該地区の区域外への土砂の流出は現在起こっておらず、(土砂流出
の) 防止措置は、(県の) 指導のもとに行う
- ・⑤区域の完了検査に向けての工事費捻出のための融資における担保用
地の条件として、(無許可開発区域の土地の) 地目を「宅地」に変更し
た

2003. 2. 21 県熱海土木が、[REDACTED]に対し、都計法第 81 条第 1 項に基づく措置命
令を発出する(D015)

命令の内容

- ・開発行為を直ちに中止し、建築行為を行わないこと
- ・土砂の流出を防止する措置の計画書を、2003 年 3 月 10 日までに県熱
海土木に提出し、その承認を受けた上で当該措置を実施すること

2003. 2. 26 県熱海土木が、都計法第 81 条第 3 項に基づき、現地に違反標識看板を設置するとともに、■■■■代表取締役の■■■氏と面談する (D020、D023、D024、025)

内容

- ・ 前回現地調査時 (2003. 2. 10) に比べ、更に造成が行われていた
- ・ 「ペンション建設予定地」等の看板は取り外されていた
- ・ ■■■氏から「命令書が届くのが早すぎる、どんな弁明をしても出すつもりだったのではないか」との発言があった

2003. 2. 26 県建築安全推進室が、県土地対策室及び県熱海土木から提供された情報 (■■■■への対応経緯、位置・区域図、措置命令書等) を回覧する (D027)

県建築安全推進室の方針

- ・ 宅地造成等規制法についても都計法と足並みを揃え、協働した対応を図っていく。

2003. 2. 27 ■■■代表取締役の■■■氏が、県熱海土木を訪れる (D029)

発言内容

- ・ これから、(無許可開発区域の土地の) 地目を宅地から山林とする (元の地目に戻す) 変更登記の手続きを行う

2003. 2. 27 ■■■氏が県熱海土木に電話する (D030)

発言内容

- ・ 上段の造成 (無許可による開発行為のこと) はカムフラージュ (融資の担保用地の条件を満たすための意) であり、いきなり処分とは納得できない

2003. 3. 3 ■■■代表取締役の■■■氏ほか、今後の対応を確認するため県土地対策室を訪れる (D037)

県の指摘

- ・ ■■■は、(都計法に) 違反して命令されているので、(今後、無許可開発地について開発許可の申請をされたとしても) 許可はできない
- ・ (■■■による宅地造成地の販売の動き等について) 宅地建物取引業法上の問題もある
- ・ (無許可開発区域から土を採取するには) 土採取等規制条例の届出が必要である

2003. 3. 10 ■■■が県熱海土木に対し、防災工事計画書 (土砂の流出を防止する措置の計画書) の提出期限の延長を依頼する (D046)

2003. 3. 24 県建築安全推進室、県土地対策室及び県熱海土木が現地を確認する
(D055)

現地の状況

- ・整地され、巨石で装飾されている
- ・仮防災施設とみられる溝が掘られていたが、雨の影響で一部がけが崩れている箇所があった
- ・谷状の箇所に倒木が集められ、このまま埋められてしまう可能性がある

2003. 5. 29 県熱海土木から県土地対策室に対し、■■■■■に防災工事計画書の提出を求める文書を発出することを報告する（文書の発出日は不明）(D064)

2003. 7. 30 ■■■■■が県熱海土木に対し、防災工事承認申請書を提出する(D065)

申請の内容

- ・工事着手予定：2003 年 8 月 10 日
 - ・工事完了予定：2003 年 9 月 25 日又は工事承認後 45 日間
- ⇒申請書の添付書類からは沈砂地の設置場所等は分からない

2003. 9. 5 県熱海土木が防災工事について、下記の条件を附して承認する(D067)

承認の条件

- ・着手届を提出すること
- ・工事完了後速やかに完了届を提出し、県熱海土木の検査を受けること
- ・都計法の開発行為に準じ、工事の施行状況を示す写真及び図書を整備し、完了届に添付すること

2005. 6. 14 県熱海土木が無許可開発に対する措置命令に係る■■■■■からの防災
(H17) 工事完了届を受理する（土地の所有権の移転後の対応についての県建築安全推進課、県熱海土木、市との打ち合せについてのメモの記載からの類推）(D081)

2005. 6. 20 無許可開発に対する措置命令に係る■■■■■による防災工事（土砂流出防止措置）の完了に伴い、県熱海土木が同社への措置命令を解除する（土地の所有権の移転後の対応についての県建築安全推進課、県熱海土木、市との打ち合せについてのメモの記載からの類推）(D081)

2006. 3. 17 ■■■■■が、熱海市を經由して、県熱海土木に対し、都計法第 29 条に
(H18) よる C 工区に係る開発行為の許可申請書を提出する(D245)

申請の内容

- ・予定建築物の用途：専用住宅
- ・開発区域の面積：19,992.84 m²
- ・工事完了予定：着手日から 12 ヶ月

2006. 3. 27 県熱海土木が[REDACTED]に対し、C工区に係る開発行為の許可申請書の内容について、68 項目の質疑・修正事項を指摘する (D245)
2006. 4. 1 県が熱海市に対し、都計法第 29 条による開発行為の許可権限等に移譲する
2006. 4. 11 市が[REDACTED]に対し、C工区に係る開発行為を許可する（宅地面積：19,992.84 m²） (D246)
- 2016～2017 土地所有権が個人に移転(土地登記事項証明書)
(H28～H29)
2020. 3. 26 [REDACTED]（[REDACTED]が名称変更）より開発行為の許可の地位
(R2) を承継した[REDACTED]氏が市に対し、地位承継承認申請書を提出する（地位承継日：2020 年 1 月 10 日） (D247)

事実関係を補足する当時の担当職員への聴き取り調査の結果

無許可開発区域及び④区域・C工区における都計法に係る行政対応に関する事実関係のうち、公文書が残存していないこと等から把握できない事実関係について、当時の状況等を確認するため、当時の担当職員に対する聴き取り調査を行った。

【無許可開発への対応関係：2002(H14)年度】

(無許可開発を認知した時期について)

- ・現地において必要以上に木が切られていたことから、2003年2月6日の現地調査(D001)の前にも、県土地対策室と県熱海土木の職員が現地を見に行っている。

(無許可開発区域の位置について)

- ・④区域内ではなく、⑤区域の上からC工区（当時はC工区はなかった）の一部にかけてであった。

(⑤区域に投棄された廃棄物への対応について)

- ・⑤区域に投棄されていた廃棄物については、県熱海保健所に相談し、対応を依頼していた。

(無許可開発区域に係る措置命令について)

- ・原状回復までは必要ないと考え、現場での工事を中止させ、防災工事を命じた。
- ・無許可開発区域から土砂が流れても、A B工区に流れる地形であったため、防災措置については、沈砂池の施工程度で十分と考え、土砂流出防止措置（＝防災工事）を命じるにとどめた。

(無許可開発区域からの土の採取に係る届出について)

- ・[]は、都計法や宅造法の許可を優先し、県土採取等規制条例による（土の採取等の）届出は後回しにしていたと思われる。（[]からの土の採取等の届出への対応に関し記憶している職員はいなかった）

【事業者による措置命令への対応関係など：2003年2月から2005年6月の間】

(無許可開発区域の是正後の開発許可について)

- ・([]による無許可開発区域の是正後における当該区域の開発行為の許可については) []と全く関係を持たない第三者であれば、当該区域の開発行為の許可の対象となることを[]には伝えていた。

(無許可開発区域の防災工事の完了が2005(H17)年度となった理由について)

- ・防災工事の承認後、2003年、2004(H16)年と[]に動きがなかった。
- ・[]に動きがなかったのは、防災工事を請け負ってくれる業者を手配できなかったためと思われる。

(防災工事の完了検査について)

- ・ 〇〇から提出された「防災工事完了届」に基づき、沈砂池を確認するなど完了検査を実施し、防災工事が問題なく施工されていたことを確認した記憶がある。

(県熱海土木の職員等への事業者の態度について)

- ・ 2004 年度から 2005 年度までの間、〇〇などの事業者が打合せのため、度々県熱海土木に来ていた。(その中で、〇〇社長の) 〇〇氏も数回来ており、高圧的な態度をとることも何度かあった。

(県熱海土木と〇〇との対応記録について)

- ・ 2004～2005 年度の間、〇〇の来所記録を作成しており、その都度、土地対策室には内容を伝えていたが、口頭のみで済ませた時もあったようである。

【④区域・C工区に係る〇〇の開発行為の許可申請への対応関係：2006 年 3 月】

(〇〇の第三者性について)

- ・ 県熱海土木等の職員は、〇〇と〇〇が、(〇〇社長の) 〇〇氏を通じて関係していることを薄々感じていたが、法人登記簿上、事務所所在地が同一でなく、かつ、役員にも重複する者がいないことなど、公式文書において両社の関係を証明するに至らなかったため、「〇〇には第三者性がある」と判断した。

(〇〇の資力・信用について)

- ・ 県土地対策室において、信用調査会社に〇〇の資力・信用について調査委託し、調べたが特段の問題はなかった。

(〇〇の開発行為の許可申請書の審査について)

- ・ 〇〇からの許可申請書については、県熱海土木の熱海市担当の職員 1 人（熱海市からの人事交流職員）が審査した。

【開発行為の許可権限の移譲に伴う熱海市への引き継ぎ関係：2005、2006 年度】

(熱海市への関係公文書の引き継ぎルールについて)

- ・ 完了済の案件に関する公文書については、市に引き継がないこととしていた。市に〇〇による無許可開発に係る公文書が市に引き継がれていないのは、当該案件は平成 17 年度に完了した案件との整理であったためと思われる。
- ・ 〇〇（後に開発行為の許可の地位を〇〇に承継）による⑤区域における宅地造成に係る開発行為の許可関係の公文書については、市に引き継いでいる。

【開発行為の許可権限等の移譲後の市に対する県の支援関係：2006 年 4 月以降】

(県熱海土木の支援体制について（県職員の認識）)

- ・ 権限移譲後、市から県熱海土木に対し、開発行為の許可等に関する相談が寄せられたことは無かったが、市から相談されれば応じられる体制にはなっていた。

(県の支援体制について（市職員の認識）)

- ・開発行為の許可権限等が市に移譲された 2006 年 4 月、県熱海土木では、都市計画課と建築住宅課を統合する組織改正が行われ、かつ、年度変わりの人事異動の結果、市にとって県熱海土木は相談しにくい体制となった。また、県に相談しても「(最終的には) 市で判断を」と回答されることがあった。

本件における都計法に係る行政対応等に関する公文書の保存状況

- ・本件の「無許可開発行為への行政対応（2002 年度から 2005 年度まで）」及び「C 工区に係る開発行為の許可申請等への行政対応（2005 年度）」に係る公文書（以下これらを「本件公文書」という）については、82 文書が保存されていた。

年度	保存文書数
2002 (H14)	58 文書
2003 (H15)	10 文書
2004 (H16)	保存なし
2005 (H17)	14 文書

- ・うち 81 文書は、県土地対策室又は県建築安全推進室に保存されていたもので、そのほとんどが、県熱海土木で作成された公文書の副本である。
- ・本件を所管していた県熱海土木には、本件公文書が保存されていない。これは、当時、熱海土木が文書の保存期間をどのように設定していたかは不明であるが、現在、各土木事務所では、開発許可関係文書の保存期間を 5 年又は 10 年と設定していることから、長くとも 10 年であったと推定され、「無許可開発行為への行政対応に係る公文書」については、この期間の経過により廃棄されたものと考えられる。
- ・また、「C 工区に係る開発行為の許可申請等への行政対応」に関する公文書については、2006 年 4 月の開発行為の許可権限等の移譲に伴い、市に引き継がれたものである。(市に確認済。また、市に引き継がれた公文書については、C 工区の事業完了から一定年度が経過したため、市において廃棄済であることも確認)
- ・なお、県土地対策室及び県建築安全推進室において、当時の公文書が保存されていたのは、本件が都計法及び宅造法に係る県内での希少な措置命令事案であることによる（将来への参考事例として保存）と考えられる。

【都市計画法に関する特別委員会提言の概要】

- ・ 逢初川源頭部北側の開発許可がおりたものの未完了で、防災工事も一部完了していないと思われる区域について、業者に対する県の対応や権限移譲後、市への技術的助言等が適切に行われていたのか検証すべきである。

【事実関係を踏まえた論点】

- (1) 無許可開発に対する是正措置への対応は適切であったか
- (2) 無許可開発事業者を当該開発から排除したことは適切であったか
- (3) 「埋められてしまう可能性がある」との認識を持っていた、谷状の箇所に集められていた倒木について、適切に対応したのか
- (4) 別事業者による開発許可申請の審査等は適切であったか
- (5) 県に提出された開発許可申請について、県から市への引き継ぎは適切であったか
- (6) 権限移譲に係る県から熱海市への支援は適切であったか

4 事実関係を踏まえた論点に対する考察

(1) 無許可開発に対する是正措置への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・当該区域における無許可開発の開始時期は不明であるが、熱海土木及び県土地対策室では、現地調査の記録が残存する 2003 年 2 月よりも以前に、当該区域での無許可開発の事実を認知し、現地調査を実施していた。
- ・2003 年 2 月の現地調査後、熱海土木は、行政手続法に基づく所要の手続を経て、速やかに当該無許可開発の停止を命じるとともに、区域外への土砂の流出を防止する措置の実施を命じた。
- ・熱海土木では、周辺地形や無許可開発区域の工事の状況等から、災害防止策としては沈砂地の施工程度で十分との認識であったため、原型復旧でなく、土砂の流出を防止する措置の実施を命じたものである。
- ・防災工事承認申請書の添付書類として、排水施設の数量計算書は残存するものの、当該施設の位置図や設計図などが残存しないため、公文書上、当該計画の妥当性の確認ができないが、当時の担当職員の記憶では、申請時は各種図書が添付されており、審査の結果適切な計画と判断したとのことであった。
- ・また、防災工事の承認（2003(H15)年 9 月）から当該工事の完了（2005(H17)年 6 月）まで 2 年弱の期間を要しているが、これは具体的な理由は不明だが、 側の事情によるものであり、2004(H16)年度中も動きはなかったとのことであった。
- ・防災工事完了届等の公文書が残存しておらず、公文書上、防災工事の施工状況は確認できないが、完了検査を実施し、沈砂池が問題なく設置されていることを確認したとのことであった。

【考察】

- ・残存する公文書を確認する限り、熱海土木及び県土地対策室等は、無許可開発を認知した後に速やかに当該無許可開発の是正に向け、事業者に対し毅然とした姿勢で臨みつつ、速やかに必要な指導や都市計画法に基づく停止命令、措置命令を発出していたことがうかがえることから、適切な初動対応がなされたと考える。
- ・また、措置命令に基づく防災工事については、公文書がほとんど残存しておらず、防災工事の承認以降の 2 年弱の期間の対応が適切であったかの検証・評価はできないが、結果として、沈砂地が適切に設置されたと思われることから、県熱海土木等の対応に特段の不備はなかったと思われる。

(2) 無許可開発事業者を当該開発から排除したことは適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・開発行為の許可基準の1つに、「申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること」（都計法第33条第1項第12号）との定めがある。「必要な資力」とは「事業を完遂するための資金的能力があること」であり、「必要な信用」とは、「着実に許可条件等を遵守して事業を遂行していくことができること」とされている。
- ・県熱海土木及び県土地対策室が、当該無許可開発の事実を認知した当時、■■■■■は、次のような状況にあった。

- 都計法第29条に違反し、熱海市伊豆山字嶽ヶ等の土地において開発行為の許可を受けず開発を行い、同法第81条第1項第1号による命令を受けたこと。
- 当該無許可開発区域に隣接する区域（以下「⑤区域」という。）における開発行為について、開発行為の許可を受けていたものの、許可条件で整備することとされている工事の施工状況を示す適切な資料の提出がないなど、許可条件に違反していることが認められたこと。
- ⑤区域における開発行為に係る資金の融資を受けるため、無許可開発区域の土地の地目を「宅地」に変更したとの説明（無許可開発についての弁明の内容）から、⑤区域における開発行為を実施に必要な資力を欠いていると認められたこと。

- ・熱海土木及び県土地対策室では、上記の状況を踏まえ、■■■■■は、「開発行為を行うために必要な資力及び信用があること」との許可基準に適合しないと判断し、同社に対し、伊豆山における開発行為については、変更許可も含め許可できないとの認識を示していた。（この認識を踏まえ、是正工事完了後、同社は伊豆山の開発から撤退した。）
- ・なお、本件を踏まえてのこととなるが、2004（H16）年12月に「都市計画法違反の開発行為が行われた場合、違反者は、同法第33条第1項第12号により、県内で宅地分譲や共同住宅などを目的とした開発許可を受ける資格を失うこと」を土木事務所長、市町村長に通知している。

【考察】

- ・資力及び信用については、資金調達能力に対する不安、過去に誠実に事業を遂行しなかった前歴等の事実関係を基準として判断することから、少なくとも当時の伊豆山地域における開発に関し、熱海土木等が■■■■■は開発行為許可申請における許可基準の1つに合致しないと認識していたことは、妥当な判断であったと考える。

- (3)「埋められてしまう可能性がある」との認識を持っていた、谷状の箇所を集められていた倒木について、適切に対応したのか 【2023 年 7 月 2 日付け静岡新聞(朝刊)の「谷に倒木埋めた可能性」との記事関係】

【記事からの抜粋】

- 「大規模土石流の起点で、20 年前に無許可開発していた業者が大量の倒木を谷に埋めた疑いがある」
- 「20 年前に土砂崩れが起きた箇所とみられるが、県が業者に木を除去させた記録は文書がなく、そのまま盛土が造成された可能性がある。」
- 「県が倒木に関してどのように業者を指導したのかという対応は他の文書にも記されず、盛り土を補強させた記録もない。」

【確認・判明した事実関係】

- ・2023 年 3 月 19 日に無許可開発区域の現地を確認した際の復命書に添付された写真からは、無許可開発区域内に倒木が放置されている状況が確認できる。
- ・公文書上、この倒木が放置された位置を特定する情報はなく、この倒木の処分に関する記録も確認できなかった。また、当時の担当職員の中で、この倒木の放置位置や処分の状況等について具体的に記憶している者はいなかった。
- ・熱海土木及び土地対策室では、無許可開発区域に隣接する⑤区域の開発行為の許可に際し、「盛り土の施工に当たり樹木等の有機物が混入しないよう留意すること」を許可条件に盛り込んでいた。また、2003 年 2 月、3 月における■■■■との協議において「樹木を除去しないで～」、「盛り土地盤に擁壁～」等を伝えるなど、再三にわたり盛土材に樹木を混入することのないよう指導していた
- ・また、2003 年 3 月の熱海土木における対応記録からは、隣接の開発許可済地（⑤区域）について、伐採木が適切に処理されているかどうか確認するため、マニフェストの提出を求めるなど、伐採した樹木の処理状況を確認していた。
- ・熱海土木では、無許可開発区域に隣接する開発行為許可区域（⑤区域）に廃棄されたガラスくず入りの袋やスクラップ等について、熱海保健所に通報し、処分等に関し相談していたとのことであった。

【考察】

- ・公文書や当時の担当職員への聴き取り調査からは、無許可開発区域に放置された倒木が適切に処理されたかは確認できないが、当時の熱海土木、県土地対策室が■■■■に対し、再三にわたり盛土材に樹木を混入することのないよう指導していた事実や、⑤区域における開発行為の許可に当たり、「盛り土への樹木等の有機物が混入することのないよう」との条件を附していた事実を踏まえると、無許可開発区域に倒木が放置されている状況を認知したのであれば、その状況に対応した措置を講じたものと考えられる。

- ・また、⑤区域に廃棄されたガラスくず入りの袋やスクラップ等について、熱海保健所に通報し、処分等に関し相談していた事実を踏まえると、無許可開発区域に放置された倒木についても、同様に通報し、処分等に関する相談等をしていたものと考えられる。

(4) 別事業者による開発許可申請の審査等は適切であったか 【2023年2月9日付け静岡新聞(朝刊)の「県技術検証結果にも疑念」との記事関係】

【記事からの抜粋】

- 「分水嶺付近の排水施設に不備があった」

【確認・判明した事実関係】

- ・本件開発行為の許可申請書を見ると、県熱海土木では、市に本事案を引き継ぐ前の3月27日に██████に対し、~~15件の不足書類等の提出を求め、かつ、~~68項目の質疑・修正事項を指摘していることが確認できる。
- ・██████と██████との関係（無許可開発事業者である██████との関係がないこと）については、法人登記簿を確認した結果、役員の重複がなく、また、法人所在地も異なるとの事実から、第三者性があると判断したとのことであった。
- ・また、同社の資力、信用（都計法第33条第1項第12号）については、県土地対策室の経営状況調査委託事業により、業況の推移・見通し、取引関係、金融機関取引きの状況、決算状況及び主要財務比率などを調査した結果、「支障なし」と判断したとのことであった。

【考察】

- ・本件開発行為の許可申請書類を現時点で確認してみても、必要書類に不足はなく、かつ、記載漏れ等もないことから、当時の県熱海土木や市における申請書類の審査は適正であったと考える。
- ・また、本件開発行為の許可申請に係る排水計画に関する当時の申請図書について、現・県土地対策課（都計法所管）で確認・審査したところ、排水施設全体の設計上、計画降雨量（5年確率降雨強度）及び排水施設の流下能力の算定ともに問題はなく、都計法に規定される技術基準に適合するものであった。このことから、本件に係る排水計画についての、県熱海土木（及び市）の審査は妥当なものであったと考える。
- ・██████の██████に対する第三者性については、法人登記簿から両社の関係を証する事項が確認できなかったこと、また、██████の資力・信用については、通常の審査に加え、追加の経営状況調査により、資力・信用に許可上の支障がないことを確認していることから、当時の審査は妥当なものであったと考える。

- ・なお、当時の県熱海土木の職員等には、[]と[]は「[]社長の[]氏を通し関係のある業者」との認識があったことがうかがえることから、両社の関係性の確認手法について、法人登記簿の確認で必要十分であるか等について、法律相談等を行う余地もあったのではないかと考える。

(5) 県に提出された開発許可申請について、県から市への引き継ぎは適切であったか【確認・判明した事実関係】

- ・県熱海土木では、当該申請を、2006（H18）年3月17日に受け付け、同年4月1日の開発許可権限の移譲に伴い、熱海市に引き継いでいる。（引継日不明）
- ・2006年3月当時、都計法による開発行為の許可申請に係る標準処理期間は、「30日」であった。（静岡県許認可事務処理規程より）
- ・公文書上、県熱海土木では、当該申請の受け付け10日後の3月27日に[]に対し、~~15件の不足書類等の提出を求めるとともに、~~68項目の質疑・修正事項の指摘を行う等の対応をしていたことが確認された。
- ・当該申請については、熱海市からの人事交流職員が主担当として審査していた。また、当該職員は、県から市に開発行為の許可権限等が移譲された2006年度に市に帰任し、引き続き、当該申請を処理しており、市では、2006年4月11日付けで当該申請による開発行為を許可している。

【考察】

- ・標準処理期間を踏まえると、当該申請を県熱海土木が受け付けた段階で、本件については、市において許可の適否を判断することは自明であったと思われる。県熱海土木では、このことを踏まえ、権限移譲前に申請者に対し、68項目の質疑・修正事項の指摘していると思われることから、市に事案を引き継ぐ前の対応としては適切であったと考える。
- ・市から県熱海土木への人事交流職員を当該申請の審査の主担当とし、本件が市に引き継がれて以降も、同一職員が主担当として処理していることから、円滑な引き継ぎがなされたものとする。

【確認・判明した事実関係】

- 【考察】

- 18

5 都計法に係る行政対応等に関し新聞報道で問題提起された事項についての事実関係など

(1) 「乱開発で 20 年前の土砂崩れ」(2023 年 7 月 2 日付け静岡新聞(朝刊)の記事)

【記事からの抜粋】

- 「逢初川源頭部左岸の土石流起点で 20 年前に乱開発が理由と見られる土砂崩れが発生していた」
- 「土砂崩れ箇所には、その後、崩落した盛土が造成され、この部分の崩落が下流域の多くの住民を巻き込んだと見られる土石流最大波のきっかけとなった可能性がある。」
- 「土砂崩れの範囲が記載されていたのは 03 年 5 月の県の文書 (D64)。」

ア 記事で取り上げられた公文書(D064)について確認・判明した事実

- ・当該公文書は、「崩壊箇所」と「写真の撮影位置」との記載と、崩壊箇所を思われる箇所に囲みを施した「地形図」とその現場と思われる写真が添付されたものである。
- ・ただし、~~当該崩壊に関し~~「いつ」、「どこで」、「どのような事象があったか」、「現地確認を誰が行ったのか」等が分かる復命書等は存在しない。

イ 2003 年度の県熱海土木（都市計画課）の在籍職員への聴き取り調査の結果

- ・2003 年度の在籍職員には、当該公文書そのものを記憶している者はおらず、また、当該公文書の作成目的や写真の撮影時期、現地確認を行った者を記憶している者もいなかった。
- ・また、写真に写っている人物を特定できる者はおらず、また、写真に写っている者が着用してる作業着などから、当時の県熱海土木及び熱海市の職員ではないと思われるとのことであった。
- ・写真に写っている現地についての記憶が残っている者が 1 名おり、その記憶によれば、現地の状況は土砂崩れや崩壊ではなく、雨水が流れた跡との印象であるとのことであった。

ウ 逢初川土石流の発生原因調査検証委員会の委員の見解

- ・2023 年 7 月、逢初川土石流の発生原因調査検証委員会の ~~3 人の~~委員に対し、当該記事及び公文書を示し、20 年前の土砂崩れ箇所と 2021(R3)年 7 月に逢初川で発生した土石流との関連について意見を求めた。
- ・委員からは、「この崩壊箇所は盛り土全体を見た場合、小規模で、盛り土上端部に位置するため、ここをきっかけに盛り土全体が崩れるメカニズムは考えづらい」との見解が示された。

(2)「崩落地そばに集水用穴」(2023 年 11 月 9 日付け静岡新聞(朝刊)の記事)

【記事からの抜粋】

- 「約 20 年前の無許可開発時、盛土崩落地のそばに雨水を地下に浸透させる集水用の穴が設置されていた」
- 「専門家は、分水嶺付近に穴を掘るなどの乱開発で逢初川源頭部は隣の流域から水が集まる場所になったとし、当時、源頭部で盛土を強く規制しなかった県の対応を問題視した。」

ア 無許可開発区域内の「穴」に関し、公文書から確認・判明した事実
(記事で取り上げられた「穴」に関するものかどうかの確証はない)

- ・ 2003 (H15) 年 3 月 7 日、[] から県熱海土木に対し、無許可開発区域から行き止まりの市道側溝への必要以上の雨水や土砂の流入を防ぐため、緊急防災工事として調整池がわりの穴 (10 トンダンプ 2 ～ 3 台くらいの土を取る) を掘りたいとの申し出がある。(D044、D047)
- ・ 県熱海土木は当該申し出に対し、「どうしても必要なもの(工事)であれば、その(工事)必要性とともに、それ(工事)を行いたい旨を文書にして提出してもらった方がよい」旨を伝える。(D044)
- ・ 同日、[] から県熱海土木に対し、当該緊急防災工事の内容のイメージ図が F A X され、県熱海土木の職員は当該 F A X の内容を確認しており、[] からは、押印した文書を同日発送するか、翌営業日に持参するとの話がある。(044)
- ・ 県に残存している公文書の中には、上記 [] の押印のある文書は存在しない(穴の位置図、設計図等に相当するものがない) ことから、現時点で、当該穴の正確な位置や構造を把握することはできない。
- ・ なお、2003 年 3 月 26 日の時点で、県熱海土木は、現地で既に穴が掘られていることを確認している。(D058)

イ 県熱海土木(都市計画課)の在籍職員への聴き取り調査の結果

- ・ 2002 (H14) 年度の在籍職員からは、穴の位置は無許可開発区域の東南部であり、形状は、深さ 1 m 程度の素掘りの穴で、掘削土が隣りに積まれていたこと、浸透枡のような機能はないとの認識であること、また、記事中の公文書 (D055) の「仮沈砂状況」との写真に映っている穴が、当時確認した穴と同一のものかどうかは分からないことを確認した。
- ・ また、2005 (H17) 年度の在籍職員からは、当該穴を現地で見た記憶がないことを確認した。

(3)「崩落地そばに集水用穴」(2023 年 11 月 9 日付け静岡新聞(朝刊)の記事)

【記事からの抜粋】

- 「開発行為に伴う水（表流水と地下水）の流入が盛り土崩落に影響を与えた可能性がある。」

【分水嶺開発で集水域拡大 (2023 年 11 月 9 日付け静岡新聞 (朝刊) の記事)】

【記事からの抜粋】

- 「県が鳴沢川を埋める開発（無許可開発区域の下流側）を認めたことが根本的な問題で、川筋が埋まり水の行き場がなくなった」

- ア 逢初川源頭部北東側区域（⑤区域）における開発行為に関し、公文書から確認・判明した事実
- ・当該開発行為に係る許可申請から事業完了までの行政対応に関する事実関係等は下表のとおり

年月日	事実関係など
2001. 8. 14 (H13)	■■■■■（法人情報不明）（設計者：■■■■■）が、県熱海土木から宅地造成等規制法の許可を受ける【D027、E021】 2002. 6. 19：2001 年 8 月 14 日付けの許可の廃止届【D027、E021】
2002. 8. 1 (H14)	■■■■■が、県熱海土木から宅地造成等規制法の許可を受ける【D027、E021】 2002. 12. 13：2002 年 8 月 1 日付けの許可の廃止届【D027、E021】
2002. 10. 29	■■■■■が、熱海市を経由して、県熱海土木に公共用財産用途廃止申請書を提出する【E048】
2002. 12. 9	■■■■■が、市を経由して、県熱海土木に都計法第 29 条の開発許可申請書を提出する【E001】 申請の内容 開発区域の面積：19,379.64 m² 予定建築物の用途：専用住宅 50 戸
2002. 12. 26	■■■■■が、県熱海土木から都計法第 29 条の開発行為の許可を受ける【E002】
2003. 2. 28	県熱海土木が、■■■■■に対し、都計法第 81 条第 1 項に基づく措置命令を発出する【E018】 命令の内容 ・開発行為を直ちに停止すること ・土砂の流出防止等の措置の計画書を熱海土木に提出し、その承認を受け、実施すること
2003. 7. 30	■■■■■が、熱海土木に、防災工事承認申請書を提出する【E041】 ・工事着手予定：2003 年 8 月 10 日 ・工事完了予定：2003 年 9 月 25 日又は工事承認後 45 日間

2003. 9. 5	熱海土木が、■■■■の防災工事に条件を附して承認【E043】
2005. 6. 14 (H17)	■■■■が、県熱海土木に都計法の措置命令に係る防災工事完了届を提出する（別件公文書からの推定）【D081】
2005. 8. 9	■■■■が、県熱海土木へ都計法に係る地位の承継を申請（別件公文書からの推定）【D081】
2005. 8. 25	・熱海土木が、■■■■に対し都市計画法に係る地位承継を承認 ・熱海土木が、都市計画法開発行為に係る命令を解除
2006. 3. 24 (H18)	熱海土木が、都市計画法開発許可の完了検査を行い、検査済証を交付する【熱海市保有公文書より】

- ・本件に係る開発行為の許可通知、措置命令書、防災工事承認申請書など、一部の公文書については残存しているものの、開発行為の許可申請書類一式、防災工事完了に関する書類一式及び開発行為の完了に関する書類一式などの公文書は残存していない。
- ・このため、当該区域において、実際にどのような開発行為が実施されたのか、公文書上で確認することはできない。
- ・■■■■が区域内の水路の払い下げを受けるため、県熱海土木に提出した公共用財産用途廃止申請書に添付された写真によれば、区域最下部の擁壁には、水抜き穴のほかに、暗渠排水の流末と見られる排水口の存在を確認することができる。また、別の写真からは、当時、区域内に造成工事が広範囲に進行していたことと、沢地形が存在していないことが確認できる。
- ・一方、措置命令に基づく是正工事計画の作成を■■■■から依頼された業者と県熱海土木職員との打合せ記録の中で、■■■■に対し、「暗渠を入れた方がよい」と助言したが、施工されなかったとのやりとりがある。
- ・公図を調べると、鳴沢川が存在するのは、現在の⑤区域の途中までであり、その上流部では存在していない。
- ・C工区から無許可開発区域にかけての土地の所有権が、2003年に■■■■から別法人に移転され、国土利用計画法に基づく届出がなかったとして、県不動産取引室が所有権を取得した法人に対し顛末書の提出を求めている。提出された顛末書の中には、所有権移転の実体に関する説明のほか、⑤区域内に伐採木や産業廃棄物が大量に埋まっているなどの記載も見られた。

イ 県熱海土木（都市計画課）の在籍職員への聴き取り調査の結果

（⑤区域における鳴沢川の沢筋の状況）

- ・申請時点で、計画地内には土砂が入っており、沢があったとの記憶がない。また、更に上流部でも沢筋は見た覚えがない。

（排水計画の内容）

- ・雨水などの表流水に関しては、放流先河川（鳴沢川）に排水容量があるため、調整池を設けず、道路側溝から河川に排出する計画であった。

（暗渠工の施工指導）

- ・[REDACTED]には、地下水への対応として、暗渠排水工の施工を指導していた。

（B工区の透水管について、A工区の透水管に関する事業者の発言について）

- ・暗渠排水工に関し、A工区では見ていないが、H17年度、B工区において、透水管が埋設されている工事を見ている。

（⑤区域に埋められた廃棄物の確認）

- ・区域内に廃棄物が埋設されているとの情報提供があったことから、3箇所ボーリング調査を行ったが、廃棄物は出なかった。

6 再発防止に向けた対策

- ・都計法の規定に違反した事業者に対しては、迅速かつ、適確に当該違反を是正させるだけでなく、その後においても厳格な措置が求められる。このため、本県では、当該事例を踏まえ、都計法違反による開発行為が行われた場合、当該違反事業者については、独自の運用として、宅地分譲や共同住宅などを目的とする開発行為の許可申請において、「信用を欠く」（都計法第33条第1項第12号による要件を欠く）ため、許可を受けることができない取り扱いとしている。今後もこの取り扱いを継続し、~~開発行為~~許可制度の厳格な運用を図っていく。

- ・本件については、開発行為の許可権限の移譲後における市への支援が不足していたとの指摘は否めないことから、今後、本件と同様の事態を招くことのないよう次の取り組みを実施していく。

○近年は、市町等から県土地対策課に対し、~~開発行為の~~許可制度の解釈・運用等に関し、多数の相談・質問が寄せられている（R3：120件、R4：153件、R5：127件（令和5年12月1日現在））。本県が新たに策定した権限移譲方針においても、事務ごと相談窓口を設置する方針を提示していることから、引き続き、気軽に相談できる雰囲気の窓口の開設に取り組んでいく。

○市町等寄せられた開発行為許可制度の運用等に係る困難な事案に対しては、場合によっては、県法務課の困難事案支援チームにも相談しながら、県としても市町等と一緒にその解決策を考えていく。また、複数の市町に共通する課題が生じた場合には、県市町が参加する連絡協議会などの場において、情報を共有し、関係市町による協議の場を設けるなど、県と市町が連携し、迅速かつ効果的な課題解決を図る。

○市町の~~開発行為~~許可制度担当職員における制度の理解を深め、事案への対応能力向上を図るため、年度当初に実施している新任者研修会や市町を構成員とする開発許可連絡協議会などの機会を活用し、市町から県に頻繁に寄せられる相談や過去の許可事案など具体的な事例を用いた事例研究を行うなど、実務的な研修の実施に取り組んでいく。

◎ 静岡県土採取等規制条例

1 土採取等規制条例の概要

(1) 目的（条例第1条）

都市計画法、森林法などの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害が生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例がある。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、「静岡県土採取等規制条例」が定められている。

(2) 規制の対象となる行為（2022年3月29日改正前）（条例第2条）

条例の規制対象となる行為は「切土、床堀その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含む。

(3) 市町単独条例との関係（条例第14条第2項）

市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、県条例の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行日以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、県条例の規定を適用しない。

<県条例の適用除外となる8市町の単独条例>

条 例 名	施 行 日
御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年10月1日
函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成11年4月1日
沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成22年7月1日
富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成23年1月1日
三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成26年7月1日

(4) 罰則（条例第16～18条）

- ① 20万円以下の罰金－措置命令、停止命令違反
- ② 10万円以下の罰金－届出懈怠、虚偽届出、跡地に係る措置命令違反
- ③ 3万円以下の罰金－変更届出懈怠、虚偽変更届出、標識設置懈怠、報告徴収懈怠、虚偽報告立入検査拒否等

2 条例の一部改正等に関する事実関係

1976. 4. 1 静岡県土採取等規制条例が施行される (tsu001)

(S51) 条例制定の背景・経緯

- ・砂利採取法等の法令の対象とならない土の採取が増加しており、これらは、市街地周辺の里山地域で行われる場合が多く、長期にわたるため、災害の発生や環境の破壊を招く場合が少なくなく、市町村など関係方面から強く規制の要望がされてきたことから、土の採取及び盛土、埋土等を対象とする土の採取等の規制条例を制定した
- ・土の採取等が極めて日常的な行為であることから、届け出制とした

1992. 5. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正が施行される (罰金の額の変更)

(H4) (tsu002)

・罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

- 措置命令、停止命令違反(第16条) 10万円→20万円
- 無届、跡地の措置命令違反(第17条) 5万円→10万円
- 虚偽の届出、標識の掲示義務違反、報告義務違反、立入検査の妨害等(第18条) 1万円→3万円

1996. 7. 4 平成8年6月県議会一般質問 (tsu003)

(H8) 質問内容

- ・神奈川県から北駿地域への建設残土の搬入を規制するため、土採取等規制条例を見直し、指導を強めるべきではないか

部長答弁内容

- ・神奈川・山梨両県では、県境の12市町村で県条例よりも厳しい独自条例を制定し、北駿地域の市町でも隣県の市町村と同レベルの条例の制定作業を進めている。残土が搬入される地域に限られるため、市町による条例制定を積極的に指導していく

1997. 4. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正が施行される (適用除外規定の追加) (tsu004)

(H9) 条例改正の理由

- ・東部の一部市町で悪質な盛土等の行為が増加したこと

改正内容

- ・市町村が地域の特殊事情による盛土等の行為を規制するため、県条例に比べて強い規制を行う条例を制定・施行した場合は、県条例の適用を除外する旨の規定を追加

1997. 7. 23 平成9年6月県議会一般質問 (tsu005)

質問内容

- ・富士山麓への土の不法投棄拡大のおそれがあるため、県条例の厳格化、または、市町村全体を指導していくことが必要ではないか

部長答弁内容

- ・規制強化も検討したが、土の採取等は強い規制になじまず、強い規制を行う場合、適正に土採取等を行っている者にも一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定する必要があること、地域の課題は市町村が自ら解決することがふさわしいとの判断から、市町村が許可制、罰則の強化など独自の条例を定められるよう、県条例に適用除外規定を設け対応した

1999. 10. 1 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」が施行される
(H11) ・神奈川県では、事業者・土地所有者に対する規制強化や適切な土砂埋立行為の遂行の確保を目的として、条例を制定・施行した

規制内容

- ・500 m³以上の土砂の搬出は、知事への届出
- ・2,000 m³以上の土砂埋立行為は知事の許可
- ・違反者は、最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2001. 4. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正条例が施行される (tsu006)
(H13) ・土の採取等に係る届出をした者の地位の承継ができる場合として、法人の分割の場合を加える（商法の改正に伴う「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の中で改正）

2008. 1. 1 「山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例」が施行される
(H20) **規制内容**

- ・3,000 m³以上の土砂埋立行為は知事の許可
- ・違反者は、最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2020. 10. 21 関東知事会において国への法整備の要望が決議される (tsu007)
(R2) **要望の内容**

- ・全国知事会・関東知事会を通じ、国に対して、土砂等の適正管理のための法制度の整備（土砂搬入・埋立て等の許可制、国民生活の安全を確保できる許可基準を定めること等）を要望

2021. 1. 29 大阪府主催の「残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議」
(R3) に参加する (tsu008)

内容

- ・土砂等の不適正な埋立てへの対応事例(茨城県)、土砂等の埋立て等による災害発生の防止に関する条例の制定(佐賀県)、土砂問題に係るアンケート調査結果など、参加各県で情報共有を行う大阪府主催の会議に、静岡県がオブザーバーとして参加

2021. 6. 29 「静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議」を開催する
(tsu009)

内容

- ・ 県市町が、土砂の不法投棄や不適正処理を防止するため連携して対応する連絡会議を設置
- ・ 県土採取等規制条例のあり方についての検討ほか

2022. 3. 29 静岡県土採取等規制条例の一部改正

(R4)

内容

- ・ 静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴う改正
- ・ 「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行に伴い、埋土又は盛土をする行為に係る規定を削除

【特別委員会提言の概要】

- ・ もっと早期に条例の見直しを行うべきではなかったのか。条例による規制効果の検証や改正の必要性の判断も含め、適切な対応が行われていたか検証すべきである。

【論点】

- (1)県議会において、土採取等規制条例による規制の強化等に関する質問がされた時期における県条例の改正に関する考え方は適切であったか。
- (2)神奈川県、山梨県で県条例による規制が強化された際の対応は適切であったか。

3 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 県議会において、土採取等規制条例による規制の強化等に関する質問がされた時期における県条例の改正に関する考え方は適切であったか。

【確認・判明した事実関係】

- ・1996年(平成8年)6月県議会において、県は「神奈川県から北駿地域への建設残土の搬入を規制するための県(土採取等規制)条例(以下「県条例」という。)の見直し」についての質問に対し、「神奈川・山梨両県では、県境の12市町村で県条例よりも厳しい独自条例を制定している状況」、「北駿地域の2市1町でも両県の市町村と同レベルの条例の制定作業を進めている状況」及び「本県では残土が搬入される地域が限られる状況」を踏まえ、「市町による条例制定を積極的に指導していく」との方針を示した。
- ・1997年4月には、「問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られるので、このような地域の特殊事情に係る規制は市町村の独自条例に委ね、この場合に県条例との抵触の疑義を生じることのないよう」との考えにより、県内市町村が県条例よりも厳しい規制を内容とする条例を定めている場合、当該市町村においては県条例を適用除外とする改正を行った。
- ・1997年(平成9年)6月県議会において、県は、「富士山麓への土の不法投棄拡大のおそれに伴う県条例の規制強化等」についての質問に対し、「土の採取等(盛り土を含む)は、(日常的な経済活動と捉えているため)強い規制になじまないこと」、「仮に(県内一律に)強い規制を行う場合には、適正に土採取等を行っている者にも、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定する必要があること」、「地域の課題は、市町村が自ら解決することがふさわしいとの判断したこと」を踏まえ、「(県条例による規制強化でなく)市町村が独自条例を制定できるよう県条例の適用除外規定を設ける対応とした」との考えを示した。

【考察】

- ・本県では、制度改正の検討等に当たり、隣接県等における同種の制度の状況を踏まえることは一般的である。このことから、県条例による規制の見直しについて、隣接する神奈川・山梨両県の12市町村における独自条例の制定状況や、北駿地域2市1町における独自条例の制定作業の状況等を踏まえ、県条例に適用除外の規定を設ける改正を行ったことは、適切な対応であったと考える。
- ・一方で、「建設残土が搬入される地域が限られること」、「強い規制を行う場合には、適正に土の採取等を行っている者にまで、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定すべきであること」、「地域の課題は、地元市町村が自ら解決するのがふさわしい」との県の考え方については、次の3点の視点もあったと考える。

- ・ 1つ目は、地域を限定して規制を強化することにより、県内の規制の緩い地域への建設残土の搬入を誘引する可能性も否定できないことから、県下一律での規制を検討する余地もあったと思われる。
- ・ 2つ目は、「強い規制を行う場合には、適正に土の採取等を行っている者にまで、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定すべきである」との考えであるが、確かに県条例は「届出制」であったが、「土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、土砂の流出、崩壊等による災害を防止するための措置命令を行える」ものであったこと、さらに、措置命令に従わない場合は、「届出に係る土の採取等の全部又は一部の停止命令」を行い得るもので、許可制に近い側面もあったと思われることから、仮に許可制にしたとしても過重な負担となったかについては、一考の余地がある。
- ・ 3つ目は、「地域の課題は、地元市町村が自ら解決するのがふさわしい」との考えであるが、これは、「建設残土が搬入される事案への対応は県の問題ではない」と同義と思われる。しかしながら、地域を限定した規制の強化により、県内の規制の緩い地域への建設残土の搬入を誘引する可能性があること等を踏まえると、県の問題として考える余地もあったと考える。
- ・ なお、県条例は「届出制」であったものの、「当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができること」、また、当該命令に従わない場合には、行政代執行法による代執行を行い得ることから、県条例の規制力は弱いということにはなかったと考える。**このことについては、逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会において、出石委員（関東学院大学法学部長・教授）が同様の趣旨の見解^{*}を示されている。**
- ・ また、悪質な事案に対し、県条例に基づく措置命令等を行うことにより、都市計画法など他法令による許可等の手続において、当該命令等を受けていることを理由に「不許可」等の取り扱いとする可能性もあったと考えられるため、代執行まで見据え、県条例の措置命令等の規定の積極的な適用を検討するべきであったと考える。

※【出石委員の見解（報告書からの抜粋）】

報道や熱海市などから、条例の罰則が20万円で規制が弱いという意見が出ているが、それには疑問がある。罰則はそうかもしれないが、停止命令があり、措置命令については代替的作為義務といって代執行が可能で、当時もそれはできた。代執行はまさに実力行使であり、これ以上ない強制力といえる。届出だからできないということではない。

(2) 神奈川県、山梨県で県条例による規制が強化された際の対応は適切であったか。

【確認・判明した事実関係】

- ・ 神奈川県は、1999(H11)年10月に「2,000 m²以上の土砂埋立行為を許可制」とする条例を、山梨県は、2008(H20)1月に「3,000 m²以上の土砂埋立行為を許可制」とする条例を施行（いずれの条例も罰則は、地方自治法上の上限である「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」を規定）した(※)

※ 当時、本県が両県における規制強化の事実を認知していたかは不明

- ・ 県内市町においては、1999年10月から2014(H26)年7月までの間に、富士宮市、函南町、沼津市、富士市、三島市が独自条例を制定・施行した。
- ・ 2009(H21)年11月、県土地対策室と熱海市との「逢初川源頭部の盛土」への対応の協議において、同室は「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法又は森林法による対応が効果的と思われる」との認識を示していた。(D145)
- ・ 2020(R2)年には、関東地方知事会が「土砂搬入・埋立て等の許可制」など、土砂等の適正管理のための法制度の整備を国に要望(静岡、神奈川、山梨とも本要望に賛同)した。

【考察】

- ・ 神奈川県において規制を強化した条例が施行された時期と、県議会において「本県への建設残土の搬入問題」が指摘された時期は近接している。また、この時期には、北駿地域2市1町に加え、富士宮市、函南町でも独自条例が施行されるなど、県内で建設残土が搬入される地域が拡大していたことが窺える。これらを踏まえると、この時期に神奈川県の条例改正の状況を把握していれば、県条例の規制強化を検討する余地があったと考える。
- ・ 山梨県においてが規制を強化した条例が施行された時期は、熱海市が逢初川源頭部における盛土行為に対し、県条例に基づく是正指導を行っていた時期と重なる。また、この時期に近接して、沼津市、富士市においても独自条例が施行されるなど、本県で建設残土が搬入される地域が更に拡大していたことが窺える。これらを踏まえると、この時期に山梨県の状況を把握していれば、県条例の規制強化を検討する余地があったと考える。
- ・ さらに、2009(H21)年11月に、県土地対策室が「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法又は森林法による対応が効果的と思われる」との認識を示していたことを踏まえると、悪質な事業者と対峙するために、罰則の強化や、許可制への移行等の必要性を認識し、県条例の規制強化を検討する余地があったのではないかと考える。

- ・2020(R2)年の関東地方知事会の「土砂等の適正管理のための法制度の整備」に関する要望に本県が賛同していたことを踏まえると、この時期には本県は、「全国一律の土砂等の適正管理のため規制」の必要性を認識していたと思われる。また、この要望には、神奈川・山梨両県も賛同していることから、この時点では本県は、両県の規制の状況を把握していたと思われる。これらを踏まえると、全国一律の規制が実現するまでの間の対応として、県内一律の規制強化を検討する余地があったと考える。

4 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- ・本県における盛土行為に対する規制を強化した新たな「静岡県盛土等の規制に関する条例」を2022(R4)年7月に施行しており、また、2025(R7)年5月までには、本県において、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が適用される見込みである。このことから、法令上は、県内一律で盛土行為に対する規制の強化が図られることとなる。
- ・これら法令を十分に機能させるためには、現場において、適切に運用する必要があるが、本県では、静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴い、「規制強化」と「監視強化・効率化」を両輪として、不適切盛土の防止を図っている。具体的には次のとおりである。
 - 静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に合わせ、市町に移譲していた静岡県土採取等規制条例に係る権限を県に引き上げ、県盛土対策課が一元的に盛土対策を所管することとし、対応の統一化・迅速化を図った。
 - 県盛土対策課の職員が計画的に盛土の監視を行い、不適切な盛土の発生防止、是正を図るため、出先機関の約240人の職員を兼務職員とし、県内の不適切盛土を定期的に巡回監視する体制を整備した。
 - 通報制度「盛り土110番」を設置し、県民などから幅広く不適切な盛土の情報を得て、通報のあった盛土への迅速な対応を図った。
 - 既存の不適切盛土について、盛土の変状、災害防止措置の有無、保全対象との離隔などを客観的に評価し、対応の緊急性の判断を行い、盛土緊急対策事業（国庫補助事業）による安全性把握調査や応急対策等を行った。
- ・併せて、県・市町・警察が横断的に情報共有し連携を図るため、静岡県盛土等対策会議を設置するとともに、その下部組織として現場レベルの地域部会を各地に設置し、違法な盛土等に関する事案に対して、初期段階から情報を共有して指導方針を策定し、課題解決を図っている。

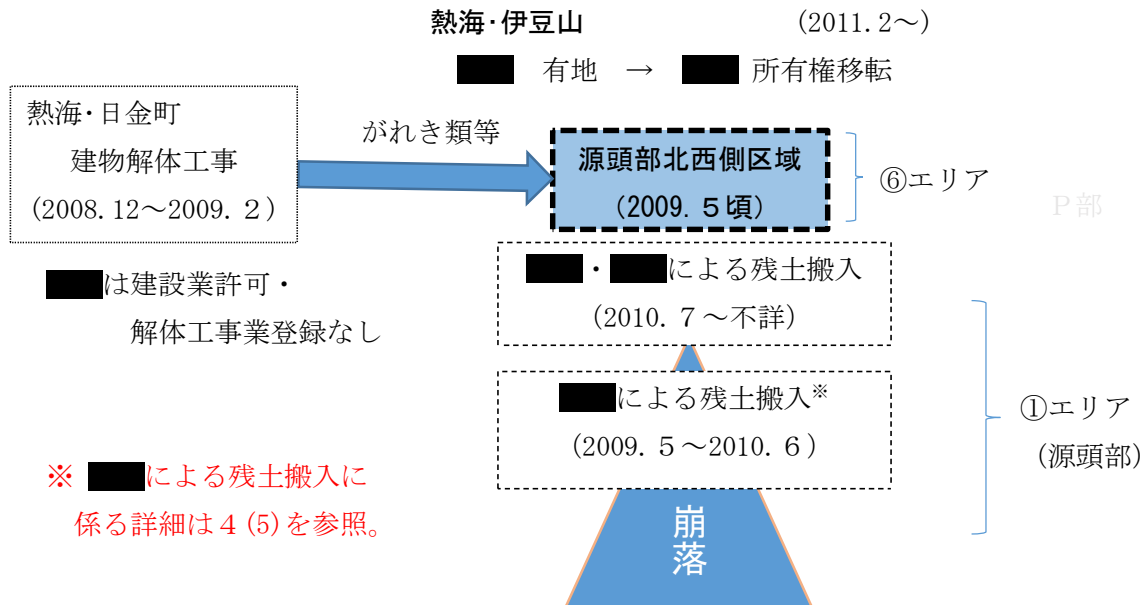
◎ 廃棄物処理法

1 源頭部北西側区域における土地改変行為の概要

- ・ 2009（平成21）年2月頃から、熱海市日金町における[]（以下「[]」という。）が関わる建物解体で生じたと思しきがれき類等が、当時、同社が所有する熱海市伊豆山分譲地付近で残土搬入が行われた区域（崩落元と考えられる源頭部区域・赤井谷[]の土地の一部）から北西側百メートル程離れた区域・水立[]の土地の一部ほか（以下「源頭部北西側区域」という。）に野積みしたまま、放置された。
- ・ 県東部健康福祉センター（以下「県東部健福」という。）は、廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づき、源頭部北西側区域の土地所有者であった[]の[]社長に対し、がれき類等の撤去を求めたが、同氏は「自社利用のため」と釈明し、撤去することを拒んだ。
- ・ 2010（平成22）年8月に県東部健福は、本件崩落のなかった源頭部上流部の区域から源頭部北西側区域の間に搬入された残土の法面を修復に使われていた土砂に混じって“木くず”が確認されたため、[]※¹及び[]※²に対し、法に基づいて当該“木くず”を取り除くよう指導した。
 - ※1 []（以下「[]」という。）の代表者で、日金町解体現場の責任者。[]の取締役で、同者工事部門を引き受けていたと考えられる者。
 - ※2 []（以下「[]」という。）の代表者。[]から指示を受けていた者と考えられ、源頭部区域と源頭部北西側区域の間に残土搬入を行っていた者。
- ・ 同年10月に県東部健福は、[]らが当該“木くず”混じりの土砂を源頭部北西側区域に移動したことを確認した。
- ・ 2011（平成23）年2月、産業廃棄物が放置された土地を含む一帯の土地を[]（個人）が購入した。[]は土地の購入に当たり、産業廃棄物の撤去を[]に求めていたが、[]は産業廃棄物を撤去しなかった。
- ・ 県東部健福は、2013（平成25）年1月に、[]名義で、全ての廃棄物を当社の責任で処理する旨が記載された書面とがれき類を再利用したい旨の申し出書面を受領した。がれき類等を現実的に処理する選択肢として、土地所有者による速やかな撤去も考えられたため、県東部健福はこの申し出を、がれきの分別・破碎（自ら利用）を条件に容認することとした。
- ・ しかし、[]による具体的な撤去作業計画を確認するため、県東部健福が同年4月に立入検査を行ったところ、がれき類が地中に埋められていたことが判明した。
- ・ []の指示により、がれき類を埋めた行為は“廃棄物の処分行為”に該当すると考えられたものの、県東部健福の指導を受け入れて埋めた産業廃棄物を撤去する意思を示したことから、県東部健福はこれらを掘り起こして適正に

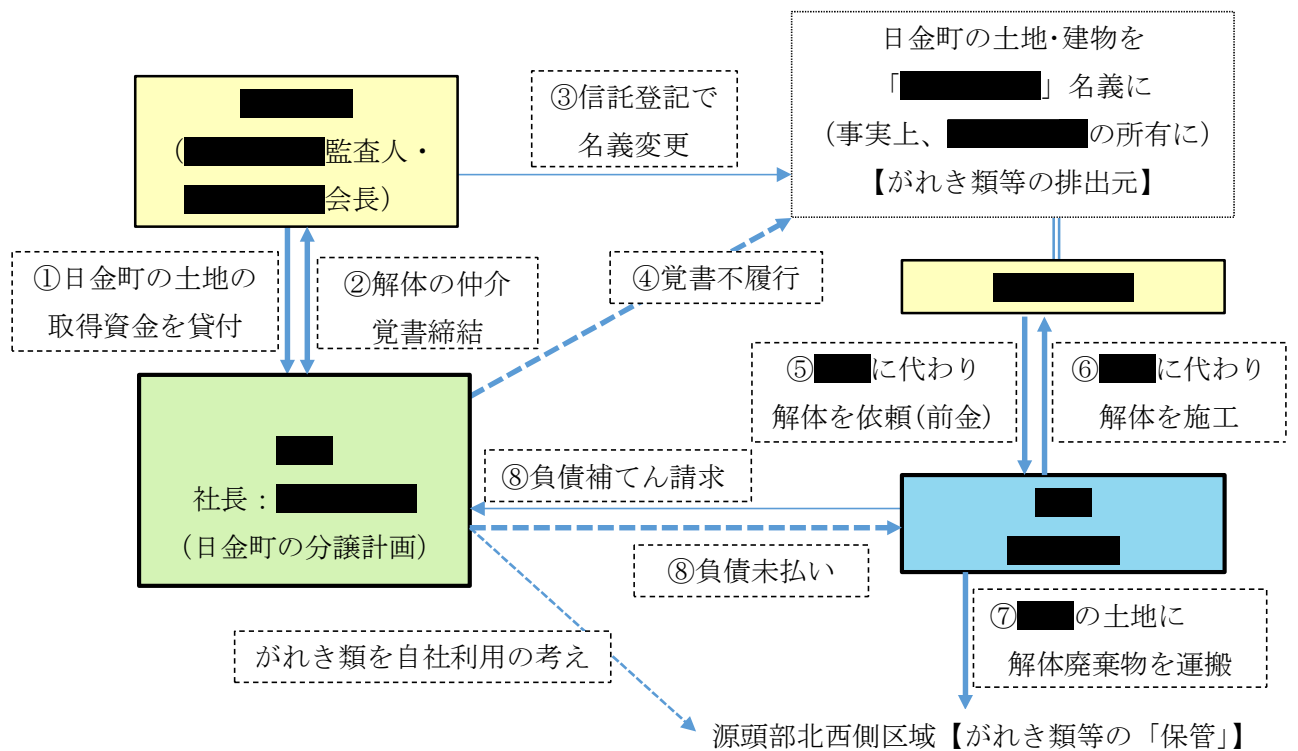
処理するよう法に基づいて指導を継続している。

<位置関係の概略図>



【参考】源頭部北西側区域にがれき類等を持ち込んだ関係者の人物等相関図

<関係者の供述による>



解体廃棄物の処理責任は■か。■か。 当時の土地所有者: ■
関係者の供述から特定することはできなかった。 現土地所有者: ■ (個人)

2 源頭部北西側区域に関連する廃棄物処理法の概要

○ 法律の目的

廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて**生活環境の保全**を図る（法第 1 条関係）

○ 建設廃棄物の分類

建設工事に伴い生ずる廃棄物は「**産業廃棄物**」「**特別管理産業廃棄物**」「**事業系一般廃棄物**」に分類することができる。

産業廃棄物	建設現場など直接工事から発生する廃棄物で、 がれき類等 の安定型物、汚泥、木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、紙くず、繊維くず、廃油
特別管理産業廃棄物	建設現場など直接工事から発生する廃石綿等、揮発油類など
事業系一般廃棄物	現場事務所等から排出されるごみのほか、建設工事で刈られて不要になった草や、単なる土地造成のために伐採された木を含む。

○ 建設廃棄物に係る排出事業者の考え方

建設工事においては工事の発注者、元請業者、下請負人等関係者が複数いるため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになるケースがある。こうしたことから、平成 6 年厚生省通知[※]は、建設工事から生じる産業廃棄物（建設廃棄物）の処理に関して“**原則として、元請業者を排出事業者**”としている。

なお、平成 22 年改正法の施行により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、処理責任を負わせている（法第 21 条の 3 第 1 項）。

※ 平成 6 年厚生省通知に基づく建設工事における排出事業者とは

元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請負人に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請負人が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきた（『建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）』 2. 解説（1）抜粋）。

○ 建設廃棄物の再生利用について

建設廃棄物を再生利用するには、他人に有償売却できる性状のもの（有価物相当）であり、利用用途に応じた品質を確保するために適切な管理下に置かれていなければならない。他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。

○ 土砂や伐採木の取扱について

一般に土地造成の材料として使用されている土砂は有用物であって、廃棄物として客観的に観念することは困難である。

法の対象となる廃棄物ではない“土砂※”と、明らかに“廃棄物”であるものが混然一体として分別できない状態になっている場合がある。どの程度の努力で分別できない状態か、その割合がどの程度か、現実問題として統一的規則性を示すことは困難であることから、従来、**総体的に価値があれば有価物（価値のある物＝売買の対象）とする解釈**が一般的である。

※ 法の対象となる廃棄物でない“土砂”とは

「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない（昭和 46 年厚生省通知）。

土砂等がごみ、又は産業廃棄物のがれき類等の中に混在しており、その混合物がごみ、がれき類等として観念できる場合には、条文上の明示がなくても、不要となった土砂等は当然廃棄物の範囲に含まれていると考えられる。（『廃棄物処理法の解説』定義抜粋）

なお、剪定などで生じた**根株、伐採木及び末木枝条**（以下「根株等※」という。）を現場外に排出する場合、これらが建築物その他の工作物の全部又は一部の解体に伴って生じた場合は産業廃棄物「木くず」とし、それ以外の場合は**事業系一般廃棄物**として取り扱う。

法令上、森林内における建設工事等に伴い生ずる根株等を含めた剥ぎ取り表土を盛土材として利用する場合、**根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制されない。**

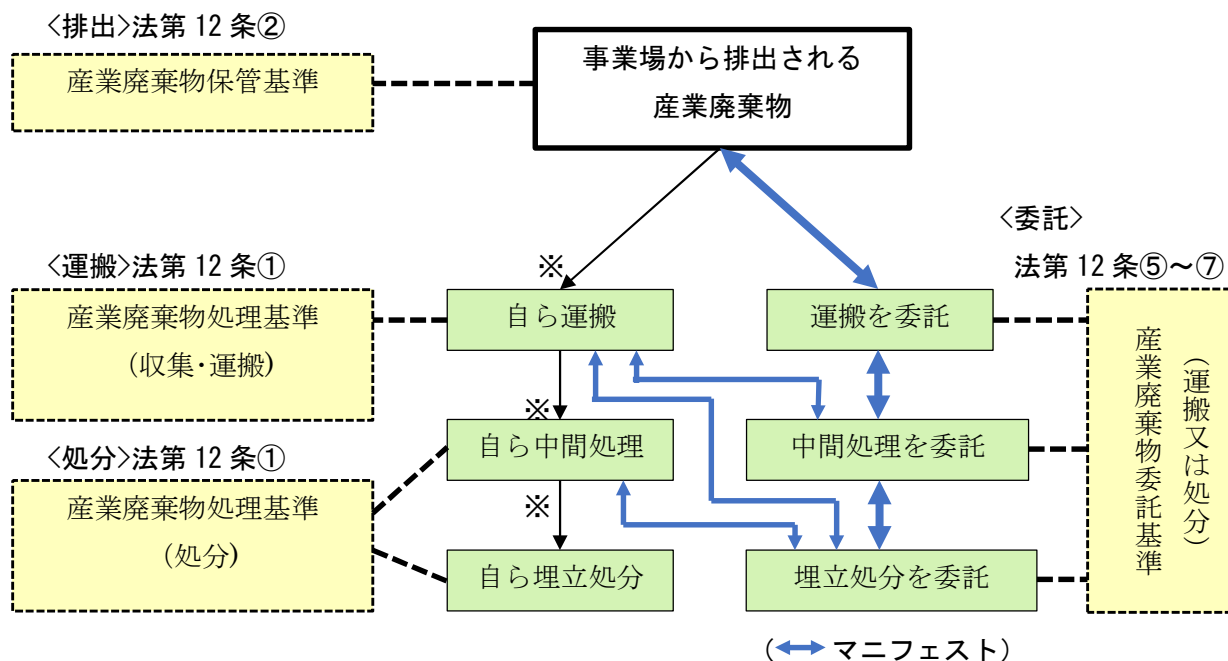
※ 根株等とは

森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知）の記第 1 の 1 でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。（「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」平成 11 年 11 月 10 日付け厚生省通知抜粋）。

○ 産業廃棄物の排出事業者の責任

排出事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第3条）」、「その産業廃棄物を自ら処理しなければならない（法第11条）」。

また、産業廃棄物を処理する事業者にかかる基準には、「保管基準」「処理基準」「委託基準」*がある。



※「自ら運搬」「自ら中間処理・埋立処分」する場合にマニフェスト交付は不要。

- ・ 契約書なしで産業廃棄物を処理委託した場合…
⇒ 最高刑で、懲役3年罰金300万円（法第26条）。
- ・ 契約書なしで委託した産業廃棄物が不法投棄された場合…
⇒ 排出事業者に過失があると認められる場合、連帯責任。排出事業者に過失がなくとも、排出事業者に対する措置命令（法第19条の6）が適用されることがある。
- ・ マニフェストの不交付、記載漏れ、虚偽記載、保全義務違反などの場合
⇒ 最高刑で、懲役1年罰金100万円（法第27条の2）。

※ 「保管基準」「処理基準」「委託基準」とは

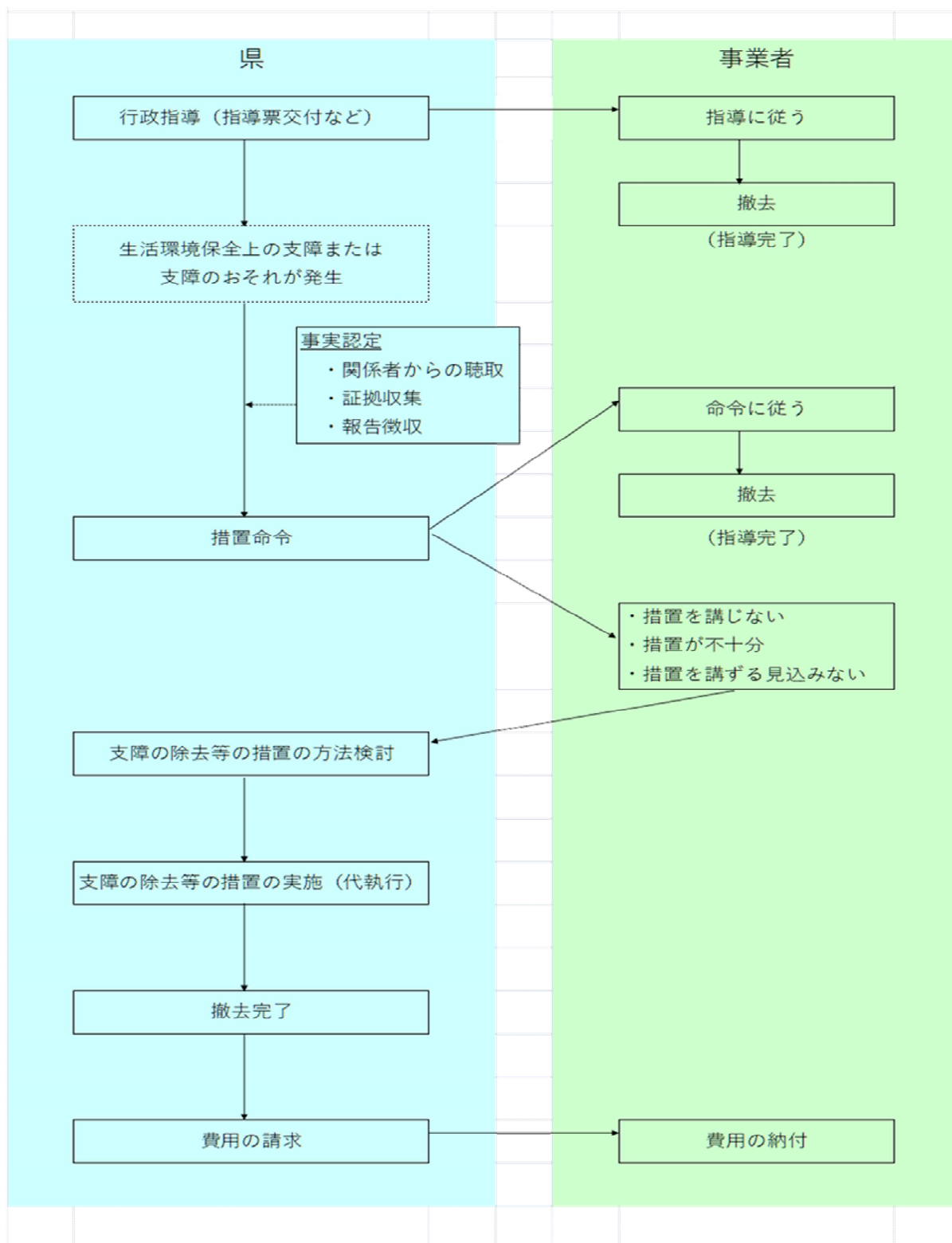
排出事業者は、当該産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従って生活環境の保全上支障がないように保管しなければならない（法施行規則第8条関係）。

排出事業者のみならず産業廃棄物処理業者は、当該産業廃棄物の収集・運搬又は処分を行う場合には、「処理基準」に従わなければならない（法施行令第6条関係）。

当該産業廃棄物の処理を受託できる許可業者に委託する場合には、「委託基準」に従わなければならない（法施行令第6条の2）。当該産業廃棄物の運搬や処分を委託した排出事業者の責務は、その産業廃棄物が最終処分されるまで続く（法第12条⑦）。

○ 行政対応の流れ

廃棄物処理法に基づく一般的な行政対応の流れは、次のとおり。

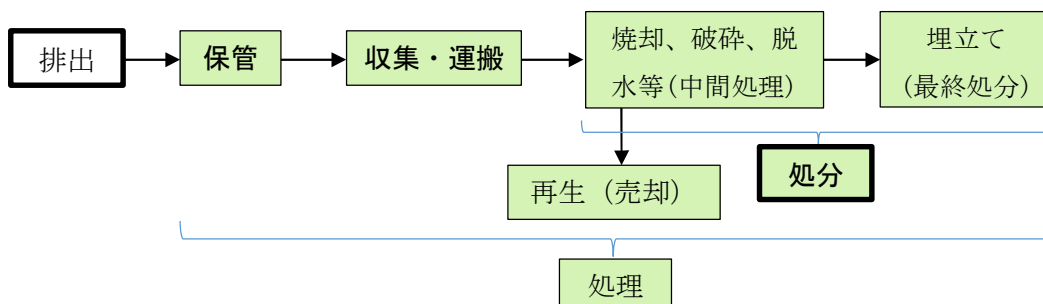


○ 廃棄物の違法な処分に対する「措置命令」

法第19条の5は、既に行われた廃棄物の違法な「処分」に起因する環境汚染を防除するために必要な措置を処分者等に対して命じることができる旨を定めている。同条に基づく「措置命令」の発出要件は、次のとおり。

- ① 処理基準に適合しない「処分」が行われたこと
- ② 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある※こと

廃棄物の処理・処分



なお、平成22年改正法の施行により、廃棄物の処理基準等に適合しない「処分」に加え「保管」「収集」「運搬」が行われた場合が追加された。これによる経過措置はないため、平成23年4月1日以前に行われた行為であっても、同日以後に現に生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあれば、命令対象となる。

※ 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとは

人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現に生じ、又は社会通念上そのおそれがあると思料するに相当な状態が生ずることをいい、例えば…、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となる（環境省『行政処分の指針（平17）』第8の2(2)③抜粋）とされている。

○ 法に基づく指導（措置命令）の対象となる者

- ① “当該処分を行つた者※”のほか、委託基準に違反する委託により当該処分が行われた時は、当該委託をした者

※ 当該処分を行つた者とは

まず第一に実際に不適正処分を行った個人をいい、不適正処分を直接行った従業者等は勿論、不適正処分を指示し、あるいはこれを黙認するなどの帰責性の存する個人事業主等も当然含まれること。また、法人の場合は、不適正処分を指示した役員、不適正処分が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処分に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、**不適正処分への関与が認められる役員等**がこれに該当すること。次に、例えば、特定の役員に会社業務一切を任せきりにし、その者による業務執行になんら注意を払わず、その結果それらの者による不適正処分を見逃ごすに至った場合の代表取締役のように、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処分を招いたものと認められる取締役、監査役等の役員も「処分を行つた者」として命令の対象となり得ること。したがって、不適正処分が法人又は個人事業者の業務として行われた場合には、不適正処分を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等を含む）と、法人又はその個人事業主の双方に命令が行い得ること。なお、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、**従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいう**（環境省『行政処分の指針（平 17）』第 8 の 2 (1)②抜粋）とされている。

- ② その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（排出事業者※）

※ 排出事業者とは

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処分するものとする「**排出事業者の処理責任**」を負っており（法第 3 条第 1 項及び第 11 条第 1 項）、その処理を許可業者等に委託したとしても、その処理責任は免じられるものではなく、これを踏まえ、事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合にあっても一定の条件の下に事業者を措置命令の対象とする（環境省『行政処分の指針（平 17）』第 9 の 1 抜粋）とされている。

③ 当該処分等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者※

※ 当該処分等をするのを助けた者とは

不法投棄などの斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処分に関与した者が広く含まれる（環境省『行政処分の指針（平 17）』第 8 の 2 (1)④抜粋）としている。

○ 措置命令を行うための事実認定※

仮に行為者の供述や自白では信用性に問題がある状況において、行政処分を行うには、関係者に法第18条に基づいて報告（以下「18条報告」という。）を求め、帳簿書類※等を法第19条に基づいて立入検査を行い、行政庁として違反行為の事実を客観的、かつ合理的に事実関係を認定する必要がある。

※ 事実認定とは

違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるもの（環境省『行政処分の指針（平 17）』第 1 の 4 (1)抜粋）とされている。

一方、行政事件訴訟法第 30 条では「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所はその処分を取り消すことができる」とされ、事実誤認により「全く事実の基礎を欠く」又は「重要な事実の基礎を欠く」と評価された場合、同条に基づく裁量権の逸脱、あるいは濫用と判断されることがある。

※ 帳簿書類とは

経理的基礎を判断するための貸借対照表及び損益計算書、有価取引の真偽や事業支配の該当性を判断するための預金通帳、入出金伝票その他会計書類も含まれる（環境省『行政処分の指針（平 17）』第 6 の 2 (3)抜粋）としている。

○ 法に基づく行政指導

行政指導は“生活環境の保全と公衆衛生の向上”のためであり、法の範囲内において廃棄物※の適正処理を求めるものである。

行政指導には口頭指導のほか、違反等の事実を確認した場合には是正事項を明示し、受領者に署名させる文書指導がある。

最高裁判例によれば「**廃棄物とは…（中略）…、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの**」とされており、廃棄物であるか否かは**個別の事案に即して**判断する必要がある。

「がれき類」は長距離輸送に不向きで、一般的に再利用される割合が高い産業廃棄物であるため、自社処理と称して投棄したり、不適正処理をする悪質な業者もいる。このため、「廃棄物の処理か」「盛土材（有価物）といえるか」を検討する**ため**には詳細な調査を要する。

※ 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して判断するもの（『廃棄物処理法の解説』定義抜粋）

○ 土地所有者等の講ずべき措置※

土地を所有、占有又は管理する者は「**その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない**（法第5条第1項）」としている。

また、県条例では、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、所有地等の使用の方法を確認し、必要な措置を講じる義務があるとしている。

※ 土地所有者等の講ずべき措置とは

土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入され、又は長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するとともに、定期的にその使用の状況を確認しなければならない。（静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第18条）。

土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（同条例第19条）

3 源頭部北西側区域における事実関係の整理

【①源頭部北西側区域に持ち込まれた産業廃棄物に対する行政対応】

2009. 2. 5 県東部健福が、熱海市から、「ホテル従業員寮の解体工事の施工業者が解体廃棄物を自社が所有する伊豆山の土地に不適正保管している」との通報を受け、現地を確認する
(H21)
- (現地の状況)
- がれき類(熱海市日金の建物解体工事現場から搬入されたものと推認)、繊維くず(布団、毛布等)が山積みの状況
 - また、別の箇所に大量の木くずが放置され、更に奥側にも伐採木が山積みされている状況
- (熱海市、東部農林からの情報)
- 当該業者はこれまでも廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、2008年末までは、これほどひどい状況ではなく、年明け以降急激に廃棄物の量が増えた
 - 大量の木くずは、熱海市と東部農林の指導により、ようやくまとめたものである
 - 奥側に山積みされている伐採木は最近のもので、把握していない
2009. 2. 13 県東部健福が解体工事現場の施工者から状況を聴き取り、指導する
- (聴取内容)
- 廃棄物の処理については、どのような措置が必要かよく分かっている
 - 解体工事現場は日数が限定され時間がないため、一旦伊豆山の自社所有地に運搬している
 - 廃棄物については、資材と産廃に分けて保管し、鉄くずは業者に出している
 - コンクリートのがれきは再生骨材にしたいと考えている
- (指導内容)
- 解体工事現場から出た廃棄物の処理計画書を県東部健福、熱海市に提出すること
 - 廃棄物の保管場所に囲いと表示を設置することなど
2009. 4. 3 施工業者が県東部健福に廃棄物処理計画書を提出する
- (計画の内容)
- 再生利用(コンクリート塊)、業者への売却(鉄くず)、一般ゴミ等

処理施設へ運搬（木材、繊維くず、廃プラ、紙くず）

○ 解体工事現場での保管場所の確保が困難なため、近接地である伊豆山に仮置きしている

○ 囲いについては、一時的な仮置きのため、必要最小限で出来るだけ設置する

（処理計画書について電話で確認した内容）

○ 廃棄物の撤去は、なるべく早くするが現時点では予定時期も分からない

○ 分別できるものは一般廃棄物として出したい

○ それ以外は産廃業者を探し処理する

2009. 8. 27 県東部健福が解体工事の施工者、関係者（２人）に対し、18条報告を求める

2009. 9. 8 解体工事の関係者①、関係者②が県東部健福に 8. 27の報告の求め
11. 12 に係る報告書(① 9. 4 付け、②10. 16付け)を提出する
 (報告の内容)

○ 解体工事現場のがれき類等の排出事業者は、当該現場の施工者である

2009. 12. 8 解体工事現場の施工者が県東部健福に 8. 27の報告の求めに係る報告書(日付なし)を提出する
 (報告の内容)

○ 解体工事現場のがれき類等の排出事業者は、自社である

2010. 1. 13 県東部健福が解体工事現場の施工者に対し、がれき類等の排出事業者に関する説明と当該説明の内容を証する書類の提出を求める
(H22) (書類の提出を求める理由)

○ 法律上、廃棄物処理の責任者を確定させるために必要と施工者に説明

2010. 6. 14 県廃棄物リサイクル課（以下「廃リ課」という。）と県東部健福が解
9. 16 体工事の施工者等に対し、廃棄物の排出事業者に関する追加の報告を
 求める方針を固める（廃リ課が県東部健福に方針を伝達）
 (報告を求める内容)

○ 工事の発注・受注関係、届出関係等など客観的な事実のみ照会

○ 事実関係については、契約書の写しなど証拠となる書類の提出を求める

2010. 11. 17 残土処分場から源頭部北西側区域に木くず混じりの土砂※が11. 19
搬入される
※ 搬入された土砂（4 トントラック64台分）を観察すると、木く
ず以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっ
ていた
2011. 1. 21 県東部健福が源頭部北西側区域に残された廃棄物について措置命
(H23) 令を前提に事務を進める方針を決定する（18条報告を重ね、証拠が揃
った段階で措置命令を発出）
2011. 2. 25 土地所有権の移転（前所有者⇒現所有者）
2011. 3. 10 県東部健福が源頭部北西側区域に搬入された廃棄物に関し、関係 7
者（法人・個人）に対し18条報告を求める（報告期限：2011. 3. 31）
（解体工事に関し報告を求めた事項）
○ 工事発注者、元請事業者、工事代金の支払者、移動した廃棄物の種
類、量など
（源頭部北西側区域の廃棄物に関し報告を求めた事項）
○ 廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、運搬
者
2011. 5. 19 県東部健福が3. 10付けの18条報告の求めに対し、報告書を提出し
ていない1者（施工者）に対し、文書で報告を催告する（報告期限：
2011. 5. 31（口頭伝達））
2011. 6. 20 施工者が18条報告の求めに対し、県東部健福に事実申立書を提出す
る
（解体工事に関する申立内容）
○ 解体工事現場のガラを源頭部北西側区域に搬出した
○ 搬出量は源頭部北西側区域の廃棄物のほぼ全ての量
○ 解体工事現場の地元に当地での分別を反対されたため源頭部北
西側区域に搬出した
（源頭部北西側区域の廃棄物に関する申立内容）
○ ガラは神奈川の業者に、廃プラは御殿場の業者に処分等を委託す
る
2011. 10. 4 解体工事の関係者が県東部健福に事実申立書を提出する
（申立内容）
○ 解体工事の元請事業者は施工者である

○ 源頭部北西側区域へ廃棄物を運搬したのは施工者である

2011. 12. 14 源頭部北西側区域の現所有者代理人からの依頼
(依頼の背景、内容)

- 廃棄物の撤去作業について、再三前所有者に要求したが、作業を行う見込みがない
- このため、現所有者で撤去作業を行いたい、問題点があるか検討して欲しい

(県東部健福の回答：2012. 1. 25 F A X回答)

- 廃棄物処理については前所有者に通告すること
- 撤去の際は、廃棄物の種類に応じた産廃処理許可業者と契約し、処理に際しては、マニフェストを交付すること

2012. 10. 19 県東部健福が現所有者から土地の修復計画を聴く
(聴取内容)

- (H24)
- 前所有者により廃棄物が撤去されなかったことで、自己が管理する廃棄物として、廃プラ、木くずは業者に処分を委託し、がれき類は、源頭部の盛土箇所の修復工事等でできる限り有効活用したい（11月末には計画を提示）

2012. 12. 14 県東部健福が源頭部北西側区域に搬入された廃棄物に関し、関係者1人に対し18条報告を求める（2011. 3. 10に報告を求めた者と同一者）
(⇒郵送するも返戻されたため、2013. 1. 11に本人に手交)
(解体工事に関し報告を求めた事項)

- 工事発注者、元請事業者、土地所有者等から解体工事への指示があった場合はその指示者、解体工事で発生したがれき類の量、運搬業者、処分業者、処分先など
(廃棄物に関し報告を求めた事項)
- 廃棄物の受け入れ確認、整地等を行った業者、廃棄物の撤去作業を行った場合、運搬業者、処分業者、処分先など

2013. 1. 21 現所有者代理人が県東部健福に事業計画案を提示する
(計画案の内容)

- (H25)
- 産廃を岩石とその他廃棄物に分別
 - コンクリートがらは「40-0mm」に破碎し、敷地内で処分する
 - 岩石等は土留め等に再利用する など

2013. 2. 7 現所有者が県東部健福に前所有者が放置した廃棄物の撤去作業等を善意を持って解決する覚悟である旨の文書を提出する（2013. 1. 9

付け)

(文書のその他記述)

- 県、市と調整し関係法令を遵守し施工するが、敷地内処分について現地主判断で処理することに理解を求めたくお願いします
- その他伊豆山地区における工事計画の概要、廃棄物の処理計画(1.21提示案)も記載

2013. 2. 12 **県東部健福が現地を調査する**

(現地の状況)

- がれきの分別・破砕作業等が行われ、がれきの山は幾分減少し、代わりに碎石、鉄筋の山が大きくなっていた

2013. 3. 21 解体工事の関係者が県東部健福に2012. 12. 14の18条報告の求めに対する報告書を提出する

(報告の内容)

- 解体工事の発注者、元請業者、下請業者、解体工事への指示者、源頭部北西側区域で廃棄物の受入確認、整地等を行った業者を報告

2013. 3. 22 **県東部健福が廃り課に現所有者から提出された産廃の自社利用計画の取り扱いを文書協議する**

(協議内容)

- 県東部健福は「条件を附して自社利用計画に同意する」との考え

2013. 4. 16 **県東部健福が現地を調査する**

(現地の状況)

- 敷地内は入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されていた

2013. 5. 8 **県東部健福が現所有者代理人に現地が整地された経緯等を聴く**

(聴取内容)

- 現地にあったがれき類は、当該敷地奥の造成に伴い埋立てした
- 1000m³のがれき類を30m×70mにならず、ガラ厚20cm程度
- 現所有者は自分の土地だからどう使おうがよいではないかとの考え

2013. 7. 10 **廃り課が県東部健福からの文書協議(2013. 3. 22)に回答する**

(回答)

- 県東部健福の「条件を附して自社利用計画に同意する」との考えのとおり

2013. 7. 19 **県東部健福が現所有者を文書指導する**
(指導内容)
○ 埋め立てたがれき類の掘り出し、速やかに撤去作業を実施すること
○ 撤去作業の実施に当たり、県東部健福に撤去計画書を提出すること（撤去期限：2013. 8. 19）
2013. 8. 9 **県東部健福が現地を調査する**
8. 28 (現地の状況)
12. 30 ○ 変化なし
2014. 1. 9 **県東部健福が現地を調査するとともに、現所有者（又はその代理人）**
(H26) **に指導する**
2. 21 (現地の状況)
2. 26 ○ 変化なし
(指導内容)
○ 埋立てたがれき類を掘り起こし、「40-0mm」相当の造成に係る再生材として、当該現地で使用すること
2014. 6. 23 **県東部健福が現地を調査するとともに、現所有者代理人に状況を聴く**
(現地の状況)
○ 変化なし
(聴取内容)
○ がれき類の掘り起こしは、現場の造成と平行して進めたいと考えているので、現段階では進んでいない
○ がれき類の掘り起こしは、現所有者の考え次第なので、（現所有者に）直接指導されたい
○ 現所有者は、当該地の廃棄物については、「旧所有者や、旧所有者をしっかりと指導しなかった県に責任があるが、そう言ってばかりでは、廃棄物は片付かないので、ボランティアとして撤去に協力する」と考えている
2017. 1. 20 **県東部健福が埋立てられた廃棄物の撤去について、現所有者に対応を聴くとともに文書指導する**
(H29) (聴取内容)
○ 埋まっている産業廃棄物は必ず処理することを約束する
○ 私個人だけの約束ではなく、会社として撤去することを約束す

る

(指導内容)

- 地中に埋め立てしたがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2018. 1. 26 **県東部健福が埋立てられた廃棄物の撤去について、現所有者に対応を聴くとともに、文書指導する**

(H30)

(聴取内容)

- 未だに廃棄物が埋まっていることは承知している
- 埋まっている廃棄物は、今後必ず撤去するのでもう少し待つて欲しい など

(指導内容)

- 地中に埋め立てしたがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2019. 3. 8 **県東部健福が埋立てられた廃棄物の撤去について、現所有者に対応を聴くとともに、文書指導する**

(R 元)

(聴取内容)

- 廃棄物を撤去についての指導は覚えている
- 廃棄物は今後必ず撤去するので、もう少し待つて欲しい
- 撤去作業は早くても2020年と思う

(指導内容)

- 地中に埋め立てしたがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2020. 3. 12 **県東部健福が埋立てられた廃棄物の撤去について、現所有者に対応を聴くとともに、文書指導する**

(R 2)

(聴取内容)

- 埋まっている廃棄物については、当社の責任において撤去しなければならないものと認識している

(指導内容)

- 地中に埋め立てしたがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2020. 6. 19 **県東部健福が埋立てられた廃棄物の撤去について、現所有者に対応を聴くとともに指導する**

(聴取内容)

- 人の道に背くようなことをするつもりはない
- 時期は約束できないが必ず撤去作業を行うので待つて欲しい

(指導内容)

- 地中に埋め立てしたがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

こと

2021. 6. 30 **県東部健福が現地を調査する**

(R3) (現地の状況)
 ○ 変化なし

注) 県東部健福は民間パトロールも含め定期的に現地の確認を実施していた
(状況の変化なし)

【②源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂に対する対応】

2010. 8. 31 **県東部健福が熱海市からの「伊豆山の残土処分場（＝源頭部の盛土、以下同じ）で木くず等が混ざった土砂が混入されている」との報告を受け現地確認を行う**

(現地の状況)

○ 残土処分場の上部から3分の1あたりまでの土中に木くず（解体工事から発生したと思われる20～30cm程度の木片）がかなりの量で混ざっている

2010. 9. 2 **県東部健福が木くず混じりの土砂に関し、残土処分場の現場施工者に事情を聴く**

(聴取内容)

○ 木くずを混入した行為に私は関与していない、他者の責任で行われている
○ 木くずを積んだトラックが2日間で約40台来て、伊豆山の別の工区に入らなかった土砂と木くずを混ぜて残土処分場に入れた

2010. 9. 9 **県東部健福が残土処分場の木くず混じりの土砂に関し、土地所有者に事情を聴くとともに指導票を交付する**

(聴取内容)

○ (土と) 鉄、木くず、プラの分別は60日くらい前にお願い(「現場の作業者に」 との意か)した、多少の木くずが混ざっていてもいいと言った、無垢材なら問題ないだろう
○ そうは言っても(木くずを) 混ぜているのは問題というなら指示に従い撤去させる

(指導内容)

○ 許可なく廃棄物である木くずを土砂に混ぜ、造成することは廃棄物処理法に違反する

- 現地の工事の実施者に対し、この行為を直ちに止めさせ、埋まっている木くずは取り除き、適正に処理するよう指示すること

2010. 9. 24 **県東部健福が現地を確認する**

(現地の状況)

- 残土処分場は上部まで整形され、木くずの存在は見受けられない

(熱海市からの情報)

- 一時木くずを回収して山になっていたが、その木くずがどう処分されたかは不明

2010. 10. 7 **県東部健福が現地を確認するとともに、作業員から木くずの状況を聴く**

(聴取内容)

- 集めたのは大きめの木くずで、量はそれほど多くない
- 拾い集めて置いた場所に後から沢山の土砂が搬入されたので、埋まって見えなくなった
- 土砂をどけたら木くずを取り出しておく

(現地の状況)

- 残土処分場から拾い上げたと思われる木くずは目視では依然不明

2010. 10. 7 相模ナンバーの土砂運搬等トラックが残土処分場の進入路に「土、砕かれた瓦、陶器類で粒度が不揃いのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラが混ざったもの」を降ろす

2010. 10. 20 **県東部健福が残土処分場の木くずの掘り起こしに立会う**

(掘り起こしの状況)

- 10. 7に確認した木くずのある場所と異なる場所を掘っていたので、その旨を立会者の1人に伝えるも、この場所であるとのこと
- 掘り進めると、拾い集めて仮置きした木くずとは別のものと思われる木くずが出現、木くずが埋まっていないと思われるところまで掘り、目視で木くずがないことを確認し、作業を終了
- 集めた木くずは源頭部に仮置き後、源頭部北西側区域のがれき置場に移動し、他のごみと一緒に搬出するとのこと

2010. 11. 2 **県東部健福が現地を確認する**

(現地の状況)

- 10. 20に掘り起こし、仮置きした木くずの山には変化なし

- 仮置きした木くずの下側の土砂が雨で崩落し、その崩落面から別の木くずが埋まっていることを確認

2010. 11. 17 **県東部健福が残土処分場に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業に立会う**

(撤去作業の状況)

- 10. 20に掘り起こした木くず混じりの土砂4トン車31台分を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出(全ての土砂の搬出はできなかった)
- がれき置場に搬入された土砂を観察すると、木くず以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

2010. 11. 19 **県東部健福が残土処分場に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業に立会う(11. 17の残りの土砂)**

(撤去作業等の状況)

- 撤去作業前に11. 2に確認した木くず混じりの土砂について、木くずの確認できる範囲で掘り起こしを行った
- 11. 19に掘り起こしたものも含め、4トン車33台分の木くず混じりの土砂を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出

2010. 11. 19 **県東部健福が残土処分場への進入路に、「がれき類、廃プラ、金属くず」等を搬入することを指示した者に対し、当該がれき類等の撤去と適正処理を指導する(進入路にがれき類等が敷かれたことは、10. 22、23に確認)**

2011. 1. 21 **県東部健福が残土処分場に残された廃棄物について措置命令を前提に事務を進める方針を決定する(18条報告を重ね、十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出)**

2011. 2. 25 **土地所有権の移転(前所有者⇒現所有者)**

2011. 3. 2 **県東部健福が残土処分場から下流約300mで逢初川の河川水を収去(検査)する**

2011. 3. 10 **県東部健福が残土処分場に搬入された木くず等に関し、関係7者(法人・個人)に対し、18条報告を求める(報告期限: 2011. 3. 31)**
(木くずに関し報告を求めた事項)

- 木くずの搬入指示者、搬入量、排出場所(発生場所)、排出者、

搬入年月日など

⇒ 期限内に 7 者中 6 者から「関与していない」「関係ない」「責任はない」旨の回答

2011. 3. 25 熱海市から残土処分場に関する情報提供がある

(熱海市からの情報)

- D工区（源頭部北側区域）の土砂がいっぱいになったため、再び残土処分場に土砂が搬入されている
- 土砂には竹くずが混入している

2011. 4. 11 県東部健福が現地を確認する

(現地の状況)

- 残土処分場の入口付近に木くず(竹)混じりの土砂が搬入されていた

2011. 4. 20 県東部健福が現地を確認する

(現地の状況)

- 4. 11に確認した木くず混じりの土砂とがれきが混ぜられていた

2011. 5. 19 県東部健福が 3. 10 付けの 18 条報告の要求に対し、報告書を提出していない 1 者に対し、文書で報告を催告する（報告期限：2011. 5. 31（口頭伝達））

2011. 6. 20 18 条報告の要求（3. 10 付け）に対し報告書を提出していなかった者が県東部健福に事実申立書を提出する

(申立書の内容)

- 残土処分場に搬入された木くずの排出場所と運搬者を申立て

2011. 10. 24 県東部健福が現地を確認する

(現地の状況)

- 残土処分場（どの辺りか公文書からははっきりしない）に一般廃棄物と思われる家電等（1 m³）が投棄されていた

2021. 6. 30 まで（県東部健福は災害発生直前の 2021. 6. 30 まで、源頭部に新たな廃棄物が持ち込まれていないか、定期的に現地の確認を実施していた（状況の変化なし））

＜提言の概要（論点）＞

- 逢初川源頭部北西側区域に持ち込まれた廃棄物に対する県の指導は適切に行われていたのか確認する必要がある。
- 源頭部から源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂については、移動後は適正処理がなされたのかは確認されていない。行為者を特定するための十分な調査や、現土地所有者の廃棄物投棄への関与の有無についての調査など、適切な対応が行われていたか検証すべきである。

＜論点に対する考察事項＞

- (1) 解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか
- (2) 土地所有者（旧所有者）など源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応は適切だったか
- (3) 所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切（結果として、施工者等への指導等が下火になった）であったか
- (4) 現所有者が源頭部北西側区域に搬入・放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか
- (5) 木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為者の特定に係る対応は適切であったか
- (6) 源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか
- (7) 残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか

4 事実関係を踏まえた論点と考察

（１）解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は2009(平成21)年２月に、源頭部北西側区域に建物解体に伴うがれき類、繊維くず等が搬入され、山積みされている状況を目視で確認した。
- ・ 県東部健福に■■■■は「解体工事現場の（土地）所有者は■■■■であり、建設リサイクル法に基づく解体届も同社が県熱海土木に提出している」「解体工事現場からの廃棄物を一旦伊豆山の自社所有地に運搬している」旨を申し立てた。

- ・ 県東部健福は、解体工事に関係していた■■■■、■■■■、■■■■の三者から廃棄物の処理責任に関して18条報告を求め、いずれも■■■■が排出事業者との報告を受けた。
- ・ 県東部健福は、2011(平成23)年3月に■■■■が「自社利用のための仮置き」の主張に**関して**■■■■、■■■■、■■■■の三者に加え、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■に対して解体工事現場、源頭部北西側区域の廃棄物の野積み現場等に関して18条報告を求めた。(⇒■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は「責任はない」「関係ない」旨と**報告している**。県東部健福の催告に■■■■は「解体工事の発注者は■■■■、建物の解体工事の実施者は■■■■、解体工事現場のガラを源頭部北西側区域に移動したのは■■■■、排出量は源頭部北西側区域に搬入されたほぼ全量」である旨が報告された。)
- ・ **県東部健福は、同年10月に■■■■に面談を求めた。**■■■■は「解体工事の発注者は■■■■、元請業者は■■■■、解体工事から発生したがれき類を源頭部北西側区域に運搬したのは■■■■」である旨を**申立てた**。
- ・ 県東部健福は、**2012(平成24)年4月にも■■■■から18条報告を求めた。**■■■■は**熱海市日金町**の解体工事の発注者、元請業者、下請業者、源頭部北西側区域へのがれき類の搬入作業における■■■■の立場、役割等の報告を**行った**。
- ・ 県東部健福は関係者の供述内容を裏付ける産業廃棄物の処分契約**書などが確認されず**、■■■■による「自社利用のための仮置き」「■■■■は■■■■の社員」であることを否定する事実を見いだすことができなかった。
- ・ **県東部健福は、早期に熱海市日金町に残存するがれき類の処理とあわせ、源頭部北西側区域のがれき類等の処理を促すため、2009(平成21)年2月以降■■■■社長を含む■■■■の関係者に聴取・行政指導を重ねた(2009年5回、2010年5回、2011年3回、2012年1回、2013年2回、2014年2回の面談指導が行われている)。**

- ・ 源頭部北西側区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町の■■■■に関連する解体工事現場から生じた産業廃棄物であると推測し、県東部健福は当該土地や建物の権利関係のほか、当該解体工事に関係した者から工事請負契約内容を聴取し、18条報告により「排出事業者」を特定するための対応は適切であったと考えられる。

- ・ 排出事業者の特定以外に、源頭部北西側区域に産業廃棄物の処分等を行った者を調査するため、当該解体工事における請負契約の状況から下請構造を把握し、生じた産業廃棄物の処分契約や、廃棄物の処分に係る具体的な指示の有無を調査する必要がある。県東部健福は■■■■、■■■■、■■■■の三者の供述から、当該工事の元請が■■■■であると推認し、工事発注元を含めた工事関係者を聴取し、実際に当該がれき類の処分等を行った者を調査し、事実関係の把握に努めた対応は妥当であったと考えられる。
- ・ 一般的に18条報告は違反行為の疑いのある者に求めるケースが多く、**示し合わせや誤認識等により報告内容自体が必ずしも正しい事実関係とは限らない**。県東部健福は、関係者から報告内容を裏付ける**産業廃棄物処分委託契約書などの書証の提出がない中**、工事発注元や■■■■の関係者の供述等取引実態との間に食い違いが見られ、■■■■が排出事業者であることを断定しきれなかったと考えられる。また、立入検査によるも、■■■■が解体工事の元請業者であったことを断定できる資料は確認できずに事実関係が明らかにならなかったと考えられる。

(2) 土地所有者（旧所有者）など源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応は適切だったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福に■■■■社長は、がれき類は「自社利用のための仮置き」であることを主張した。このため、がれき類等の処理責任を有する排出事業者の特定に力点を置きながら、■■■■による「自社利用のための仮置き」の事実を確かめるため、■■■■に関係する者からの聴取だけでなく、18条報告を求めてがれき類の処理に関する指示の内容や**帳簿等の存在**を把握するため調査を行った。
- ・ 県東部健福は、熱海市日金町の解体工事の元請業者は■■■■であると推測し、現場責任者であった■■■■の供述にあわせ、18条報告を行う対象を重機作業員や、当時源頭部で残土処分を行っていた工事関係者にも広げ、当該がれき類等の処分に関わっていた者がいないか調査を進めた。
- ・ しかし、産業廃棄物**処分委託契約書**や**廃棄物の処分に係る指示事項の有無**など事実関係につながる新たな客観的証拠が乏しく、■■■■社長の供述内容を否定する事実を見いだせなかった。

【考察】

- ・ 源頭部北西側区域が■■■■の開発エリアの一画であったことから、県東部健福は、■■■■が■■■■を同社社員を**名乗ることで**脱法的にがれき類等を処分する意

図があると推認した。**そのため**報告を求める対象を重機作業員や源頭部で残土処分を行った■■■■にも広げた結果、解体工事の元請は■■■■で、同社が委託基準に違反して許可のない者に収集・運搬させ、保管基準に適合しない産業廃棄物の「保管」行為に関わっていたと推認できたと考えられる。

- ・ ■■■■の関係者に聴取し、18条報告を求めて全容把握に努めた対応自体は、**国の指針に基づいて事実関係を認定する上で**一定の妥当性はあったと言えるが、当該がれき類等の排出事業者の特定には至らなかった。
- ・ 18条報告を求める対象者を広げても、源頭部北西側区域にがれき類等を運搬した者が■■■■である証拠もなかったことから、源頭部北西側区域における原状回復を図るために、**旧所有者の■■■■に対してがれき類等の処理計画書の履行を求めるより他に手法はなかったと考えられる。**
- ・ しかし、■■■■が自ら利用を釈明し、県東部健福の指導に従わずに改善がなかったことを踏まえ、同社が当該がれき類等を残置したままの状態が保管基準に適合しない産業廃棄物の“保管”行為が継続**していたと考えられる。**これによる生活環境保全上の観点から技術的な専門家の助言のみならず、弁護士にも相談し、平成22年改正法をもとに行政処分を行うことで事案解消を図るという手法もあったと考えられる。(措置命令を■■■■に発出した**場合**、■■■■が供述した「自ら利用」**の事実を真実にするために**、■■■■が**命令に従って**当該がれき類等の再生利用による適正処理する動機付けになった**余地はあった**と考えられる)。

(3) 所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切（結果として、施工者への指導等が下火になった）であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 源頭部北西側区域の所有権が2011（平成23）年2月に■■■■に移転した際、■■■■は残存するがれき類等を撤去する旨の覚書を交わしたが、これを反故し履行しなかった。
- ・ 県東部健福は、がれき類等が残置されていることを知りながら当該土地を■■■■が取得したので、**当該がれき類等**の管理責任は免れないと考え、土地所有者の責務について説明し、**法第5条に基づく土地**の清潔保持義務の履行を同氏に求めた。
- ・ 県東部健福は2013（平成25）年1月に■■■■名義で、全ての廃棄物を当社の責任で処理する旨が記載された書面を受け取った。■■■■から廃棄物であるがれ

き類を再利用したい旨の申し出の書面もあった。■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■に対し指導するとともに、■■■■への撤去要請を進めた。

【考察】

- ・ ■■■■との覚書により■■■■に廃棄物の保管責任が移転し、かつ、土地の売買価格に保管費用が見込まれていたとは解せないことから、当該がれき類等の処理責任が■■■■に移転したとは考えられない。従って、法の解釈上、新たに所有権を取得した■■■■には、所有権移転を理由に当該がれき類等を処理する責任はなかったと考える。
- ・ 県東部健福は土地所有者の変更という状況変化は新たな土地所有者たる■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、同氏が当該がれき類等を処理する意向を示し、残置された産業廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出したことから、同氏に清潔の保持等の努力（法第5条関係）を要請することに力点を置いたと考えられる。行為者不明のままの不法投棄された廃棄物に対する行政対応として実際に、法第5条の規定に基づき土地所有者に解決を求めるケースがあることから、■■■■への撤去を要請して解決を図ろうとしたこと自体には合理性があると言える。
- ・ 県東部健福は、当該がれき類等の運搬に■■■■が関わっていたと推測し、■■■■に対し当該がれき類等を適正に処理するよう、所有権移転後も■■■■の■■■■社長に2011（平成23）年6月に直接面談し、■■■■に進ちよく状況を確認する電話連絡し、熱海市日金町や源頭部北西側区域の状況確認を重ねていた。県東部健福ががれき類等の処理について、■■■■よりも優先して■■■■に対応を求めていたとは言えない。

（4）現所有者が源頭部北西側区域に搬入・放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は、2013（平成23）年1月頃から、源頭部北西側区域において助川による鉄筋の除去、木くずの分別等の作業が行われていたこと、加えて、■■■■による土地造成工事において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の利用計画の提示があったことから、破碎したがれき類が廃棄物に該当しないかどうかについて、事前に県東部健福の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■■に回答した。また、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう任意の要請を繰り返しながら、事案の解決に当たった。

- ・ しかし、県東部健福が後日に現場を立入検査した際に、■■■■の指示で2013(平成25)年5月までに当該がれき類は砕かれ、その場に埋め立てられた事実を確認した。県東部健福は、■■■■が指導に従い当該がれき類を掘り起こして撤去する意思を示したため、適正に処理するよう指導した。
- ・ 県東部健福は当該がれき類を速やかに掘り起こさせて解決を促すべく、■■■■に撤去計画の作成を求め、具体的な協議を行うよう重ねて指導した（指導票交付5回。面会指導7回）。

【考察】

- ・ 源頭部北西側区域の土地造成工事において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の■■■■からの申し出に対し、県東部健福は■■■■による善意を期待し、破碎したがいれき類が廃棄物に該当しないかどうか事前に確認を受けるよう条件を付けて許容した指導対応は、**再資源化率が高いがいれき類にあって、リサイクル品として一定の品質を保って有効利用を図る指導には一定の妥当性がある。**
- ・ がれき類の再利用に条件を付したにも関わらず、■■■■の指示でがいれき類を土中に埋め立てた行為は法律上、産業廃棄物処理施設の無許可設置（法第15条違反）が疑われることから、法令に基づき、がいれき類を掘り出して適正に処理するよう指導したことは適切であったと考えられる。加えて、「みだりに廃棄物を捨ててはならない」（法第16条違反）が疑われることから、刑事罰を適用を視野に、この行為を刑事告発する余地があったと言える。
- ・ しかし、■■■■は埋め立てたがいれき類を撤去する意思を示したため、■■■■に不法投棄しようとする悪質性があることまでは疑わず、■■■■の言質に期待して速やかな解決に向けて指導を重ねたと考えられる。県東部健福による指導がその後、年一回程度の**頻度で**の指導になっていったことは、厳格な指導が続いていたとは言えない。
- ・ がれき類が土中に埋められた行為が法律上、その処理基準に適合した状況で埋め立てた“廃棄物の処分行為”であるとは言えないため、将来的な支障のおそれを廃棄物処理の知見を有する専門家に助言を求め、**国の指針に基づいて措置命令の発出に向け、さらに検討する余地**があると言える。

（５）木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為者の特定に係る対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は2010(平成22)年8月に、熱海市からの通報を受け、源頭部に持ち込まれた残土の一部が崩落した法面を修復している作業現場において、土中に“木くず”混入を確認した。
- ・ 県東部健福は、源頭部の残土搬入に関わっていた■■■ (“■■■”を名乗り、■■■社長の依頼を受けて2009(平成21)年5月頃から2010(平成22)年6月末頃まで源頭部区域で残土処分を行ったと供述していた者)、■■■の開発エリアで残土搬入を行っていた現場責任者の■■■、さらには■■■の指示で土砂搬入(2010(平成22)年7月頃から終期は不詳)を行っていた■■■の現場作業員から現場で聴取を行った。各々主張が食い違い、持ち込まれた残土に混じっていた木くず混入の経緯は判明しなかった。
- ・ 県東部健福は“木くず”の処分を行なった者を特定できなかったが、“木くず”混入の事情等を知っていると思われる土地所有者の■■■にも報告を求める指導票を交付した。

【考察】

- ・ 残土処分場に“木くず”混じりの残土を持ち込んだ状況を目撃した記録はなく、その運搬者が分からず直接聞取りをすることができないため、“木くず”の流入経路を特定することはできなかったと考えられる。
- ・ 県東部健福は次善の策として、当該“木くず”を産業廃棄物として適正に処理するよう、源頭部区域における残土処分場の責任者を名乗った■■■と、同区域で残土処分作業を行っていた■■■の■■■に任意の指導を行った対応は適切であったと考えられる。
- ・ “現土地所有者の廃棄物投棄への関与”については、県東部健福が源頭部に持ち込まれた残土の中に“木くず”を確認した時期が2010(平成22)年8月31日であるため、持ち込まれた当該“木くず”に■■■が関与していたかどうかを調査していなかったことは問題ない(現所有者である■■■が関与していたとすれば、■■■から土地を取得した2011(平成23)年2月以降と考えられる)。

(6) 源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は、源頭部法面の修復作業責任者を名乗った■■■、■■■らによって、当該“木くず”混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動された。2010(平成22)年10月19日に当該作業の完了を確認しているが、移動した当該“木

くず”の処理状況の確認を行った当時の記録はない。

当時の担当職員への聞き取り調査結果

【当時の処理状況の確認について】

- ・ 〇〇や〇〇に対して処理状況を確認するなどの対応を行った記憶はなく、当該“木くず”が適正に処理されたかを確認することはできなかった。

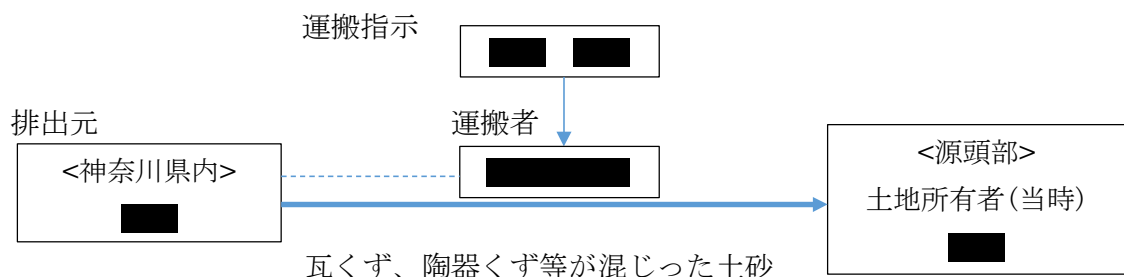
【考察】

- ・ 行政指導に従って〇〇や〇〇が源頭部北西側区域へ移動した“木くず”は分別作業のための暫定的な措置であったと考えられる。木くず混じりの土砂の移動した〇〇や〇〇がその後、当該“木くず”をどのように処理したかを追求した記録はなく、これを適正に処理されたのかどうか、その処理状況は確認できない。
- ・ 産業廃棄物の発生から最終処分に至る工程に関して逐一、行政が監視する法制度ではない。県東部健福の指導に応じて結果、〇〇及び〇〇が講じた措置であったので、“木くず”の最終的な処理状況を行政が確認しなかったとしても、その処理責任は〇〇及び〇〇にあるため、行政の確認をもって当該処理状況が適切か否かを判断するわけではない。従って、処理状況の確認がないことをもって指導・監督が不適切であったとは言えない

（７）残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は2010(平成22)年10月に、源頭部進入路付近で〇〇のダンプ車両が廃棄物と思しき瓦くず、陶器くず等が混じった土砂を下ろしたため、運転手を聴取し、当該土砂の排出元が神奈川県内の〇〇（以下「〇〇」という。）であることを把握した。



- ・ 県東部健福は土砂の排出元であった神奈川県内の〇〇を立入検査し、代表者から聴取により、土砂搬入の指示が〇〇の〇〇の指示であることが判明するとともに、源頭部進入路付近に下ろされた土砂への瓦くず、陶器くず等と同

じ性状の土砂であることを確認した。

- ・ 県東部健福は■■■■に対し、当該瓦くず、陶器くず等を適正に処理するよう指導したが、これらがどのように処理されたかを確認した記録はない。

当時の担当職員へのヒアリング結果

【当時の対応について】

- ・ ■■■■に対して報告を求めるなどの対応を行った記憶はなく、適正に処理されたかはわからない。

【考察】

- ・ 県東部健福は残土処分場の進入路付近に搬入された瓦くず、陶器くず等の排出元を立入検査して当該瓦くず、陶器くず等が廃棄物であると特定し、■■■■に対し、これを適正に処理するよう行政指導した対応は適切であると考えられる。
- ・ 公文書記録には、後日の現場確認の実施の有無や、■■■■がどのように処理したのか等を追求した記録はなく、行政指導に従って適正に処理されたかは確認できない。通常、産業廃棄物の処理責任は事業者にあるのであって、これまでの指導事例において行政が処理状況の適否を確認することは行っていない。従って、当時、当該瓦くず、陶器くず等の最終的な処理状況を確認していなかったとしても、指導・監督責任は果たしていたと評価でき、行政の対応が不適切であったと直ちに断ずることできない。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- ・ 源頭部北西側区域にがれき類等が山積みになっていたが、源頭部に残土と一緒に廃棄物が持ち込まれる呼び水となる状況があった可能性はある。源頭部北西側区域に埋められたがれき類は2021年7月の盛土崩落時に一体となって流出していないことから、源頭部の崩落との因果関係は明らかではない。
- ・ 産業廃棄物への規制は、度重なる法改正により、排出事業者責任の徹底や罰則の強化が行われてきたが、有価物と称して処分するなど巧妙化・潜在化する傾向がある。
- ・ 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄では、法の抜け道や行政が指導しにくい間隙を縫って行われるケースがある。時には指導を聞かないことを自ら吹聴する者や、黒幕にいる者を恐れて関係者などの情報を黙秘し保身を図る者、担当職員を恫喝する者もあり、廃棄物行政に携わる職員は、こうした法の遵守意識

の低い相手と向き合い、法に基づく権限を駆使して事実関係を把握する必要があることから、その対応には知識の蓄積はもとより、指導経験の蓄積、共有が必要である。

- ・ 不適正処理事案が複雑多様化する中で、指針に基づく厳格な対応が求められる一方、限られた行政職員のマンパワーによる適時の監視や指導には自ずと限界がある。組織内で断固たる姿勢を共有し、他の法令所管部署と連携した取組を進める必要がある。

(1) 今般の事案を踏まえた取組の実施

残土と称して廃棄物が捨てられる事案が発生していることから、県民の協力を監視する「盛土110番」を県庁内に開設した。不法な盛土等に関する通報情報を関係部局間で共有し、関係法令に基づく行政処分等の迅速化するなど対処体制の確立を目指して、令和4年度から県に盛土対策課を設置した。また、不法投棄パトロールを兼務する職員を増員し、兼務職員に対しても監視・指導の研修を行っている。

これまで行政指導が形式化し、長期化していた反省を踏まえて、監視活動を強化するとともに、行政の不十分な対応により不法投棄が継続、拡大することがないよう職員の知識や経験を蓄積し、指導技術の習得に努めている。

(2) 今後に向けた取組

関係部局間で廃棄物混じり土砂への対応のポイント等を共有し、衛星写真や三次元点群データによる地形変化、IT技術を活用した先回り監視パトロールを活用を図る。これまでの警察と連携してきた経験を踏まえ、組織的な不法投棄を行うなど悪質事案や不適正処理事案への対応について、監視・指導の手法に関する優良事例を収集し、さらなる指導技術の向上を図る。

vii 逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為等に係る行政対応の相互関係（仮）

1 土地改変行為等が行われた時期

逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為等が行われた期間は、それぞれ概ね下表のとおり。

区 分	行為の始期	行為の終期	備 考
①区域 盛土行為	土の採取等計画届出書の受付(市) 2007(H19). 4. 9	(完了届未提出)	出入口付近への門扉設置(市) 2012(H24). 1. 25
①区域 木くず混じり土砂	木くず混じりの土砂の認知(県) 2010(H22). 8. 31	木くず混じりの土砂の移動※ 2010(H22). 11. 19	※ ⑥区域に移動
⑤区域 A・B工区	開発行為の許可(県) 2002(H14). 12. 26	開発行為の完了 2006(H18). 3. 24	命令発出 2003(H15). 2. 28(県) 命令解除 2005(H17). 8. 25(県)
④無許可 開発区域	無許可開発の認知(県) 2003(H15). 2. 6	命令解除(県) 2005(H17). 6. 20	命令発出(県) 2003(H15). 2. 21
④区域 C工区	開発行為許可申請書受付(県) 2006(H18). 3. 17	開発行為の完了 2006(H18). 11. 27	開発行為の許可(市) 2006(H18). 4. 11
④区域 D工区	開発行為の許可(市) 2006(H18). 10. 18	(事業未完了) (2011.3 事業者所在不明を認知)	林地開発の許可(県) 2008(H20). 7. 8
④区域 E工区	開発行為の許可(市) 2006(H18). 10. 18	開発行為の完了 2007(H19). 7. 31	
⑥区域	廃棄物搬入の認知(県) 2009(H21). 2. 5	(是正未完了)	
土砂災害警戒 区域の指定	基礎調査の開始(県) 2005(H17)年度	土砂災害警戒区域の指定(県) 2012(H24). 3. 30	左記は伊豆山地区の 指定

※2011(H23). 2. 25 に①区域、④区域(C・D・E工区)、⑥区域の土地所有権は移転

【各区域における土地改変行為等が行われた時期の対比（再掲）】

区分	2002 H14	200 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31 R1	2020 R2	2021 R3
①区域 盛土行為						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
①区域 木くず 混じり土砂									→											
⑤区域 A・B工区		→	→	→																
④無許可 開発区域		→	→																	
④区域 C工区					→															
④区域 D工区					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
④区域 E工区					→															
⑥区域								→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
土砂災害警戒 区域の指定				→	→	→	→	→	→											

※ 破線：事業完了していないものの、実質的に現場の動きが止まっていた期間

2 当該土地改変行為等への行政対応に係る事実関係の整理 ※

※ ①区域の盛土行為に係る事実関係については、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書（令和4年5月）」から抜粋、それ以外の事実関係については、本報告書の各法令に記載の事実関係から再掲）

2002. 12. 26 県熱海土木が██████に対し、⑤区域の宅地造成について都計法第29条の開発行為を許可する(E002)

2003. 2. 6 県土地対策室、県熱海土木が、██████が⑤区域で開発行為許可を得て実施している宅地造成工事の現場確認の際、④無許可開発区域における開発行為（無許可）を確認する(D001)

現地の状況

- ・巨石を並べて道を作り、芝生広場、建築予定地を平らに造成
- ・入り口付近には、モニュメントや「██████ペンション建設予定地（平成15年6月30日オープン）」との看板を設置

県の認識

- ・（北側区域は）明らかに開発行為であるため、工事の停止等の命令の前段階として弁明書の提出を求める

2003. 2. 21 県熱海土木が██████に対し、④無許可開発区域における都計法違反（無許可）による開発行為について同法第81条第1項に基づく命令を発出する(D015)

2003. 2. 28 県熱海土木が██████に対し、⑤区域の宅地造成について都計法第81条第1項に基づく措置命令を発出する(E018)

2003. 9. 5 県熱海土木が、██████の④無許可開発区域に係る防災工事について条件を附して承認する(D067)

2005 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する（逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の4溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流））

2005. 6. 20 県熱海土木が██████に発出していた④無許可開発区域に係る都計法による措置命令を解除する（D081からの類推）

2005. 8. 25 県熱海土木が██████に対し、⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可について都計法による地位の承継を承認する(D081)

2005. 8. 25 県熱海土木が██████に対する⑤区域の宅地造成に係る命令を解除する(D081)

2006. 3. 24 県熱海土木が、⑤区域の宅地造成の開発行為の許可に係る完了検査を行い、[REDACTED]に対し検査済証を交付する
2006. 4. 11 市が[REDACTED]に対し、④区域・C工区について都計法第29条による開発行為を許可する(D・・・)
2006. 9. 21 [REDACTED]が逢初川源頭部を含む約35万坪の土地を購入・所有する
2006. 10. 18 熱海市が[REDACTED]に対し、④区域の宅地造成に係る開発行為について、変更(D工区、E工区の追加)を許可する
2006. 11. 27 [REDACTED]による④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為が完了する
- 2007 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査(土石流)を実施する(奥鳴沢の1溪流)
2007. 4. 9 市がA社の①区域に係る土の採取等計画届出書を附帯条件付きで受付・受理する(A・・・)
2007. 4. 25 県熱海土木が「逢初川から泥水が流れ込み伊豆山港内が広範囲に汚濁している」との通報を受け、逢初川上流部を現地確認する(A283)
- 現地の状況**
- ・ 広範囲に宅地造成が行われている
 - ・ 泥水の発生源は造成地内の谷部分、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況
2007. 5. 2 県東部農林がA社から8万坪(26ha)について宅地造成の開発計画を進めていること等を聴取する(A・・・)
2007. 5. 31 県東部農林がA社に対し、①区域における林地開発許可違反による開発行為について文書による行政指導を行う(A・・・)
- 指導等の内容**
- ・ 当該森林内での開発行為に相当する作業の中止すること
 - ・ 土地の改変変更面積を実測し求積図を提出すること
 - ・ 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を提出すること
 - ・ 書類の提出期限：2007. 6. 25

※ 2007. 5. 31～2008. 8. 7の間、林地開発違反の是正が完了するまで、A社は盛土

等の工事は出来なかった。

2007. 7. 31 ■■■■■による④区域・E工区における宅地造成に係る開発行為が完了する
2008. 4. 30 A社が県東部農林に対し、①区域の林地開発許可違反(無許可)による開発地の復旧計画書を提出する(日付:2008. 4. 28)(A・・・)
2008. 5. 1 県東部農林が■■■■■に対し、④区域・D工区における森林法第10条の2(林地開発許可)違反に係る文書指導を行う(D89)
2008. 5. 30 県東部農林が、④区域・D工区における林地開発許可違反に係る復旧工事の完了を確認する(D100、101)
2008. 7. 8 県東部農林が■■■■■に対し、④区域・D工区に係る林地開発を許可する(林地開発許可面積:1.9384ha)(D107)
(■■■■■は同日付けで林地開発に着手する(D108))
2008. 8. 5 県東部農林が、市、■■■■■立ち会いの下、復旧工事完了報告書により①区域の林地開発許可違反(無許可)による開発地の復旧工事の完了を確認する(A・・・)
2008. 10. 20 市が県東部農林に対し、「■■■■■の経営状況が悪化し現場が止まっており、(④区域・D工区に係る防災工事の完了確認の)立会いを求めるのは困難な状況」との情報提供を行う(D118)
2008. 12. 5 県東部農林と市が、④区域・D工区における今後の対応についての打合せを行う(D123)
- 打ち合せ内容(抜粋)
- ・世界的な金融危機により■■■■■の経営が急激に悪化している
 - ・現在、土工事の途中でこのまま工事が停止すると防災上非常に危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる
 - ・工事完了が困難であれば中止届を提出させる
2009. 1. 21 県東部農林、県熱海土木、市と■■■■■が、(赤井谷(①区域)における)今後の残土処理について協議する(A・・・)
- 状況
- ・当該計画地は、2008. 8. 7に(県東部農林が)林地開発行為復旧工事の完了を認めた場所
 - ・県が森林法第10条の2違反による復旧指導を行う以前に、市が県土採取等規制条例及び県風致地区条例(当時)に基づき土地改変行為等を認めていたため(注:風致地区内行為の許可の通知は2007. 4. 12、2007. 6. 4)、復旧工事の完了に伴い、残土処分が可能と

なった

- ・しかし、現状、工期が切れているため、[REDACTED]は市に工期の延長を申請している

協議内容

(東部農林)

- ・違反行為があった場所だが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的にいうことはないが、再度の林地開発許可違反は許されない
- ・将来、事業を拡大し林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない旨を説明
- ・当面は現実的な量进行处理する計画にしたかどうか

(熱海土木)

- ・逢初川の土砂流出を懸念し、万全の対策を依頼
- (市)
- ・当初計画の約 38 万 m³の残土処分が実行できるとは考えられない
 - ・もっと現実的な内容に計画を修正したかどうか
 - ・風致地区内行為変更許可申請(2009. 1. 14 提出)の工期延長については認める方針

(A社)

- ・県や市に絶対迷惑がかからないようにする
- ・面積が 1ha を超えることはない、当面の量は 3,000?~5,000?程度

2009. 2. 5 県東部健福が市からの「ホテル従業員寮の解体工事の施工業者が解体廃棄物を自社が所有する伊豆山の土地に不適正保管している」との通報により、逢初源頭部北西側区域（以下「⑥区域」という）の現地を確認する(F・・・)

現地の状況

- ・がれき類(熱海市日金の建物解体工事現場から搬入)、繊維くず(布団、毛布等)が山積みの状況
- ・また、別の箇所にも大量の木くずが放置され、更に奥側にも伐採木が山積みされている状況

市、県東部農林からの情報

- ・[REDACTED]はこれまでも廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、2008 年末まではこれほどひどい状況ではなく、年明け以降急激に 廃棄物の量が増えた
- ・大量の木くずは、市と東部農林の指導により、ようやくまとめたものである
- ・奥側に山積みされている伐採木は最近のもので把握していない

2009. 4. 3 [REDACTED]が県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理計画書を提出する(F・・・)

計画の内容

- ・再生利用（コンクリート塊）、業者への売却（鉄くず）、一般ゴミ等処理施設へ運搬（木材、繊維くず、廃プラ、紙くず）
- ・解体工事現場での保管場所の確保が困難なため、近接地である伊豆山に仮置きしている
- ・囲いについては、一時的な仮置きのため、必要最小限で出来るだけ設置する

2009. 6. 24 県東部農林、市が、①区域の現地調査を実施し、伐採届、小規模林地開発の手続き無しに残土搬入が行われていることを確認する(A・・・)
(2009. 6. 19 に市から県東部農林に対し、残土搬入の動きがあるとの情報提供があったため、現地調査を実施)

現地状況等

- ・伐採届及び小規模林地開発の手続き無しで残土搬入されていることを確認（沢へ降りる作業道が拡張されており、2008. 8. 7 復旧完了した復旧箇所が一部含まれている可能性がある」と記録されている）
(復命書添付の写真からは上部から残土が谷に落とし込まれている様子が見える)
- ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha 未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう伝達

2009. 7. 2 県熱海土木、県東部農林、市と■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■(■■■■■■■■■■氏)が①区域における盛土計画について協議する(A・・・)

協議内容

- ・A社は「林地開発にならないよう 1ha を超えないようにやる。少しずつ（1ha 未満をいくつも）やっていくしかない」と発言
- ・これに対して、県東部農林は「小分けは認めない」と回答
- ・その後、A社は「じゃあ何年たったら隣接でなくなるのか。別の第三者ならいいのか」と県東部農林に確認
- ・県東部農林は「隣接や第三者の判断はその時に判断する」と回答

2009. 10. 8 県熱海土木が「伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい」との通報を受け、伊豆山港を現地確認する(A073)

県担当者の認識

- ・港外の濁りの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる
- ・逢初川の濁りの発生源は、上流部の土地改変行為によるものと思われる

2009. 10. 9 県熱海土木が、2009. 10. 8 の伊豆山港及び逢初川河口部の濁りの現地確認の結果を踏まえ、逢初川源頭部(①区域)を現地確認する(A074)

現地状況

- ・雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された(現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態)

県担当者の認識

- ・河川区域の上流であるが、当該地の土砂が逢初川に流入していることは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる

2009. 10. 23 ■■■■■の④区域・D工区における林地開発許可に係る工期(2009年10月23日)が切れる

2009. 11. 4 市、県熱海土木、県東部農林が①区域についての今後の対応を協議する(A・・・)

協議等の内容

- ・市から、県に土地改変面積が1haを超えているのではないかとする点について問題提起し、「県市一緒に面積調査から入ったほうがよい」と口頭にて依頼(→共同実施についての結論出ず、面積調査よりも工事を止めさせる方向で対策を検討)
- ・会議の終了後、県東部農林から市に対し、面積の確定について、市でA社を指導しながら対応するよう要請
(現地は改変面積が1haを超えている可能性があるが、森林法の手続きにのっとり業者を指導していると時間がかかってしまうため、市から事業者を指導するようにとのこと)
⇒これに基づき、2009. 11. 30に1.2haの求積図が提出されることとなる

2009. 12. 1 県熱海土木、県東部農林、市が、①区域の残土処理場について今後の対応を協議する(A・・・)

協議内容

- ・1.2haの測量図面が出されたが、図上求積であり、信憑性にも欠け、正式文書でないため、最初は伐採届の指導と県土採取等規制条例の違反の指導で市が動く(明日にでも会って指導を開始する)
- ・口頭で指導をしたら、同じ内容を文書でも指導する
- ・最悪のことを考えて行政代執行を市がやる場合の調査(見積りも)用意したほうがいいのか、という意見も出た
- ・A社は会社として機能していないので、土地を借りて行為をしているB社に直接指導する

2010. 7. 1 県東部農林、県東部健福、市がD社に対し、①区域の残土処分及び⑥区域のコンクリートガラ撤去について事情を聴取する(A・・・)

聴取内容

- ・残土処分地の進入路上部に安定勾配で小段をつけながら仕上げたい
- ・下の残土処理場と一体で1haを超えるようであれば、残土処分完了後、区域を広げないようその上に盛って仕上げたい」と新たな土砂搬入を提案

東部健福

- ・「管轄外なので、適法に処分すれば構わない」と回答

東部農林

- ・「一体性の判断であるが、時期及び流域は同じでも、行為者が異なる
と扱いが微妙になる」「詳細な計画を見てから本課と相談して判断
したい」と回答

⇒現時点では 1ha 以下の小規模林開の範疇であると整理され、市が総合的に判断し関係部署に連絡することとなった

2010. 7. 22 ④区域・D工区（ が林地開発許可を受けた土地）に
 が残土搬入していると情報があり、市、県東部農林が現地調査
を実施する(D151)

県の認識

- ・ 現況地盤は、計画地盤より 1 ～ 2 m 程度低いため、計画地盤の高さ
とするための土砂搬入であれば目的外工事とはいえない
- ・ は、 の工事施工者として申請されており、
 の指示であれば問題ない
- ・ 単なる残土処理であれば、（林地開発の）変更許可が必要となる
- ・ （土砂搬入が）造成工事に伴うものか、残土処分なのか確認等を行う

2010. 8. 31 県東部健福が市からの「伊豆山の残土処分場（以下「①区域」という）
で木くず等が混ざった土砂が混入されている」との報告を受け現地確
認を行う(A106)

現地の状況

- ・ 残土処分場の上部から 3 分の 1 あたりまでの土中に木くず（解体工
事から発生したと思われる 20～30 cm 程度の木片）がかなりの量で
混ざっている

東部健福の認識

- ・ 上部から 3 分の 1 より下の部分には木くずが混じっていないので、
崩れたとされる最近搬入された土砂にのみ木くずが混じっていた
と思われる
- ・ 木くず混じりの土砂の搬入は不法投棄等の可能性が非常に高い
- ・ 土砂を当該地に持ち込んだ者について、確固たる証拠がない、また、
排出先(元)を特定する材料もない

2010. 11. 10 A社から市に対し、①区域での更なる残土処理と道路開設の相談がな
されたことを受け、県東部農林、県東部健福、県熱海土木、市が、A
社関係の開発行為に係る対策会議を開催する(A・・・)

市

- ・ A社から伊豆山地内で残土処理及び道路の開設をしたいとの要望が
ある
- ・ 同社及びその関連会社による開発は、市内 6 箇所で行われているが、
すべて開発途中で止まっており、管理もずさんで申請どおりに施工

されていない

- ・市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力していきたい
- ・現在、1ha 未満の県土採取等規制条例の届出に基づき工事しているが、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている
- ・規制に有効な法令の検討として、特に森林法が候補として挙がる
- ・市から、県に既に工区面積が県の林地開発許可が必要となる 1ha を超えているのではないかとの問題意識を提起
- ・A社から、現在の工事を完了させた上で、別企業による新たな 1 ha 未満の届出をすることを市に提案している
- ・合計で 1ha 以上になるので、森林法の林地開発許可ほかの法令で規制できないか（→県東部農林が持ち帰り検討する）

東部農林

- ・原則は 1ha を超える部分については現状復旧することが必要
（注：森林法上、無断開発された林地は原則として 1ha を超える 部分だけでなく、全体の現状復旧が必要）
- ・県も市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する

熱海土木

- ・逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者として無視できない

2010. 11. 17 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（A141）

撤去作業の状況

- ・10. 20 に掘り起こした木くず混じりの土砂 4 トン車 31 台分を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出（全ての土砂の搬出はできなかった）
- ・がれき置場に搬入された土砂を観察すると、木くず以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

2010. 11. 19 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（11. 17 の残りの土砂）（A143）

撤去作業等の状況

- ・撤去作業前に 11. 2 に確認した木くず混じりの土砂について、木くずの確認できる範囲で掘り起こしを行った
- ・11. 19 に掘り起こしたものも含め、4 トン車 33 台分の木くず混じりの土砂を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出

2011. 2. 25 土地所有権の移転（A社→C者）、A社等とC者との間で同日付けで覚書を締結する（A・・・）（所有権が移転した区域を要確認）

2011. 3. 4 県森林計画課、県東部農林、市が①区域の残土処理場の現地調査を実

施する(A・・・)

調査結果

- ・残土処理(盛土)の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。今後も浸食や崩壊が進行するおそれ強い
- ・市には「伐採届」、「県土採取等規制条例」に基づく指導を行うよう依頼

2011. 3. 4 県森林計画課、県東部農林、市が、林地開発許可案件の定期査察により④区域・D工区の現地確認を行う(D168)

現地の状況など

- ・■■■■は登記簿上存続しているものの、所在地に会社は不存在
- ・リーマンショック以降工事は中断している
- ・施工状況は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積みが放置されている
- ・沈砂地は設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である
- ・現状での過伐採や土砂の流出は見られない
- ・盛土用の土砂らしきものが最近も搬入されている

2011. 3. 17 市、県土地対策課、県森林計画課が①区域の現状の確認と今後の対応について協議する(A・・・、D173)

協議内容(①区域の盛り土関係)

- ・基本的に市が県土採取等規制条例に基づき対応すること、土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要があることを確認

【県土地対策課作成の協議記録の記述(抜粋)】

土地対策課

- ・土採取条例にも報告徴求や措置命令など監督処分等に関する規定があるものの、本来が届出制度であることもあり、単独の対応では規制及び指導の効力が弱く、森林法など個別法による対応を軸に指導することが望ましい
- ・(県土採取等規制条例の)規制効果を案ずることよりも当該条例による所要の手続きを取るほかはなく、災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、直ちに停止命令を行うことが妥当

熱海市

- ・了解した。緊急の必要があるために直ちに停止命令を行う方向で検討する。

(注) 当該協議により県・市で認識が共有されたかは不明だが、県森林計画課の当該協議の記録に「対応」として以下の記述あり

協議内容（④区域（D工区）の林地開発許可関係）

- ・ 県東部農林が■■■■■に対し、配達証明郵便で文書指導を行う
- ・ 指導に従わない場合又は文書が到達しない場合は、中止命令を行う予定
- ・ 法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つ

2011 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する（鳴沢、猪洞沢の2溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流））

2011. 5. 19 県廃棄物リサイクル課、県熱海土木と市が、①区域について、前土地所有者、現土地所有者等と面談する(A・・・)

内容

- ・ 土採取の届出区域以外にも土が盛られ、市は「仮置き」扱いとしているが、合計では1haを超える。本来であれば土を盛るだけでも土採取の届出が必要。県土採取等規制条例の届出に係る処理を完了すること及び過剰搬入した土砂を現場から搬出すること等を指導
- ・ 市の対応として2011. 4. 27 付文書で、A社等に対し、2011. 5. 13 を期限とし報告書の提出を指示したが報告要求文書を見ていないとA社社員が述べたことから、2011. 5. 31 までを期限として提出を指導した。2011. 5. 31 の期日を待って報告が得られない場合、(県土採取等規制) 条例に基づき行政処分を行っていくための事務処理を県土地対策課と相談しながら行う

2012. 1. 25 市による赤井谷(①区域)の門扉の設置工事が完了する(A・・・)
(H24)

2012. 2. 29 県熱海土木が市に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会を行う

2012. 3. 15 市が県熱海土木に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会への回答を行う（「(逢初川を含め) 特に意見なし」との回答)

2012. 3. 30 県熱海土木が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する
(逢初川を含む伊豆山地区の土石流7区域を指定)

2013. 2. 7 現所有者が県東部健福に対し、前所有者が放置した廃棄物の撤去作業等を善意を持って解決する覚悟である旨の文書を提出する
(2013. 1. 9 付け) (A・・・、F・・・)

文書のその他記述

- ・ 県、市と調整し関係法令を遵守し施工するが、敷地内処分について

現地主判断で処理することに理解を求めたくお願いします

- ・A社が市の指導を無視して放置した伊豆山港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次被害防止の安全対策工事を施工
- ・その他伊豆山地区における工事計画の概要、廃棄物の処理計画（1.21 提示案）も記載

(注) 県がC者から聴取(2021. 12. 16)した結果によれば、この書面は自分が作成したものでないとのこと

2013. 4. 16 県東部健福が⑥区域の現地を調査する(F168)

現地の状況

- ・敷地内は入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されていた

2013. 5. 8 県東部健福が⑥区域の現所有者代理人に対し、現地が整地された経緯等を聴く(F169)

聴取内容

- ・現地にあったがれき類は、当該敷地奥の造成に伴い埋立てした
- ・1000 m³のがれき類を 30m×70m にならず、ガラ厚 20 cm程度
- ・現所有者は自分の土地だからどう使おうがよいではないかとの考え

2016. 4 以降 砂防指定地等監視員の業務報告書が残存する 2016 年 4 月以降は、逢初川の砂防指定地等については、砂防指定地等監視員からは、「崩壊・損壊箇所なし」と報告されている(sab005)

巡回内容及び記録

- ・逢初川は年 6 ～ 7 回の頻度で巡視
- ・2016 (H28). 3 月以前の業務報告書は残存していない

【論点】

- (1) ④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為等に係る県の行政対応において、①区域における盛土行為への影響等を考慮できたか。
また、④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為に係る県の行政対応において、それぞれの区域への影響等を考慮できたか。
- (2) 森林法、都市計画法、廃棄物処理法による行政対応に当たり、県の関係機関間の連携は適切に行われていたのか（東部農林、熱海土木、東部健福及び本庁関係課など）

4 事実関係を踏まえた論点と考察

- (1) ④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為等に係る県の行政対応において、①区域における盛土行為への影響等を考慮できたか
また、④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為に係る県の行政対応において、それぞれの区域への影響等を考慮できたか

【確認・判明した事実関係】

- ・①区域における盛土行為の着手は、2007（H19）年4月である（市が土の採取等計画届出書を附帯条件付きで受付・受理（2007.4.9））。
- ・⑤区域における宅地造成については、2006（H18）年3月には事業完了している。（当該宅地造成の当初の事業者は■■■■であり、後に■■■■が同社から開発行為許可の地位を承継し、事業を完了させている）
- ・④無許可開発区域における開発行為は、⑤区域の当初の事業者である■■■■によるものであるが、2005（H17）年6月に同社による防災工事が完了し、命令が解除されている。
- ・■■■■による④区域（C、D、E工区）における宅地造成うち、C工区（開発行為許可：2006年4月）、E工区（開発行為許可：2006年10月）については、それぞれ2006年11月、2007年7月に事業完了（事業の完了確認は熱海市が実施）している。D工区（開発行為許可：2006年10月、林地開発許可：2008（H20）年7月）については、現時点においても未完了の状態である。
- ・現時点で④区域・D工区の排水施設は完成していない状態であるが、当地の雨水（表流水）については、鳴沢川流域外に流出しないことを確認している。
- ・⑥区域においては、熱海市内の現場での建築物の解体工事により発生した廃棄物の不適正な保管が疑われる行為、当該廃棄物の不適正な処分（埋め立て）が疑われる行為が行われたものである。
- ・④区域、⑤区域の土地改変行為に対応した県職員には、④区域・無許可開発や⑤区域の宅地造成において、都計法違反を指摘され、同法による命令を受けた■■■■と、④区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請者である■■■■は、■■■■（⑥区域の土地所有者）の■■■■社長と関係のある業者ではないかと推測していたものの、当時、公式（法人登記簿など）には、上記関係を立証できなかった。

【考察】

（④、⑤、⑥区域の土地改変行為等に係る行政対応における①区域の盛土行為の関係）

- ・④区域・無許可開発の是正の完了は「2005年6月」である。「2007年4月」の①区域の盛土行為（以下単に「盛土行為」という）の着手前のため、当該無許可開発の是正に係る行政対応において、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。
- ・④区域・C工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は「2006年3月（市許可：同年4月）」、工事完了は「2006年11月」である。いずれも盛土行為の着手前のため、当該申請の審査等において、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。
- ・④区域・D工区の宅地造成に係る林地開発の許可申請は「2008年5月」と、盛土

行為の着手後に行われているが、①区域から物理的に離れている（鳴沢川流域）ことから、当該申請の審査等において、盛土行為への影響等は考慮の対象外であるとする。なお、当該工区については、防災工事が完了しないまま放置された状態にあるが、当地の雨水（表流水）は鳴沢川流域外には流出しておらず、①区域に影響はないことを確認している。

- ・⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は「2002 年 12 月」、工事完了は「2006 年 3 月」である。いずれも盛土行為の着手前のため、当該申請の審査等において、盛土行為への影響等は考慮できないと考える。
- ・⑥区域への搬入された廃棄物への行政対応の時期は「2009 年 2 月」以降と、盛土行為が行われていた時期と重なるが、廃棄物処理法による是正指導等の対象となるのは⑥区域であり、①区域には及ばないことから、当該廃棄物に係る行政対応において、盛土行為には関与できないと考える。
なお、⑥区域への廃棄物の搬入と、逢初川源頭部周辺区域への廃棄物の搬入との因果関係（誘発したか）については、公文書等からの検証は困難であった。

（④、⑤、⑥区域における土地改変行為等の相互の関係）

- ・⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請の時期は「2002 年 12 月」、工事完了は「2006 年 3 月」である。④区域（C、D、E 工区）の宅地造成の着手前のため、当該申請の審査等において、④区域の宅地造成への影響等は考慮できないと考える。
- ・なお、④区域・無許可開発と⑤区域の宅地造成については、開発行為許可違反により、同時期にいずれも土砂流出防止等についての措置（以下「防災工事」という）の命令を受けている。公文書上、実施された防災工事の内容は確認できなかったが、両区域における防災工事については、関係者から「防災計画の作成に当たっては、⑤区域と④区域・無許可開発の状況を把握し、全体として考える」との認識が示されていること、また、当該工事の完了検査を経て、命令が解除されたことが見受けられる。このため、工事自体は、適切に実施されたものと思われるが、当該工事の施工状況を確認できる公文書が残存していないため、この点の検証は困難であった。（要検討）
- ・④区域・C 工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請の内容は、C 工区から⑤区域への排水も含め、現時点で改めて審査しても適正なものである。このことから、C 工区に係る行政対応においては、⑤区域への影響等について適切な考慮がされていたものとする。（要検討）
- ・④区域・D 工区における宅地造成については、D 工区から鳴沢川への排水が⑤区域を経由することから、林地開発許可申請においては、⑤区域への影響を考慮する必要があると考える。しかしながら、この排水に関する内容を確認できる公文書が残存していなかったため、この点の検証は困難であった。（要検討）

- ・⑥区域に搬入されたのは、建築物の解体工事により発生した廃棄物である。④区域（C、D、E工区）及び⑤区域の工事は、宅地造成であり、解体工事ではないことから、⑥区域への廃棄物の搬入と直接の関係はないと考える。

（本論点を総じた考察）

- ・④区域（C、D工区）及び⑤区域の土地改変行為については、盛土行為の着手前に完了しているため、これらの行為への行政対応において、盛土行為への影響等を考慮することはできなかった。④区域（C、D、E工区）、⑤区域の宅地造成が盛土行為に与える影響等を考慮するためには、当該盛土行為を行う前に、その周辺区域において、「過去にどのような土地改変行為が行われたか」、また、「現在どのような土地改変行為が行われているか」等の情報を収集する必要があったと考える。
- ・なお、~~「①区域」と「④区域、⑤区域、⑥区域」との関係の有無、また、「④区域」、「⑤区域」、「⑥区域」の相互の関係の有無にかかわらず、立証できなかったものの、~~当時の職員が、「④区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請者が、特定の人物を通じ、同区域の開発行為において法令違反を指摘された業者と関係しているのではないか」と推測していたのであれば、関係機関間で連携し、これら3者による土地改変行為等の動向を注視する等の対応をする余地もあったと考える。

（2）森林法、都市計画法、廃棄物処理法による行政対応に当たり、県の関係機関間の連携は適切に行われていたのか（県東部農林、県熱海土木、県東部健福及び本庁関係課など）

【確認・判明した事実関係】

- ・盛土行為の着手直後の2007（H19）年4月25日に発生した「逢初川からの泥水による伊豆山港内の広範囲の汚濁」や当該汚濁の**確認後**に実施した「逢初川上流部の現地確認の結果（広範囲に宅地造成が行われている（おそらく④区域））、泥水の発生源は造成地内の谷部分（おそらく①区域）、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況）」については、県熱海土木が実施している。
- ・しかしながら、残存する公文書上は、上記の情報については、現地確認を実施した県熱海土木の担当課内での共有にとどまり、同事務所内や本庁関係課には共有されたことは確認できなかった。
- ・当該濁りの発生から約1ヶ月後の2007（H19）年5月22日に、県東部農林と市が①区域における林地開発許可違反を認知している。
- ・残存する公文書上、④区域・D工区における林地開発許可違反への対応に当たっては、森林法（林地開発許可）を所管する県東部農林と都計法（開発行為の許可）を所管する熱海市との間では情報共有等が行われていたことがうかがえる。
- ・県熱海土木が実施した「2009（H21）年10月8日に発生した伊豆山港の濁りの現地確認の結果」及びこの現地確認を踏まえ翌日に実施した「逢初川上流部の現地確認

の結果」については、同事務所内のみならず、県東部農林、市にも共有され、3者間で今後の対応について協議が行われている。

- ・県東部健福は、熱海市からの通報により、⑥区域に搬入された解体廃棄物及び①区域に搬入された木くず混じりの土砂を認識している。
- ・県東部健福は、2021（R3）年7月の土石流が発生するまでの間、①区域、④区域・D工区及び⑥区域の現地を定期的に確認している。
- ・①区域、④区域（C・D・E工区、無許可開発）、⑤区域及び⑥区域における土地改変行為について、「県土地対策室と県熱海土木」、「県森林計画室と県東部農林」、「県廃棄物リサイクル室と県東部健福」など、法令所管部局の本庁担当課と担当出先機関間、あるいは関係出先機関間では情報共有するなど連携して対応していたが、公文書上、本庁関係課間での情報共有等については確認できなかった。

【考察】

- ・2009年10月に発生した伊豆山港の濁りと、その後の逢初川上流部の現地調査の結果については、調査を行った県熱海土木のみならず、関係する県東部農林や市にも情報が共有され、関係者により逢初川源頭部の盛土行為への対応が協議されている。
- ・一方、2007年4月に発生した伊豆山港の濁り及びその後の逢初川上流部の現地調査の結果については、現存する公文書からは、調査を行った県熱海土木内の一部での共有にとどまったように見受けられる。当該濁りは、①区域での盛土行為の初期に発生したものであり、種々の問題が顕在化する以前であることから、やむを得ない面はあるものの、関係機関間で情報共有し、対応方針の協議等がされていれば、当該盛土行為の早い段階で事業者を牽制（①区域での林地開発許可違反へのより早期の指導、河川管理者としての指導、④区域の宅地造成への指導など）し得る余地もあったと考える。
- ・県東部農林がD工区の開発者である■■■■との連絡が取れなくなった以降に、県東部健福による現地調査において、同工区における廃棄物混じりの土砂の移動作業を確認しているが、この情報が県東部農林には共有されていなかった。仮にこの情報が県東部農林に共有されていれば、■■■■を捕捉できた可能性もあることから、この情報に限らず、現地調査により把握した情報については、関係者間で共有する余地もあったと考える。
- ・①区域とその周辺区域における土地改変行為に対しては、県熱海土木、県東部農林及び県東部健福が連携して対応していた時期もあることから、「できる限りの対応」との観点では、当該事案に係る動きが停滞した以降においても、当該事案に関する情報については、関係機関間で相互に情報共有等を行う余地もあったと考える。
- ・また、関係出先機関間で連携して対応している状況については、本庁関係課も承知

していたと思われることから、同様の観点では、本庁関係課間においても情報共有を図るなど連携し、一体的に取り組む余地もあったと考える。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- ・関係機関間において意味のある情報提供を行うためには、各機関がそれぞれが抱えている懸案事項（現場のあるもの等）を把握することが重要と考える。
- ・盛り土については、本庁では県盛土対策会議により、出先機関では、同会議の地域部会により、県内の各地域における不適切盛土等に関する情報を共有する仕組みが設けられているところであるが、盛り土に限らず、年度当初等の一定のタイミングで、本庁内の関係課間や同一管内の関係出先機関間において、それぞれが抱える懸案事項を共有（例 前者：関係課長会議、後者：次長会議）する場の設置を検討する必要がある。
- ・上記による情報共有により、複数の法令が関係する事案を認知した場合には、関係者が連携した対応が求められる。このことから、関係部局間、あるいは、関係出先機関間で迅速、かつ、円滑に連携体制を築くことができるよう、初動のルール等を整備しておく必要があると考える。
- ・また、本件のような許認可等が関係する事案に当たっては、例えば、許認可申請の対象となる場所だけに着目するのではなく、その周辺において、「過去に何が行われていたか」、「現在何が行われているか」、「将来何が行われる予定か」等について、関係者に情報提供を求める仕組みが必要と考える。
- ・各機関が抱える事案が他の機関に関係する事案かどうか認知するためには、他機関の所管法令に関する基礎的な知識を有する必要があることから、盛土対策会議では、関係職員に対し関係各法令に関する研修を実施している。